

第7回厚生政策セミナー報告書

# こども、家族、社会

- 少子社会の政策選択 -

# 目 次

1	プログラム	2
2	セミナーの開催主旨・討論のポイント	3
3	講演者、司会者のプロフィール	5
4	開会挨拶	7
5	午前の部 基調講演 1	9
	基調講演 2	20
	午後の部 パネルディスカッション	34
	問題提起	34
	パート 1	40
	パート 2	61
6	図表	69

## 厚生政策セミナー

国立社会保障・人口問題研究所は、内外の人口ならびに社会保障をめぐる問題について議論し、理解を深める場として、毎年1回テーマを決めて「厚生政策セミナー」を開催している。前回までのテーマは以下のとおりである。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 第1回「福祉国家の再構築」   | 第2回「少子化時代を考える」   |
| 第3回「福祉国家の経済と倫理」 | 第4回「21世紀の家族のかたち」 |
| 第5回「アジアと社会保障」   | 第6回「地球人口100億の世紀」 |

## 第7回厚生政策セミナー

日時：2002年11月22日（金）10：00～17：00

場所：国連大学 3階 国際会議場

主催：国立社会保障・人口問題研究所

後援：読売新聞社

### プログラム

#### 午前の部

- 10：00～10：05 開会挨拶  
植村 尚史（国立社会保障・人口問題研究所副所長）
- 10：05～11：05 基調講演1「先進諸国における少子化と政策的対応」  
アントニオ・ゴリーニ（ローマ大学人口学部教授）
- 11：05～11：15 休憩
- 11：15～12：15 基調講演2「ヨーロッパにおける少子化と家族政策」  
ゲルダ・ネイヤー（マックスプランク人口研究所上級研究員）
- 12：15～14：00 昼食休憩

#### 午後の部

##### パネルディスカッション

- 司会：勝又 幸子（国立社会保障・人口問題研究所室長）
- 14：00～14：20 問題提起「少子化への政策対応：何が求められているか？」  
阿藤 誠（国立社会保障・人口問題研究所長）
- 14：20～15：40 パート1  
リズベット・クヌズセン（南デンマーク大学人口研究センター助教授）  
マリーテレーズ・ルタブリエ（フランス雇用研究センター上級研究員）  
アナ・カブレ（バルセロナ自治大学人口研究センター所長）  
デイビット・ブラウ（ノースカロライナ大学経済学部教授）
- 15：40～16：00 休憩
- 16：00～17：00 パート2  
全員による討論

## セミナー開催の主旨

「こども」の問題は、社会保障分野において高齢者対策と並ぶ重要課題である。近年、出生率の低下と女性の労働市場への進出に伴い、少子化の要因およびその影響について多くの研究が行われてきた。平成13年経済財政諮問会議は保育所待機児童解消を政策目標とし、地方自治体においても、様々な待機児童解消施策がおこなわれている。しかし、日本におけるこれらの対策はその歴史が浅いこともあり、社会がどのように「こども」のいる世帯を政策上処遇すべきかという基本理念に立って実施されているとは言い難い。むしろ、対処療法的、短期的効果を目指しているようにも思える。

家族政策、機会均等政策に経験と歴史のある欧米諸国において、「こども」に関する政策はどのような理念や考え方を基礎として立案され実施されてきたのだろうか。これまでの国際比較研究によって国によりこどもや家族を対象とする政策には大きな違いがあることがわかっている。多様な政策の背後にある「こども」に対する認識の違いや価値観の違いを理解することによって、多角的に一国の政策とその効果を評価することが可能になるだろう。そうした知識の蓄積によって、日本がとるべき「こども」のいる世帯に対する政策の方向性や方法、少子化との関係をより具体的に提言していくことが可能になる。

本セミナーにおいては、「こども」に関する欧米諸外国の政策の背後にある社会的合意や価値観を明らかにするために、先進6カ国から経済学、人口学、社会学など多分野の代表的な専門家を招き、こどものいる世帯への政策を比較検討し、日本の今後の政策立案に役立てたい。

## 討論のポイント

- 1 先進諸国において、合計特殊出生率が人口置換水準以下に低下したままの状況が続いている人口学的、社会経済学的理由は何か？
- 2 長期に続く少子化によって予想を超える高齢化の見通しが出てきている現状で、高齢化問題全般への国民的関心はどう高まっているか？
- 3 日本では、少子化問題への政策対応において、出生率上昇を目指すべきではなく子育て環境の改善を目指すべきとの意見が多数を占めている。国民の間における出生促進政策（あるいは一般的に人口政策）への反応はどのようなものか？
- 4 少子化への政策対応としては、主として「子育ての経済的支援」と「仕事と家庭の両立支援」が二つの大きな柱と考えられるが、その重要度に違いはあるか？
- 5 「子育ての経済的支援」の中心は直接現金給付としての児童手当と間接給付としての税制優遇措置（扶養控除等）である。先進国にはこれらを一本化した国（例スウェーデン）と併存させている国（例フランス）がある。どちらかの給付を優先させている国には、理由があるか。また、両者併存の国には、一本化の議論があるか？
- 6 日本では児童手当制度拡充の提案は、厳しい財政状況下で余裕がない、少子化対策として効果がない、などの理由で却下されてきた。手厚い児童手当を支給している国々

では、どのような理由でそれが支持されているのか？

- 7 子育て中の女性の就業、特に3歳未満児をもつ女性の就業に関して、国民世論はどのように考えているか？
- 8 (仕事と子育ての両立支援策としての)育児休業制度の期間と所得保障はどこまで充実させることが望ましいと考えられているか？また、男性に育児休業をとらせるための促進策に対する意見等はどうか？
- 9 日本では、女性の就労希望の増大により保育サービスの供給不足が問題になり、「保育所待機児童ゼロ作戦」等、家庭外保育サービスを充実させる対策がとられている。保育サービスの提供はだれが行うべきか、公的なサービスはどこまで整備されるべきだと考えられているのか。
- 10 比較的出生率の高い国(あるいは出生率が上昇した国)では、何が高出生率(出生率上昇)の理由だと考えるか？家族政策は出生率に有利に働いていると評価されているか？逆に、出生率の低い国については、家族政策を強化すれば出生率が上昇すると考えられているのか？そうでないなら、何が出生率を上昇させると思うか。

## 講演者のプロフィール

### 基調講演者



アントニオ・ゴリーニ (Antonio Golini)

イタリア ローマ大学人口学部教授

人口学博士。1960年よりローマ大学で教鞭をとる。専門分野は、出生・死亡学、人口推計、高齢化、都市化、人口移動など。1976年よりイタリア政府の人口問題審議会委員。GENUS編集委員。人口学に関する著書多数あり。



ゲルダ・ネイヤー (Gerda R. Neyer)

ドイツ マックスプランク人口研究所 (現代ヨーロッパ出生率・家族動向研究室) 上級研究員、オーストリア科学アカデミー人口研究所上級研究員

博士号 (政治歴史学)。近著に、「オーストリア」 in Flora & Bahle編『ヨーロッパの家族変容と家族政策』(近刊)、「ジェンダーと福祉国家」 in Boxer & Quartaert編『グローバル化世界とヨーロッパの女性』(2000)。

### パネリスト



リズベット・クヌズセン (Lisbeth B. Knudsen)

デンマーク 南デンマーク大学人口研究センター助教授

人口学分野において幅広い経歴をもつ。専門分野は、出生、中絶、世帯形成と出産。1989年から1998年までスタティスティックス・デンマークの部長。1989年から1993年に、デンマーク出生率データベースを構築。近著に『デンマークにおける中絶25年間』(1998)。



マリーテレーズ・ルタブリエ (Marie-Thérèse Letablier)

フランス 雇用研究センター上級研究員

国立人口研究所 (INED)、米国カリフォルニア大学を経て、現職。現在、「就業と母親業」などのEUネットワークのフランス代表。社会学 (女性労働、家族政策、国際比較、農業生産) を専攻。主著は、『ヨーロッパにおける家族と家族政策』(1996)、『市場原理を超える農業の大転換』(1995) など。



アナ・カブレ ( Anna Cabré )

スペイン バルセロナ自治大学教授、人口研究センター所長。地理学博士（人口学、バルセロナ自治大学）

1978年よりバルセロナ自治大学で教鞭をとる。1984年より人口研究センター所長。シカゴ大学、ソルボンヌ大学、パリ第10大学、及びコレヒオ・デ・メヒコ等での教鞭の経験や国際人口学会理事を務めるなど国際的にも活躍。専門は人口学でスペイン（とくに、カタルーニャ地方）に関する人口分析関係の著書多数あり。



デイビット・ブラウ ( David Blau )

アメリカ ノースカロライナ大学経済学部教授

経済学博士。マイアミ大学を経て、1985年よりノースカロライナ大学経済学部で教鞭をとる。専門分野は、保育政策、労働経済等。主著に『保育問題：経済分析』（2001）など。



阿藤 誠 ( Makoto Atoh )

国立社会保障・人口問題研究所長

ミシガン大学社会学博士。厚生省人口問題研究所人口政策研究部長、同所長、国立社会保障・人口問題研究所副所長を経て、2000年より現職。国連人口開発委員会議長（2001年）・副議長（2002年）、社会保障審議会委員、日本人口学会理事。人口学及び社会学を専攻。主著は『現代人口学』（2000年）、『先進諸国の人口問題』（1996年編著）、『人口変動と家族』（1997年共編著）、『ジェンダーと人口問題』（2002年共編著）など。

## 司 会



勝又 幸子 ( Yukiko Katsumata )

国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第3室長

平成14年度厚生労働科学研究「こどものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」主任研究官。行政学修士。国際基督教大学大学院行政学研究科。専門分野は、社会保障財政政策、福祉政策等。

## ◆◆開会挨拶◆◆

植村 尚史（国立社会保障・人口問題研究所副所長）

本日は第7回厚生政策セミナーに多数の皆様方にご参加をいただきましてありがとうございます。開催にあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

今回のセミナーでは「こども、家族、社会」と題しまして、少子社会のこどもに関する政策と、その背後にある社会のあり方、考え方について皆さんと考えていきたいと思っております。

多くの先進国では出生率が人口の置換水準を下回る、いわゆる少子化という状況にあるわけですが、日本の状況も昨年の合計特殊出生率が1.33と世界でも最も低い国の一つになっております。私ども国立社会保障・人口問題研究所が本年1月に発表いたしました将来推計人口におきましても、将来も出生率の回復は難しく、1.39程度で推移するという予測になっております。

出生率の低下は、ある意味では文明化、産業化の避けられない結果というふうに言うこともできるのではないかと思います。こどもを産み育てるということは、すべての生物にとって本能的な行為であり、また、いのちを育むということは大きな喜びでもありますが、同時に、種あるいは類の未来のために個の現在を犠牲にするということも含んでいます。

私たち人間もちろんそうした本能を持っているわけでありませけれども、今日の物質文明というのは、それとは逆に、個の欲求を解放し、現在の幸福を求めるといことで発展してきました。そのおかげで私たちは豊かな生活を享受することができるようになったわけですが、その分、本能の力が弱くなってしまったのではないかと思います。

また、産業化によって生産が家族から分離し、こどもは投資財から消費財に変わったというようなことがいわれています。しかし、親にとって消費財であったとしても、こどもが生まれ、育たなければ、その社会の未来はない。その意味で社会にとって、こどもは投資財であるということには変わりないのです。このことは、こどもは親のもの、親が責任を持って育てていくものという考え方から、こどもは社会の宝、社会全体で責任を持って育てていくものと、そういう方向に変わっていくことが必要であるということの意味します。

もちろん、いかに社会の宝といいましても、こどもが人間の、女性の胎内から生まれるということは変えようがないわけで、親から引き離されて育つことがよいという考えの人はおそらく少数でしょう。社会の子育て力、つまり、社会全体でこどもを健全に育てていくという取り組みを強化するといいいましても、それは社会が親に取って代わるということではなく、親、とくに母親の自己実現と子育てが調和するように、社会が具体的な政策とかたちでバックアップしていく、そういう方向であろうと思います。そこがうまくいっているかどうか、出生率という具体的な数字の違いになって現れてくるということ



はないでしょうか。

このセミナーの表題となっております、厚生政策という分野の重要なところであります社会保障政策という観点から見ましても、従来は少子化を与件として、若い人が少なくなり、高齢者が多くなる社会に適応した社会保障制度のあり方というものが検討されてまいりました。しかし、それだけではなく、社会保障制度もこどもという投資によって維持可能となる社会システムの一つとして、社会全体でこどもを育てるという取り組みの中でどのような役割を果たしていくべきなのかという観点からも考えていかなければならなくなっているのではないのでしょうか。そういう意味で社会保障政策にとりましても、このテーマは重要なテーマであろうと思います。

本日のセミナーは先進国である欧米諸国の、こどもをターゲットにした政策を題材としながら、その背景にある、社会全体でこどもを育てていくということについての社会的な合意のありよう、方向性というものについて考えていきたいと思っております。

基調講演はお2人の先生にお願いしております。ローマ大学のゴリーニ先生には、欧米諸国の少子化の現状とそれに対する各国の考え方、家族政策という観点からの取り組みを中心に話をいただきます。次にオーストリアのネイヤー先生に、社会政策全体の中での各国のこどもに関する政策の位置づけ、取り組みということについて話をいただきます。

後半はパネルディスカッションです。パネルディスカッションは当研究所の勝又室長が司会を務めます。まず、当研究所の所長、阿藤から、日本の現状と少子化の対応として何が求められているのか、という問題提起を行います。パート1では、これについてデンマークのクヌズセン先生、フランスのルタブリエ先生、スペインのカブレ先生、アメリカのブラウ先生にそれぞれご参加をいただきまして、各国の状況と政策の方向について話をいただきます。パート2では基調講演のお二方にもご参加をいただきまして、皆様方からの質問への回答も含めまして、各国の状況を比較しながらディスカッションを進め、政策の背後にある社会的な合意や価値観というものを明らかにしていきたいと考えております。

本日午後5時までという長丁場でございますけれども、少子化問題を考える上で重要な情報、視点を提供できるものと考えております。会場の皆様方も積極的にご参加をいただき、一緒に考えていただきますことをお願い申し上げます、開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。(拍手)

## 基調講演 1 「先進諸国における少子化と政策的対応」

アントニオ・ゴリーニ(ローマ大学人口学部教授)

皆様、おはようございます。少子化と社会政策についてお話しする機会をいただき、たいへん光栄に思います。

私がなぜここに呼ばれたかといいますと、それはたぶん、イタリアが世界で最も出生率が低く、少子化現象がいちばん著しいからです。現在、イタリアは長寿国であり、そして少子化の国で、一つの人口革命のような状況にあります。イタリアに限らず、いくつかの少子化国がありますので、その話をさせていただきたいと思います。

最近、社会政策に目が向いてまいりまして、とくに雇用との関係、経済政策との関係といったことが論じられるようになりました。まさにそれが持続可能なのかどうか、つまり、年金制度、そして、福祉国家制度が持続可能なのか。それがわれわれ全員にとって、また、人口学者の注目を集めてきていたのでありますけれども、今は世論もたいへんな人口学的ショックを受けています。

最近はこのように社会全体が少子化に注目するようになってきました。たとえば今年(2002年)の8月に、日本の坂口厚生労働大臣がイタリアの厚生労働大臣を訪問され、日本の急速な出生率低下の影響について論じられました。それから、ヨハネ・パウロ2世が、イタリアの国会において出生の危機について表明されたのです。引用しますと、「人口の高齢化と少子化はイタリアの将来にとって大きな脅威である。その生命そのものと成長の可能性に大きな影響を及ぼすものである」と言っています。

先進国、また、いくつかの開発途上国においてもすでに問題にされていますように、いくつかの重要な人口的な変化が起こっています。第1の人口学的変化としては寿命が延びているということ、そして、出生率が低い、極端に低いということ。その結果として人口全体が高齢化しているということです。

人口が高齢化するというのは人類の歴史においてまったく新しいことであり、こういった現象にわれわれは慣れておりません。見方を変えれば高齢化というのはいいことでもあります。つまり、望まれない出生をコントロールする。それから、早い死亡を抑える。それによって高齢化するということで、決して悪いことではありませんけれども、あまりにも早く、そして、あまりにも集中的に高齢化するということが大きな問題だと思います。高齢化の速度とその集中度、それについて注目していただきたいと思います。

現在、世帯や家族においても大きな変化が起こっています。両親と同居している子どもから成る家族のパーセンテージは漸次減少しています。それから、過去15年間に於いて片親世帯のこどもの数は顕著に増加しています。また、1人暮らしの高齢者の世帯数が増えています。平均的な家族の規模も小さくなっているわけです。ユーロスタットの予測によりますと、EUのほとんどの地域において、これから2015年までに人口が停滞する、ある

いは低下します。そして、EU諸国の人口の主要成長要因は移民の流入となっています。

こういった状況の中での問題は、今日の観点からいいますと、出生というのは簡単に、少なくとも短期的や中期的に変えることができませんので、次のような質問や疑問が出てまいります。ヨーロッパ、そして、日本もそうですけれども、低出生率諸国はこれから子どもが不足するのか、2番目には、少子化は長い目で見て、つまり、国内外の社会、経済、その他の観点から見て持続可能なのだろうかということを考えさせられます。私は低出生率ということ在国内的な観点からではなく、国際的な観点からも論じてみたいと思います。

低出生率国、つまり、日本、イタリア、スペインは国際社会で重要な国であり、国際社会の一員として、中程度の出生率や高い出生率の国と競争をしなければなりません。ほかの国はそれほど速くもない高齢化を進めておりますので、国際的な比較を考えますとほかの国との競争を考えなければいけないと思います。

そこで世界の国々を見てみますと、長期的に考えて「出生の道」(fertility path)はますます過去よりも狭く、低くなっています。きわめて長期的に考えますと、女性一人当たりの持続可能な出生率は1.8から2.1のあいだです。これが最適といわれています。ところが、「出生の道」が非常に狭くなっています。きわめて高い出生率になりますと、たとえばアフリカ諸国などの場合にはプラスの勢いがついているわけです。こういったプラスの勢いがつきますと急速な人口の増加をもたらすことになります。逆にとても低い出生率、たとえば日本、イタリアのように、そして、スペインもそうですけれど、そうするとマイナスの勢いが蓄積されます。

これがどういうことかといえますと、非常に長いあいだ低出生率が続いてしまう、あるいはもう一方で高出生率が続いてしまいますと、それが勢いとなって、ますます長く低出生あるいは高出生のまま、その出生率が続いてしまう。低出生率というのは30年、40年は持続してもなんとかなる。あるいは高出生率も30~40年、50年はいいかもかもしれません。ところが、きわめて長い期間それが続いてしまいますと、どんどんその影響が蓄積して、マイナスの勢い、あるいはプラスの勢いが慣性力となって、悪循環のようにその事態を続けさせるという現象が起こってしまうのです。

このグラフでBの曲線がフランスのような国の例です。(図表1-1)フランスは出生率は低いけれども、極端に低くはない。少子化というほど極端なものではない。それが一つの理想といえます。TFR(合計特殊出生率)は1.7、1.8であり、私が思うにはとてもプラスであり、前向きであり、持続可能である。ところが、日本またはイタリアのように極端に低い出生率は、長い目で見ると持続不可能になってしまいます。あまりにも人口構成や人口構造を革命的に変えてしまう。

TFRが1.2、たとえば日本、イタリア、スペインなどの場合、子ども数によって女性を分けて、その分布を見てみますと、子どものいない女性が24%、子ども1人が41%、2人が27%、3人が7%、4人が1%といった分布になります。(図1-3)

このTFR(合計特殊出生率)1.2というのはイタリアの多くの地域に見られるもので、

日本でもそうだと思います。低出生率国の多くに見られるのが1.2。この1.2を1.8にまで上げていくには、次のような分布がほしいわけです。つまり、1.8というのは決して高い出生率とはいえません。置き換えレベルよりも10%も低いわけです。しかし、1.8を望むのであれば、こどものいない女性が15%、1子のいるのが25%、2人が30%、3人が25%、4人が5%。これを達成しなければ1.8のTFRは達成できません。低い出生率である1.8を達成するにも、1子の女性が25%、2子の女性が30%という分布が必要になってまいります。

では、これを達成するのにどういう社会政策を取るべきなのか、だれにそのメッセージを向けるべきなのか。たとえば、想像してみてください。まず、こどものいない女性の数の分布を減らさなくてはならない。あるいは1子しかいない女性、これを65%から40%に減らさなければならないわけで、3人か4人のこどものいる女性を8%から30%にまで上げなければいけないということになります。これが一つの社会政策の目標として考えられるものですが、たいへん難しい目標になると思います。

このような現実の評価に基づいて、どういうものが適切な政策対応なのかということを考えました。また、その政策というのは一体国内のどの行政レベルにおいて施行されるべきなのか、どういった人々を対象として実施されるべきなのかということを考えました。

それでは、人口学的な統計をいくつかご紹介いたしまして、三つの部分についての比較を申し上げたいと思います。比較をするにあたって、実施における社会的な考え方の違いという観点から三つの種類の地域を考えました。まず、スウェーデン。緑の色で示したものです。それから、フランス。赤で示した曲線です。そして、イタリア。これらが人口学的なトレンドの三つの可能な経路です。また、社会経済的な環境。とくにここでは社会的な環境ということでお話ししたいと思いますが、その三つの可能な道筋を示しているわけです。

その中で最も重要な数字はこれだと思います。これは結婚する人の減少ということで、すべての国々において婚姻数が減っていることがわかります。(図表1-11)女性の初婚時平均年齢が、上がってきている。とくにフランス、それからイタリアにおいてその上昇のスピードは速い。(図表1-9, 1-10)平均初婚年齢がここです。例外なのがスウェーデンです。このピークは何かというと、これはその年に投票によって決定されたスウェーデンの特殊事情による法律の影響です。平均初婚年齢ですが、これは女性の高学歴化と関係があります。そういう意味ではきわめて肯定的な側面も持っているわけです。女性が高等教育を受けるようになり、高学歴化するにしたがって結婚を先延ばしするという傾向があるわけです。もちろんこのような結婚先延ばしにおいて高学歴化というのは一つの要因にしかすぎず、それだけで決定されるわけではありませんが、重要です。

結婚から、今度は出産ですが、これはフランスとイタリア、そして、右側にスウェーデンの状況を示しています。(図表1-12, 1-13)このグラフはとても重要です。なぜかといいますと、絶対的な出産数を見た場合に、たとえばフランスとイタリアにおいて

はだいたい同じ人口規模になっています。5700万から5800万ということで人口規模は同じなんですけれども、フランスは毎年77万という出産、それに対して同じ人口のイタリアの場合には52万ということになっています。ということは、フランスのほうがイタリアよりも絶対数において50%出産件数が多いということになるわけです。

人口システムにおける新規参入がフランスのほうがイタリアよりもずっと多いという状況もあります。どういうことかということ、将来的にはフランスの人口も減少する可能性がありますけれども、新たに入ってくる人たちが多いということから、減少というのはスムーズに行われると考えられます。急激な、また、大きな人口学的な変化ではなくて、それをスムーズに段階的に行うということも考えられるということです。

スウェーデンですけれども、これは社会経済および運用上の観点からいうと、望ましい状況にはなっていません。なぜかということ、スウェーデンは今年（2002年）現時点までで8万6000件の出産です。7年で11万5千から変わったわけです。つまり出生率が34%変わったということで、たとえば学校制度に関しても、教師、小学校、中学校などにおいて、この大きな出生数の変化に対応しなければならないからです。また、急激に出産が減るとことは、学校の規模、各教室の大きさ、教師数ということを調節をし、またそれが急激に変わるということになると、またそれを調節し直さなければならないということの意味します。人口学、社会学、そしてまた家族政策の観点からいっても、劇的な変化というのは、望ましいものではありません。段階的な変化こそが望ましいということになります。劇的な、急激な変化ではなく、段階的な変化というのが重要です。

図表1 - 14はコーホート別に合計特殊出生率を見たものです。それから生残の数を見ているわけですが、ここでも興味深い状況があります。フランスとイタリアの対比がとくに重要と考えられます。なぜかということ、まったく人口は同じであり、社会的な環境も類似している国でありながら、差があるからです。EUが発足してから、どちらも当初から参加をしているEUの設立国であるわけですし、また、社会的な環境も非常に似ている。にもかかわらず、人口学的な行動という観点からいうと大きく違っている。違う可能性があるということを示しているからです。（図表1 - 14）

図表1 - 16は第1子平均出産年齢を見ているところですが、ご覧のとおり、それが右のほうに行くにしたがって上がっている様子です。グラフ自体がとても興味深いことを物語っています。図表1 - 18ですが、これがイタリアの30歳未満の女性の出生力と、30歳以上の女性の出生力を示しています。ご覧のとおり少子化というのはほぼ完全に30歳未満の出産が減ったことによるということがわかります。30歳を超えると、たしかに出生率は復活しているわけですが、それでも急激な30歳未満出生率の低下を相殺する状況にはなっていません。

フランスにおいても状況は類似しています。ただ、その重大さがイタリアと比べるとずっと小さいということです。

右がスウェーデンの状況です。（図表1 - 18）

問題は急速で、また、非常に大きく30歳未満の出生力が低下しているというところにあります。そこが超低出生率国と、それから、低出生率国の違いを生んでいるわけです。つまり、低と超低という、この差を生んでいるのはここにあります。

離婚率を見てください。スウェーデン、フランス、イタリア。イタリアは日本と同様、離婚率が非常に低い国です。(図表1 - 20, 21)

それでは次に、私に言わせると、これは非常に興味深いということになるわけですが、日本とイタリアにおける人口学的な変化の概観を見たいと思います。日本が左側、イタリアが右側に示してあります。2000年以降は、これは国連の見通しをベースとした概観になっています。これは1950年から2050年までの見通しも含めたものです。(図表1 - 22)

人口学的な変化のうちの一部を取っているわけですが、だいたい3世代を見えています。100年で3世代とだいたい考えられますが、この間の人口全体の均衡状態を見たいと思います。日本は非常に高い若年人口がありました。それに対してご覧のとおり高齢化が進んでいるし、歴史上初めて日本の人口において高齢者が若年者を上回るという状況になりました。イタリアでも状況はまったく同じです。1995年のイタリアの人口については、イタリアの歴史史上始めて以来、というよりも、人類史上始めて以来、高齢者のほうが若年者を上回るという状況になりました。これはイタリアで日本よりも5年早く起きている現象です。

ただ、この人口動態上の変化におけるいちばん重要な点は、これはぜひ皆さんの注目していただきたいので、強調させていただきたいと思っている点ですが、それは出産年齢人口の減少ということです。もちろん若年層の減少がありましたから、それから数十年たてば、当然のことながら、避けようもなく出産年齢人口が減ることになります。日本でも若年者の数が減り、それに追従するかたちで出産年齢人口が減っているということです。

この結果というのは日本でもイタリアでも何を意味するかというと、60歳以上人口が出産年齢人口全体を上回ってしまう可能性があるということです。つまり、20歳から59歳までの出産年齢人口を超えてしまう可能性がある。この傾向に関して見守っていかなければなりません。

これは当然私たちが直面しなければならない状況であるわけですが、こうなると私たちの社会の中のありとあらゆるもの、経済のありとあらゆる側面、また、考え方そのものも完全に変わっていかねばならなくなります。人生という観点で個人の人生、また、家族の人生、また、集団的な、社会全体としての、また、経済のあり方としても、このような傾向から根底的に変えられてしまうということを意味しています。もちろん、引退年齢、つまり、定年を引き上げることを考えなければなりませんし、教育制度もそうです。世代間の団結ということも正視しなければなりません。つまり、社会、経済、さまざまな措置を複合的に考えていかねば、このような傾向に対処できないということを意味しています。

そこで、家族政策のすべての要素を考える必要があります。まず、家族政策を狭く定義した場合と、それから、広く定義した場合とに分けてみました。まず、狭い定義のほうでは、中核となる従来型の構成要素があります。それから、非従来型の要素と、それから、家族法、サービス、その他の公共政策とあります。(図表1 - 23)

図表に沿ってお話ししたいんですが、まず一つ、超低出生率国と、そうでない場合というのを分けて考える必要がある。超低出生率国の場合には、家族政策の中でも従来型の構成要素だけではなくて、それを超えたもの考える必要があるのではないかと。単に低出生率であるだけの国とは違うということです。その際の家族政策の構成要素の組み合わせというのは、超低出生率国と、単なる低出生率国とは違ってくるということです。

それから、二つ目の事実としてお話ししたいのは、これは、それぞれの家族政策、個々の構成要素についていろいろ議論することができるということです。その意味で、昨日、一昨日と国立社会保障・人口問題研究所が主催した国際ワークショップにおいて、非常によい議論が行われました。そこで、さまざまな議論を行うことができたわけです。特定の政策に対して推進派、反対派、いろいろな議論があると思います。

ルーズベルトがニューディールに関して検討をしてほしいということを示して、有名なエコノミストがホワイトハウスにでかけて行って、大統領とその側近と議論をしたそうです。エコノミストはこう言いました。「大統領、まず、片方に非常に積極的な措置がある。しかし、そういう措置を取ると否定的な、ネガティブな効果ももたらしてしまう部分がある。その両方を考えると、どちらにしたらいいのか、なかなか結論が出せない」。そこでルーズベルトは2人目のエコノミストに意見を求めました。すると、「大統領、このような措置を考えることはできます。そうすると肯定的な反応が出る可能性があるけれども、否定的なリアクションも免れません」とその人も言いました。3人目のエコノミストもまったく同じことを言ったそうです。ルーズベルトは3人の意見を聞いてから国務長官を呼びまして、一つの意見しか言わないようなエコノミストを探してこいと言ったという話を私は聞いたことがあります。

この政策選択の中で、それぞれに関して推進派、反対派があると思います。そして、その一つの意見だけを言うような学者、専門家を集めて議論をしてもらって、そして、国民の期待、考え方、行動、そういう意味での国民の反応を観察していく必要があるのだと思います。経済政策でも同じです。経済政策というのは、国民の期待と、それから行動と考え方の、相互作用によって決められるものです。

家族政策、社会政策に関してですが、たとえばイタリアにおいては、過去30年間にわたって、家族法の分野における政策のみを提供してきました。それ以外のさまざまな可能な政策案に関しては、これを無視してきたわけです。

福祉制度の可能なテーマということ考えた場合に、家族政策と、それから、いくつかのヨーロッパの国々がやっているような両立支援策、これを導入したならば三重の分類ができると思います。(図表1 - 24)

まず、北欧諸国があって、ここは社会民主的な考え方です。福祉国家であり、家族の役割というよりも個人の、市民としての権利というのが優先される。一方、フランス語圏諸国における保守的な福祉国家的考え方がありまして、これは家族を重要視している。それから、多くの南欧諸国の、より自由型と呼べるような福祉システムが考えられます。そこではさらに家族構成員に対する介護と支援の義務が強くいわれているわけです。家族の団結というのが義務づけられていて、家族の中で面倒を見なければいけないと義務づけられていますが、これはもちろんほかに代替策がないからでもあります。

どのような政策が可能かということ考えたときに、やはりこれらを組み合わせる必要があると思います。たとえばイタリアが北欧型の考え方を導入することはできません。なぜかということ、人々の考え方が大きく異なっているからです。それで、それぞれの国のいわゆる成功例、これを組み合わせるしかありません。それと社会文化的なところをとくに強調したいと思いますけれども、この問題の文化的な側面に十分配慮しながら行っていくことが重要です。

この分野におけるいちばん大きな問題の一つは、子どもにかかわるコストということです。昨日、一昨日も国際ワークショップにおいて子育てのコスト、あるいは子どもを持つことのコストということがずいぶん議論されました。これが家族生活におけるいちばん大きな変数でもあるわけですし、これはなにも親の人生においてというだけではなく、子ども側の観点からいっても重要です。

子どもを持つことの経済コストというのがまずあって、それに対する可能な措置というのがいくつかあります。たとえば家族手当であるとか、あるいは税制優遇策ということで、親に与えられる、あるいは家族に与えられる。あるいはそれ以外の金銭的なサービスというのがあると思います。(図表1 - 25)

一方、子どものコストというのは、時間と機会という観点からの子育てのコストというのが考えられます。それに対応するものとして、公的な育児、託児サービスであるとか、あるいは育児休暇制度などが考えられます。

次に、一部EU諸国における子どもの数に対応して手当の額を見てみますと、スペイン、ギリシャといった国々においては手当の総額がいかに低いかがわかります。ところが、フランスを見てみますと、2つ目のところで非常に手当の額が増していることがわかります。いちばん右側のところで非常に上がっているフランスとスウェーデンというのは、第3子に対する手当が非常に手厚いということがわかります。(図表1 - 26)

子どもに関して経済的なコストということでは、同じヨーロッパでもそれぞれ考え方が違うということがわかります。低出生率でありながら超低出生率ではない国の場合は家族手当が手厚いという特徴があり、公的な保育サービスに関しても差が見られます。公的な支援ということでは、フランスの状況を見てみると、やはり歴史的、文化的な側面を考慮せざるをえないだろうというふうに考えております。(図表1 - 27)

フランスの場合、非常に積極的な出生促進政策がとられている一方で、イタリアの場合



は出生を促進しないような政策が取られています。これは何十年にもわたる家族政策の文化的な結果によるもので、フランスの場合は低出生率が前の世紀の初頭から見られたわけです。一方、イタリアにおいては現在でもなおファシスト政権の人口動態政策の余韻が見られます。長年にわたってイタリアでは移民流出があり、イタリアの場合は人口過多であると考えられていました。そこでこの出生にかかわるイタリアにおける文化的な側面ということで見ますと、これは出生促進をしないというかたちになっており、一方、フランスの場合は、一般論ではありますが、出生促進政策がとられています。したがって超低出生率の国においてはさらに文化的な変容も誘発していかなければなりません。

イタリアの若い夫婦に対して、子どもを生まうと考えるか、ということをお聞きすると、もちろんだと言います。要するに、いつ、そして、何人の子どもを生むというのを決める権利があるということをおっしゃるわけです。ですから、これは基本的な人権の一つであって、子どもを望んでいるという以上、子どもを生みたいということをおっしゃるわけです。さらに、子どもを生むということをお義務と思うかということをお聞くと、そういうことは絶対にないという答えが返ってきます。というよりも、その前にこういう質問が投げられたということに驚きを隠せないようです。集団的な観点から、子どもを持つということが義務であるかということに関しては驚きを禁じえないということです。

ところが、働くということは集団的な義務かといった場合には、個人的に働けるという権利が与えられており、そして、労働時間というのはまた別に設定されているわけです。片方で働く義務が集団的にあって、それでないと社会的な、経済的な側面が侵されるということになるからですが、もう片方においては、個人的な権利、自由というのが労働に関しても与えられていて、週当たり何時間働くのか、あるいは年間で合計何時間働くのかということでは2段階構成になっていると考えているわけです。

この2段階というのは子どもに関しても同様ではないかと言いたいのです。要するに集団としては、子どもを持つというのは義務ではないかということをおっしゃっています。結局、子どもがいないというと、やはり人口の減少がある。社会的な制度に関して縮小する。経済的にも停滞していくということになるからです。ただ、その子どもをいつ、何人持つかというのは、子どもを生むという義務と同様に重要な点ではないかと思うわけです。

こういった枠組みにおいてどういった対処策があるのか。とくに超低出生率に対抗する策ということで、その必要性に関して集団的な意識を創り出すことが必要なのではないかと思われまます。とくに政策対応ということで重視される点としては、夫婦で3人、あるいは4人子どもを持つものに対しては、保障制度を設けるということが必要ではないかと思えます。3子、4子いる夫婦の場合は、平均出生率を1.8に引き上げるという影響力を持っているわけです。つまり、3人ないしは4人子どもがいる夫婦に対しては相当の、また、長期にわたる家族手当を保障するべきではないかと思うわけです。(図表1-28)

例えば第3子目、第4子目が出産されたとき、まず、優先事項として相当額、そして、長期的な家族手当を給付するということで、この夫婦に対して自分たちが望むだけのこど

もを持つということに対して報いるということになるわけです。これは平等性ということに関連しており、社会においては必要に応じて女性、そして、夫婦に対して自由を認めているわけで、こどもはいない、あるいは1人のこどもだけでいいという人に対してもこの自由を認めているので、同じだけの自由をこどもの数にかかわらず担保するべきであると考えerわけです。たとえば、こどもの数が3人ないしは4人といった場合も、同様の保障を担保するべきだろうと思います。

2番目に、経済的な環境を整えて望まれる数のこどもを育てるということを確認ということ。そして、貧困のリスクから守っていくということが必要です。結局、貧困のリスクはこどもが3人、4人となってくると上がってくることになるわけで、そういった際にこどものような無垢な存在が貧困というリスクにさらされる理由はないのではないかとということです。

3番目の点は、3、4人こどもがいる夫婦に対して、子育てが長年の負担となるということで、それに対してもっと信頼、自信が持てるようにしなければなりません。経済的な観点から、長年にわたる子育ての中で、経済的に自分たちだけで育てなければいけないということはない。その結果、離婚に至るということがあったとしても、自分たちだけではないという安心感を与えなければなりません。子育てというのはチャレンジであって、20年、25年にわたることになります。これは夫婦だけのものではなくて、経済的、社会的な支援が与えられて、そして、子育てができるというようにしなければなりません。

そして、夫婦が3人あるいは4人こどもを持つといった場合に、集団の関心を有形かつ明示的な関心にしていくことが重要です。相当長期にわたり家族手当を出すということでは、集団として子育てをやるということであり、このようなこどもへの投資に対して関心を持つということではなければなりません。

児童手当といった場合のほうが税制控除よりも望ましいのではないかと思います。税制控除というのは非常に間接的なかたちでの給付ということになるので、これはあまりいいものというかたちで認識されないという問題があります。

非常に重要な点ではありますが、こどもは生まないと決めた夫婦、あるいは一人っ子にしようと考えた夫婦は、それだけ所得も、それから貯蓄も増えることになるわけで、より多くの資産形成が可能になるわけです。そして、こどもは持たない、あるいはせいぜい1人にすると決めた場合でも、賦課方式の下で、こどもを生まうと決めた夫婦のこども達から年金給付を受けるということになります。

これは小さな点と思われるかもしれませんが、それなりに重要な点であって、たとえば3人、4人こどもを生むというような夫婦の場合は、それだけ将来の年金給付ということ考えた場合に、これを支える人を増やすことになるわけです。それが逆に2人以下しか生まないということになりますと、将来の高齢者に対する年金給付を支える人が減ることになります。

さらに、子育てする労働者が離職・再就職を容易に出来るように、何か補填制度、ある

いは雇用者に対するインセンティブ、奨励制度を導入しなければいけないのではないかと思います。

また、就労、出産ということで、女性の場合はどんどん晩婚化、そして、晩産化する傾向が見られます。50歳ぐらいになって、こどもの出産・子育てを終えてもなお忙しいという人たちもいます。そこで、たとえば3、4人出産をした女性の場合は、その仕事量を軽減することも必要だろうと考えております。

結論に入りたいと思いますが、重要な点ということで3点だけ挙げたいと思います。まず、出産。これを家族の環境ということで照らし合わせて、変化のペースについて見てみます。50年前はピルはなかったわけです。また、多くの国々においては中絶は認められておりませんでした。40～50年前、多くの国々においてはそれほど離婚率は高くはなかったわけです。ということは今日は非常に動的な環境にあるわけで、その中で、家族、出産というのは大きく変わっています。

経済、生産の形態における変化のペースということを見てみますと、60、70年前は変化の牽引役というのは農業であり、そのあとが重工業でありました。農業、重工業ともに男性の役割のほうが女性の役割よりも重要視されていました。ところが、いまや産業、工業生産は軽工業に基づいておりますし、サービス経済に基づいています。そして、多くの場合、女性の役割のほうが男性の役割よりも重要となってきています。また、経済の構造については、まず、重工業、そして、サービス業、農業ということによって男女の経済において果たす役割が変わってきています。

3番目の重要な点は教育です。女性の社会的な立場における変化のスピード、変化のペースですが、多くの国々においては女性は男性よりも高学歴化が進んでいます。家族も女性自身もそれだけ多くの投資をしていることになり、また、精神的にも、感情を投入する部分が多くなるということになります。ですから、それだけ多くの投資をするということであれば、それだけの時間が必要ということになるわけです。

ですから、この2000年という人類史の中で、たった50～60年において少なくとも3回の革命が起こったといえるのではないかと思います。もちろん医学、それから、技術、エレクトロニクスといった分野を見てみますと、そのほかにも多くの革新が起きているわけですが、われわれの対象分野だけをとらえてみますと、少なくとも3回の革新が起きていることがわかります。とくに強調したいのが変化のペース、変化のスピードです。多くの場合、われわれの行動、意思決定、そして、取り組み姿勢を変えるだけの時間がないわけです。しかし、簡単に変えることはできなくても、これを変えていかなければなりません。ですから、私が見る限りにおいて、ポイントは女性の立場にあります。多くの国々においては現在、女性は超低出生なのです。

最後に低出生率国対超低出生率国の比較をしたいと思います。現在、高学歴化が進んでいる女性の場合は、かつては家事労働に割く時間が多かったのが、いまや労働時間が長くなっているわけです。こういった環境変化の中で新しい義務、それから、旧来のかたちで

の男性とのやり取り、労働市場とのかかわり合いが出てきているわけです。その中で人々は新しい行動を取っていかねばなりません。

要するに労働市場をめぐる国家の役割、雇用者の役割、そして労働組合の役割を見ても、一般論ではありますが、労働市場においても女性のための行動が取られなければならないということになります。そうでないと女性は板ばさみになってしまうということになるわけです。その行動ということでも新しい条件設定が必要ではないかと思われま。これがポイントになるわけで、新たなかたちでの社会政策における均衡を図ることによって、より女性と男性との社会におけるバランスを図っていかねばならないと思います。ありがとうございました。(拍手)

## 基調講演 2 「ヨーロッパにおける少子化と家族政策」

ゲルダ・ネイヤー(マックスプランク人口研究所上級研究員)

皆様、こんにちは。マックスプランク研究所のゲルダ・ネイヤーです。マックスプランク研究所の上級研究員をしまして、オーストリア出身です。たいへん興味深いセミナーに参加できてうれしく思います。

ヨーロッパでも日本においても低出生率の問題を抱えています。どういった政策、家族政策、社会政策を取るべきなのか、その政策の目的は何か、そして、成果は何なのか、そういった質問に答えてみたいと思います。そして、次のように話を進めたいと思います。まず、ヨーロッパの過去40年間における出生率の変遷をご説明します。ゴリーニ先生がずいぶん説明してくださったので、それほど長くはなりません。2番目にヨーロッパ諸国の家族政策の話をして。とくに具体的に人口学理論とか人口学研究などでいちばんよく論じられる政策、そして、政治家にとってもいちばん興味深い政策。3番目には何らかの結論に達してみたいと思います。人口学の研究がその政策についてどういう結論をつけているのか、たとえば出生率に影響があったのか、また、女性の就業に関係があるのか、そして、最後になりますけれども、ヨーロッパや日本はどういう方向に行くべきなのかという将来の展望についてお話をしたいと思います。

ゴリーニ先生がすでにお話しになりましたけれども、1960年代からヨーロッパのTFRは劇的に低下しています。現在、ヨーロッパ諸国はほとんど1.5以下の出生率で、これは大変低い出生率といわれています。

この低下が見られた原因は国によってさまざまです。一貫して民主主義的な政権のあるヨーロッパ諸国では、60年代、70年代にこの低下が始まり、80年代まで低下が続きました。ご覧のように80年代になると落ち着きまして、その後ずっと横ばいになっています。ただし、ドイツ、オーストリアでは依然として低下をたどっています。ある国では出生率が増加しています。その例がフランスとオランダです。(図表2 - 1)

では、北欧諸国はどうでしょうか。北欧諸国は少し事情が違ってまして、よりゆるやかな出生率低下が見られて、そして、ほとんどの国においてわずかに上昇しています。その例外がスウェーデンです。研究者グンナランドソンは、これをローラーコースター、ジェットコースター現象と言っていますが、上がったたり下がったりしています。そこには政策の影響もあるでしょうし、また、経済状況の影響もあります。(図表2 - 2)

それとまったく違うのは南ヨーロッパです。それについてはゴリーニ先生がお話しくださいましたが、イタリアが最も一貫して急激な下降線を示しています。それにスペインが並行しています。スペインはずっと民主主義的政権ではありませんでした。(図表2 - 3)

ヨーロッパ諸国はEUに入っていますので、EUにこれから参加しようという東欧の話もしたいと思います。東欧諸国は1970年代、あるいは60年代の末期のころに家族政策の法

律を制定しました。それはとくに人口政策に関するものでした。東ドイツがいちばん熱心で、一時的に出生率が上がっていますが、しかし、東ドイツがなくなって西と統合されたときにはもう影響が見られません。つまり、出生率が上がっていません。共産主義政権の場合には賃金の低下、そして、構造の再構築、構造変化、そういったものとのバランスを取るために人口政策を使ってきたように思いますが、うまくいっているとは言えません。(図表2 - 4)

まとめとしては、60年代においては国によって多様性が見られます。つまり、いろいろな国のいろいろな地域、あるいは別々の地域の国がそれぞれ異なった出生の傾向を示しています。ところが、2000年になると地域全体として似たような傾向があります。たとえば北欧は比較的高い出生率。オランダ、フランス、ベルギーなどもそうです。ほかの国、たとえばドイツ語圏や東欧、南欧では別のパターンを持っています。(図表2 - 5)

こういった変化の根底にあるのは何なのか。社会の変化がこのような現象をどうやって起こしているのか。そういう分析がされていますけれども、まだ結論が出ていません。たとえば、超低出生率。ドイツ、オーストリアなどでは1970年代のなかに始まりまして、ほかのヨーロッパ大陸では80年代に見られます。この超低出生率というのが依然として続いているのが南欧などです。

第1子出産年齢と出生率を見てみますと、Aはオーストリアです。オーストリアがいちばん左側のほうにあります。D - Eというのは東独です。これらは第1子出産時の年齢が低いが出生率も低い。フィンランドF L、ノルウェーNは左の上のほうですけれども、比較的第1子出産時の平均年齢が低いけれども、出生率は高い。右の上のほうにまとまっているフランス、英国、オランダ。これらは第1子出産時の平均年齢は高いが出生率も高い。したがって、第1子出産時の年齢と出生とは必ずしも相関していません。(図表2 - 6)

女性が就業することによって出生率が低下するとよくいわれています。たしかに70年代まではそうだったかもしれませんが。女性の労働力率は右側のほうが低く、左側のほうが高いけれども、そうするとたしかに1975年にはTFRと逆相関になっています。ところが、1996年になりますと関係が逆になってきています。女性の労働力率が低いところが労働力率が高いところと出生率の点で逆転してしまいました。つまり、低出生率と低労働力率、高い出生率と高い労働力率との関係、これはますます強くなってしまいました。中央ヨーロッパでははっきりと相関があるとは言えないので、まだ結論がはっきり出ていませんが。(図表2 - 7)

次に家族政策とは何か、福祉国家の持続可能性、またこれから先、将来、十分な女性労働者が確保できるのか、また、社会保障制度に貢献する人たちが確保できるのかという問題があります。ほぼすべての欧州諸国において、人口政策を義務づける、強制するということはできません。これは国民のあいだで抵抗、反対が必ず起きるからです。最近、オーストリアで選挙がありました。子どもを増やそうということ、これを義務づけようというような公約を立てた候補は、これをすぐ撤回せざるをえませんでした。あまりにも大きな

抵抗があったからです。家族政策というのが少子化対策になると多くの欧州諸国においては考えられているのですが、果たして本当にそうでしょうか。(図表2 - 9 , 2 - 10)

その問いかけに答えるためには、まず最初に家族政策とは何かということを考えてみなければなりません。家族政策の中にはいろいろな種類の政策が内包されています。例えば労働市場政策であるとか、あるいは年金政策であるとか、そのようなものと比べるとはっきりしていないということが言えるかもしれません。例えば家族法であるとか、あるいは労働法の一環である出産休暇であるとか、あるいはこれは家族手当や税法に含まれている扶養控除であるとか、そういうものを総合して言っているということが考えられますし、それ以外の構成要因ももあります。医療政策、教育政策、住宅政策というようなものも家族政策と考えられるということです。その意味で定義がはっきりしていないということが家族政策の分野において問題になっています。(図表2 - 11)

そこで研究者は何をやるかといいますと、広範囲にわたる政策を見て、そして定義を限るということです。よく使われている定義の一つとしまして、家族政策の国際比較をかなり研究しているカマーマンとカーン、この二人の研究者の家族政策の定義というのは、家族を対象とした政府の活動であると言っています。しかしながらその活動というのが家族に向けられているということであるならば、そのような家族政策というのは家族だけに影響を与えるのではなくて家族を形成する、そういうことにつながるのではないかと。家族政策は国の活動であるということになると、次のような定義も考えられるわけです。つまり特定の種類の家族組織を優遇し、そのような組織に適合するようなもの、これを強化しようとする国の活動である。ということは、あらゆる形態の家族をすべて等しく優遇するのではなくて、特定の形態をほかよりも優遇するということを指しています。つまり国が特定の形、特定の家族組織というものを選んで、それをよいとするということです。

いずれにしても、家族政策というのはどのような定義にしましても、個人的な関係性を構造化することによって、これは配偶者間、あるいは親と子というような個人の関係性を構造化することによって社会をある構造に持っていこうとする、そういう政策であると思えます。これはかなり広いわけですがけれども、例えばアンダーソンの福祉国家の定義によりますと、福祉国家というのはどういう国家かといいますと、社会政策を用いて社会を再構成しようとするものであるということになります。ただほかの社会政策、例えば失業政策や年金政策、あるいは住宅政策といったものは、通常は個人対市場、個人対国家の関係をとっているわけですがけれども、家族政策というのは、個人と個人との関係性、つまりこれがプライベート・リレーションシップなわけですがけれども、つまり配偶者であったり、親子関係であったり、それを再構成しようとするものだということです。

家族政策においては、家族の中の二つのレベルを識別する必要性が非常に重要です。パートナーシップというのは、対等な大人同士の関係性、一方親子関係ということになりますと、扶養される対象である子どもと、扶養する側の親、つまり介助、ケアを行わなければその子どもは生き延びることができないという関係になっているわけです。例えば夫婦関

係であれば、片方が相手のケアをしなかったとしても一般的にはその人の生存には影響ないとされています。そのような観点から家族政策を考えた場合に、幾つか違った問いかけが生まれてくると思います。

まず、最初にどういう種類の家族の形態、家族の種類を福祉国家が支援、支持するのかによって決まってくるということ。強力な男性が生活維持者であるような、ドイツのような福祉国家、また中等度の強さを持った男性生活維持者、つまり女性の労働力率が高まっているフランスのような場合、一方、弱い男性生活維持者をベースとしたような福祉国家ということで、この場合、例えばスウェーデンのような例があると思います。家族政策を考えて、そしてそれを評価したときにどの種類なのかということを見なければなりません。それからその家族政策というのはどの程度男女に雇用機会を提供しているのか、あるいはまたその家族政策の対象が男性ということはめったにないのですが、女性の就労、就業に対して抑制的に働いているのかどうかを見なければなりません。またもう一つ別のレベルにおいて、家族政策によって自らの世帯を維持する、つまり子供のあるなしにかかわらず、男女が世帯を維持する形に働いているのか。それからまた家族政策というのはどの範囲の人間関係を含めるのか。これはパートナーシップの関係かもしれません。あるいは親子ということで、親になるという関係性かもしれませんし、あるいは仕事に関する関係性、それから家族にとって重要なのは、例えば子どもの扶養義務がどのぐらいで終わるのかということも入っています。

これらをまとめれば、福祉国家においてどの程度女性を妻として、母として、労働者として、また介護の提供者として見ているのかということでもまとめることができます。ここで女性ということに焦点をあてておりますのは、社会政策に関する限り男性というのは労働者にとらえられていて、男性の家族がいたとしても家族政策の観点からあまり考えられていないからです。最後の点ですけれども、家族政策は父親、つまり男性が父親になるということをどの程度配慮しているのか。つまり父親の役割ということがここ10年ぐらいヨーロッパではどんどん重要になってきていますけれども、家族政策の中でどの程度それに対する配慮があるかということも重要になります。

今お話したような一連の問いかけの観点から家族政策をもう一度見直してみると、家族政策の中心的な領域というのは、人間関係の構造化という観点からいうとどうなるかというと、家族法令があります。それから出産・育児休業がありますし、児童権利、特に婚外子の権利があります。あるいは義理の親になるというような場合どうかということもあります。

家族法ということになりますと、これは関係性を構築するにあたってより法律的な観点から見るということになると思います。家族法をどうとらえるのか、婚外子がどうなっているのか、同棲はどうか、あるいは義理の親はどうかということ。それからあと三つ重要なのがあります。出産・育児休業があります。これは自らの世帯を形成できるかということもこの中に入ります。家族給付もこれは多くの場合には所得保障というこ



とで、親に対して支払われる経済的な給付ということになると思います。それから最後の点、国は保育サービス、あるいは家族サービスをどの程度提供しているのかということになります。

出産・育児休業と家族給付と保育サービスという、この三つについて今日はお話していきたいと思いますが、やはり法令、法規ということに関しても重要でありますので後からお話したいと思います。なぜかという制度的な枠組み、つまり家族政策というものがその国で発達した制度の中でしか議論することができないということです。どのような政策形成、プロセスがあるのか、どのようにつくられていくのか、そのような規制というものを策定するにあたって誰が関わっているのか、また過去の歴史的な経路ということも見なければなりません。しかしながらこれは古典的な政治学の領域の問いかけになってしまいますので、きょうはお話しませんが、家族政策は変わるということをお話したときにまさに重要になってくるところです。例えば家族政策というのは、一つの選択肢から別の選択肢に変わろうとするときに、何らかの継続性というものがなければ、いきなり外から違ったものを持ち込んでも定着しないからです。もう一つ考えなければならぬ点といたしまして、今お話しした歴史的な政策の沿革というのがあります。国によって伝統によって、最終的にでき上がった政策的帰結が異なっているということについても後でちょっとお話ししたいと思います。

それでは最初に、母性保護と育児休業について申し上げたいと思います。母性保護というのがヨーロッパにおける家族に関連する最も古い福祉国家的な考え方です。19世紀の最後の段階において新生児、乳幼児を誰がどのように国家として見ていくべきだと考えるのかという大議論があって、母性保護というのが出てまいりました。この母性保護というのはしかしながら母親を保護するということに焦点があてられていたわけです。母性保護というのは仕事に対する機会均等、それから女性の労働市場参加、そして労働規制ということと関連して議論されました。労働規定が全くない状況ということで、ある一定の期間労働市場から離れる人が戻るということはどういうことなのかかなりの議論がされました。特に労働市場における工業化が進んだ部門においては、女性の参加率が特に高いという領域がありまして、男女間のどちらがそのような製造業に就けるのかという点で戦いがありました。20世紀になって医療保険の問題、それから人口という問題がようやく初めて議論されるようになったわけです。出産及び育児休業の議論に関しましては、女性運動でかなり議論されました。今までのところ政党、あるいは政党外的女性運動がこのような規制に関しての議論の大半を担っているという状況が続いています。ヨーロッパにおける女性運動の流れの中でいろいろな議論の流れがどういったのか、その結果として先ほどお話ししたとおり、政策対応がどう行われてきたのかということをお話ししたいと思います。

ヨーロッパにおいては、各国において女性運動が展開されました。そして女性にやさしい福祉国家ということを目指した運動もたくさんあったわけですが、女性にやさしい福祉国家とは何かということに関して、その定義は国によって違いました。特にドイツ、

オーストリア、スイスというような大陸ヨーロッパにおいては、出産・育児休業を義務づけるということで、こどもが6歳になるまでというような長期間を提案したところもありました。働く女性の場合に、働く女性も母親になれるようにということで、中心になっていたのは働く女性が母親になるということでした。フランスにおいて、フランスの女性たちも長期間にわたる出産・育児休業を求めています。その議論の根拠になったのはちょっと違った考え方でした。母親はすべて国の市民である。だからこそ母性保護を受ける権利がある。ドイツ等と同じようにフランスは長期間の出産・育児休暇を求めましたけれども、それは働く女性の観点ではありませんでした。母親も市民だという観点からでした。北欧に関しましては、女性を保護するような法律、特に長期間の休暇というのは男女の平等に反するものである。だからこそ女性を守るような、そういうような法律はいらない。そうではなくて労働市場における平等というのをもっと推進してほしいという、そういう議論でした。

当時から100年近く経った立わけですけれども、このような議論というのは70年代まで続きました。70年代になって出産・育児休業が政策手段としてまた使われ始めたわけですから、つまり70年代においては労働法の一環として出産休暇というのが出てきました。つまり失業率が非常に高いときに労働市場に柔軟性をもたらすもの、そしてまた逆に労働力不足というような状況が労働市場にあったときに、女性を労働市場に引きつける、そういうものとして使われたわけですから、70年代からまたそれが使われ始めたわけですから、ヨーロッパにおける出産・育児休業についてのまとめを今申し上げたいと思います。(図表2-12)

まずごらんのとおり、出産休暇ですけれども、このように期間がかなりばらつきがあります。いずれも労働市場に連携しているわけです。給付に関してなんですが、オーストリアとフィンランドは一律の給付です。事前に保険がある雇用されていた人でなければこの対象にならない、支給されないというのがほかの国々です。日本の場合には14週となっています。北欧各国(デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン)においては具体的な出産休暇というのはありません、ほかの国々にあるような出産休暇がないわけです。これは育児休業の一環となっています。どの部分が母親だけかということで、何週かを数えることになっています。統計上では、デンマーク、ノルウェーの出産休暇を見てみますと、これはすべて育児休業ということですから、すなわち9週間に関しては、つまり母親を対象とした出産休暇になっているということで、それに関してほかの国とあまり変わらないということです。フランスは出産政策寄りのものになっています。26週間というのが第3子以降の出生の場合です。最初の子は16週で、その後、第3子になると26週です。ほとんどすべてのヨーロッパの国々においては現在、各国とも出産休暇中に所得保障という形で経済的な給付もあります。1945年以降からで、それ以前はありませんでした。無給であったわけですから、しかしながら、特にこの出産休暇の期間が無給ということになると、所得を失わないように、働き続ける母親が多くなるということを経験するようになりました。

その結果ごらんのとおり多くの国々において所得保障率がかなり高くなっています。デンマークは一律保障となっています。これは失業手当と関連がありまして、ほかの社会給付と同じような形で設定されています。

出産給付というのははじめの段階では母性保護ということですが、70年代になりまして母性保護と育児休業は二つの異なる政策上の設定ということでだんだん離れていきました。母性保護、これはほとんど母親の母体の健康ということが中心になっています。現在ヨーロッパでどういうことが起きているかといいますと、この母性保護に関しては収斂してきている。どういうことかといいますと、職場におけるさまざまな保護というようなこともヨーロッパ全体でどんどん収斂化して、一元化してきているということです。

幾つかの国々の近況を見ますと、雇用側も出産給付に関してはよく理解していて、これは、例えば冬の間は大体何人ぐらいがインフルエンザで休むかというようなのもと同じような形で出産する人にかかる給付の計算があらかじめできていて、おり込み済みになってきているということです。このような出産休暇に関しまして、これを制定することはほとんど問題になっていません。

育児休業ですけれども、細かい図で大変申し訳ありませんがお手元の資料をぜひ見ていただきたいと思います。これが育児休業です。(図表2 - 13)

先ほどお話ししましたとおり、育児休業政策というのは、もともとは出産休暇政策から始まったわけですけれども、当初から母体保護ということではなくて、子どもを育てるということに強調点が置かれてきたものです。ヨーロッパにおける議論において、三つの流れがあります。この育児休業をどう導入するかということに関してです。オーストリアが初めて1960年に導入いたしました。これは高かった失業率を緩和するもので、期間は1年まででした。70年代の初頭、それ以降にほかの国々も追随いたしました。そのときに二つ社会保障議論において重要なテーマがあらわれます。まず一つ、労働力不足という状況がありました。そしてもう一つが低出生率ということです。

ヨーロッパの国々によって、これに対処する戦略がそれぞれ異なっていました。北欧諸国、デンマーク、スウェーデン等は、実際に女性の雇用を促進するということをやりました。だからこそ育児ということに対して保障しなければならなかったわけです。一方、ドイツ、スイス等は、いわゆる外国人労働者を導入することによって労働力不足に対応しようとしていました。したがって、女性の雇用を促進するということを明示的には行いませんでした。これらの国々では、昔からの男性の生活維持者、つまり男性稼ぎ手というモデル、これに固執しています。これを見ていただきますと、かなりの隔たりがありまして、今お話しした内容というのが当てはまります。北欧諸国ですが、給付内容からまず見ていただきたいのですが、北欧というのは育児というのは労働と同じであるという考え方をしている唯一の国々です。所得保障ということをやっています。女性がその間、世帯主であり続けるということが可能になっています。ほかの国々においては無給、あるいは非常に低い率での一律支給というふうになっています。これは社会保障体制全体の中でヨーロッパの場

合、大変異常なことです。例えば労働市場から離れるということになりますと、それ以前の所得との関連で支給率が決まるわけですが、母親とそれから育児ということに関しては例外になっているわけです。そのような前の収入との関連性がありません。

それからどのくらいの期間、育児休業が可能なのかということですが、デンマーク、ギリシャというところは短いです。フランス、オーストリア、ドイツというようなところは比較的長くなっていると思います。イタリアもオランダもそうです。ほとんどの国々においてこどもが最高3歳までというのが育児休業の対象であるところが多いわけですが、一部の国においては育児休業をまず出産直後に取りではなくて、ベルギーの場合は4歳になってから取ることができます。イタリア、オランダ、スウェーデンなどもそうです。スウェーデンとほかの北欧諸国のみが実際育児休業を取る権利ということを保証しています。ほかの国々においては育児休業を先延ばししたいということになると、個別に雇用者と交渉しなければならないということで、法的な権利を与えられている場合よりは親が弱い立場になります。

こどもが7歳までの間で3カ月だけに限るという、先延ばしが可能になっているのがオーストリアです。またヨーロッパのほとんどの国々においてパートタイム労働というのを導入していますが、ここでも北欧諸国だけが権利として与えられています。ほかの国においてはこれは労使契約の中でということですが、パートタイム労働というのは、時間の調節が容易であるということと、育児責任という観点から導入されたものですが、メリットがありますが、デメリットもあります。パートタイムで働くということは、パートタイムの収入しかないということになるからです。ヨーロッパの多くの国々においてはパートタイムということになりますと、社会保障の支給の対象にならないということもあります。ですから母親がパートで働くことができるということは、育児にはいいかもしれませんが、それと同時に労働市場における分断が生まれてしまうということです。

父親に関して、図表2 - 13の一番右側、すべての国、父親も育児休業を取る権利が与えられています。もちろんそれを父親に提供したい国ばかりだったわけではありませんけれども、1993年につくられて、96年に改定されたEUの育児休業基準の中で各国各加盟国とも父親に対して同じような権利を付与しなければならないとされたのでそうになりました。だからといって実際にそういう選択が父親に本当に与えられているかということになると、必ずしもそうではありません。オーストリアの場合には「権利を行使しなければ失われる」(ユーズ・オア・ルーズ)というルールに基づく部分が6カ月となっています。どういうことかということ、父親は育児休業を取らなければその権利を失ってしまい、実際には母親の不利益につながるようになるからです。

後でこの家族政策の出生力に与える影響というところで見たいと思います。オーストラリアの場合には、基準が非常によかったのでプラスの効果でありました。しかしながらそれはあまりにもコストがかかるということで、半年の休業ということになりました。父親に対して積極的なのはノルウェー、スウェーデンで、ほかの国々においては1~3%ぐら

いしか父親は育児休業を取っていない。そうやって積極的に推進している例外的な国においてのみ父親の育児休業があるということです。

育児休業の観点から保育ということをお話したいと思います。これはヨーロッパで一番議論がある政策で、しかもこれが過去20年間で最も延長の対象になったからです。これに関しまして男女ともに保育参加を求めることです。これは女性の労働力率がどんどん高まっているからです。育児休業を延長するということは、保育サービスの民間化と、個人化という流れだということになります。ヨーロッパにおいて福祉国家のほとんどの場合には母親が家にいることを許している、何らかの給付を提供している。かつてのように無給の保育ということではなくなりました。ですから女性が仕事を無給で行うということとはできなくなりました。逆に国のほうが公の形で保育を肩代わりするということにもなっていません。

公立のヨーロッパにおける保育施設というもの、これも長い歴史があります。しかしながら、それに至った状況は各国違ってきます。例えばこどもの福祉ということがあります。孤児の福祉、それから働く女性のもとで育てられるこどもの問題というのが一方にありました。それだけではなく、すぐれた勤勉な労働者としてこどもを育てなければいけないというそういう考え方もありました。ですから公の保育ということに関しましては二つの考え方があったわけです。

その内容というのは現在でもヨーロッパでかなり内容が違ってきます。多くの国々において国がサービスとして保育を提供しています。ヨーロッパのすべての国々において何らかの形で資金を出して保育をしているのは国ですけれども、それを実際に提供するのとは異なった組織だったり、あるいは民間の保育所、託児所であったりするということです。それから通常は地方自治体が保育に関する制度を策定しています。それが使えるかどうかということ、それから国内における保育サービス提供コストというのが非常にばらつきがあるということの意味をしています。ということになると、女性がどのような保育機会を与えられているのかなか調査しにくくなります。

90年代半ばの数字をここに示しました。それ以降の統計というのは、私が見つけたものは解釈がいずれもとても難しいものになっていました。大きな理由としましては、育児休業が延長になり、育児休業後のこどもの、つまり4歳、5歳の保育率が非常に高くなります。育児休業が長くなれば保育に関してもあまりニーズがなくなったのではないかということ議論することができますが、全く違った観点から逆のことも言えるわけです。つまり保育がなければ女性としてはほかに選択肢がない。つまり家にいてこどもを自分で見るしかないのではないかということです。3歳未満を見てください。フランス、ベルギー、それから北欧の国々のみが何らかの形で3歳未満の保育を国として提供しています。児童の保育に対する権利というのが、パートタイムベースではありますけれども、少なくとも提供されているわけです。3歳から6歳の、公の保育率ですけれども、ポルトガルを除いては比較的高くなっています。また英国も相対的にいって低い率です。フィンランドもそ

うですが、こういった国々においては民間の託児所がかなりあります。ここでは公のものだけ、国が資金を出して提供しているか、あるいは公立の保育所だけを示しています。オーストリアを除くすべてのヨーロッパの国が3歳から6歳のこどもに対して権利を提供していますけれども、だからといって均等に分配されているということではありません。

(図表2 - 14)

保育サービスによってどのくらいの時間を過ごせるか。ドイツであるとか、中部ヨーロッパの場合には短時間の保育サービスしか与えられていません、数時間です。一方、北欧国においてはフルタイムのサービスになっています。ドイツ、オランダ、オーストリア、そして英国、これはパートタイムだけの保育サービスになっているわけです。そうすると、保育サービスが仕事か子育てかという選択を女性に与えていないということになります。また家族の中で行われる保育に取って代わるのではなくて、それを補完するという意味がありません。

家族政策の中で一番最後の項目としてお話したいのが家族給付です。歴史的にほかと同様に家族に対する手当給付ということでは、ヨーロッパでばらつきが見られます。特にフランスにおいては女性が所得を得るということを目的に、早期に何らかの形での家族手当が導入されました。これはヨーロッパの諸国では稀なのですが、当初から母親に対して給付されていました。それからもう一つ、戦争の勃発によって、そのころは女性兵士がいたわけですが、補助が与えられていました。あるいは戦後、これは栄養給付という形でこどもがいる家族に対しての支給がありました。

1945年以降、そのほかの国に関しては特に高インフレ下で労使交渉が必要で、要するに所得水準、あるいは賃金を引き上げるということではなくて、家族手当を補てんするということで、賃金を与えられています。要するに労働者にだけ給付されるという形になっていました。こういったように経路が異なっているということで、現在、家族手当といった場合には全く異なる目標、要するに社会的な正義、出生促進、福祉向上、貧困救済ということで行なわれているわけです。家族手当に対するアプローチというのはそれぞれ権利が異なるということで、資格・権利も異なるという形でとらえることができます。一部の諸国においては、例えば労働市場に参画している者にだけ支給される形になっております。これは奇妙なもので、これは所得の補助ととらえられるのに、実際に労働に参画をしていないような人こそ何らかの給付が必要ではないかと思われまます。多くの国においては、家族手当は普遍的ということで、要するにこどもがいれば支給されることになります。フランスの場合は第2子以降になっています。

また規制に関しても異なっています。例えば手当の給付の条件も異なっています。一般論であります、これはこどもの数によって決まる。あるいは年齢によって決まる形になっています。こどもの数ということになりますと、当然これは出生率に対する影響も及ぶわけで、例えば多くのこどもがいる家族に関しては支援をすることになりますし、通常こどもの年が上がっていくとそれだけコストがかかるということになるので、一般にこども

の年がいとっていると手当が厚いということになります。ただしデンマークの場合はその逆をいっていますが。

さきに述べましたように家族手当、これが主に導入されたのは所得、賃金の保障としてということで、フランスだけは当初から母親に支給されてきました。しかし70年代後半に至るまで全ヨーロッパにおいてこの給付は父親に対して支給されていたわけです。ということは、要するに一家の大黒柱に対する所得補助ということです。最近ですと母親が家族手当を支給されています。ただこれが雇用に絡んでいる場合は例外です。その場合は父親に支給される形となっています。(図表2 - 15)

このように家族に対する政策規制というのがヨーロッパの各国において異なることはわかりました。一般論としてヨーロッパの家族政策をパターン化するのが困難となっています。これだけ多様であるということ踏まえて、家族政策が出生に対してどのような影響を及ぼすかというのをどのように評価すればいいのでしょうか。人口動態的な検討をしてみると、実際それほど優位な影響はないことがわかります。ただ申し上げましたように、こういった政策が効果を発していないということではなくて、主に比較研究というのが困難であるということによるものです。というのは、単純化された仮説をいって比較をしていかなければならないわけで、そういった中で政策に付随する詳細を検討することができません。当然家族政策といった場合にはほかの政策の絡みで見ていかなければならないわけで、これもなかなか考慮するというのが困難です。とは言いましても一つ政策の中で出生率に対しても常に何らかのプラスの効果をもたらすものがあって、それがまさしく育児休業ということになります。

いろいろな側面があります。一つには周知のように育児休業の期間、これは第2子、第3子の可能性ということに関してはプラスの影響があるわけです。また給付手当の構造、これも2子目、3子目を産むかどうかということに対してはプラスの効果があります。また研究結果を見てもわかりますように、父親が育児休業を取るということであれば、それだけ第2子を出産する確率も上がります。(図表2 - 16)

その中で一つの政策を例として挙げたいと思います。私どもの研究に基づいたもので、オーストリア対スウェーデンということで見えます。スウェーデンの場合ですが、80年代における新しい政策手段があり、スピード・プレミアムというふうには呼ばれていましたが、これはかなり広くうたわれていました。スウェーデンの政策では第2子、第3子が前の子が産まれてから3年以内に産まれた場合に、同じだけの手当を支給しようということになります。これは非常に重要なスウェーデンにおける政策で、ほとんどの女性は第1子出産後、フルタイムからパートタイム労働に切りかえるということになっていたからです。第1子が産まれた後に切りかえるということだったので、仮にパートタイムだけで仕事をするとした場合も第2子、第3子が産まれた後もフルタイム時の給与に基づいて給付手当の支給の額を計算することになります。その結果、第2子、第3子の出産がスウェーデンでは増加傾向を示しました。同様の制度をオーストリアでも導入しております。

オーストリアの場合は90年の7月以降に出産した場合には女性の育児休業2年ということで認めることになりました。それ以前は1年でした。かつての制度では第2子で育児休業を取りたいといった場合には少なくとも20週働かなければならないとしていました。ところが妊娠をしながら母性保護の期間の開始が育児休業のときと同等であるといった場合には、この要件を満たさなくてもいいというふうにしております。そして次のこどもの場合も引き続き支給を受けることができるわけです。2年間休暇を取っている間に妊娠をする確率、この2年間の枠ということで、1年間よりは妊娠をする確率が上がるということ、それからもう一つには女性がこの制度を活用する率も上がったわけです。

図表2 - 17からもわかりますように、次のこどもを出産するというペースも上がっています。第3子しかここでは出していませんが、第2子に関しても同様な結果となっています。1960年代は2番目のこどもが産まれてから第3子が生まれるまでの期間はだいたい1年か2年となっていますが、このように時系列的に見ていきますと80年代、90年代はこどもが産まれる間隔が広がっています。90年代初頭においては、3番目のこどもが産まれるピークというのは、第2子目が産まれてから4年目というふうになっています。これは育児休業延長ということになって、このように二つのピークが見られます。要するに2年以内に出産をしたということで新しい制度を活用することができた人たちがいますし、もう一つにはもっと遅く生もうということになっています。その結果、支給を受ける数も増えて、96年にこの支給が廃止をされることになりました。そのかわりに父親が育児休業を6カ月とれることになっております。定額支給ということで、金額は少なかったからです。

それからもう一つ重要な項目、このグラフとの関係ですが、女性でこの制度を最大限に活用した人たちは最も学歴が高い女性でした。高学歴の女性の場合は複雑な制度を理解することができるということで、よりこれを活用することができますし、もう一つにはこういった育児休業を活用するというその立場もよかったわけです。育児休業が出生やそのほか家族関連の制度に対して及ぼした影響を見ていくときに、だれがその利益を享受できるのかということを見るのも重要です。さもなければ本当の意味でこの制度が果たして全体的なTFRに対して影響を及ぼすかどうかということを知ることはできません。

育児休業には、当然もう一つの重要な側面があります。さきに申しあげましたように、育児休業というのは雇用と、それから育児ということの関係で労働供給が増減をするわけで、いろいろな育児休業と労働に関連した検討がされています。二つの検討があります。一つには育児休業によって出産後の職場復帰にどのような影響があるのかということを見ています。これは出産のほうとは逆行しているわけですがけれども、休暇が短ければいい影響があり、長い休暇ということになりますと、これはマイナスの影響ということになります。なかなか職場に復帰しないということになってしまうわけです。(図表2 - 18)

また各国比較ということで見ますと、その影響というのが次のような形で表わされます。ノルウェー、オーストリア、ドイツ、英国、イタリア、いろいろな研究がされていますが、大体同じ結果が出ています。それから二番目の側面、これは出産の間、あるいは出産の後



で雇用、労働に戻るかどうか。これは出産後、あるいは出産前と、第2子の前、あるいはその後ということで、言い換えればこの育児休業を設けることによって職場に復帰をしようというインセンティブが与えられることになり、これによって初産の年齢が上がっています。というのは雇用条件、あるいは保険の条件を満たさないと、これだけの家族手当、あるいは育児の手当の支給が受けられないとされているからです。

一つには出産に対するいい影響がありますし、もう一方において雇用に関してあいまいな影響しかないわけですが、女性の雇用労働への関心はかなり上がってきています。こういった状況下において家族政策が特に出生率に対してどのような影響を及ぼしているかということ、何とも言えないのですが、冒頭に申し上げましたように家族政策というのは、ヨーロッパ諸国においては最近のジェンダー政策の中核となっています。そういった中で果たして家族政策が女性に対して労働市場におけるアクセスということで評価をされているかどうか、家庭の維持ができるのか、そして入口、出口関係というのがどういうふうになっているのか、また男女労働者として、そして育児の担い手としてどういうふうにとらえるかという点を考える必要があります。(図表2 - 19)

政策内容を見てもわかりますように、この4点についてヨーロッパ諸国は全く異なった様相を呈しております。ただ特徴的な点が一つあって、これはヨーロッパの家族政策で一貫して見られるスカンジナビアとフランスの傾向があります。

こういった観点から見ますと、女性が労働市場にとどまることを認め、そして出産を認めるような国というのが、全体的な出生ということに関しては一番いい結果が出ております。冒頭からありましたように、スカンジナビア諸国及びフランスは出生率がヨーロッパでも最も高いからです。ただしこれはどういうことかということ、政策立案者は異なった方向を目指さなければならないということになり、ただ単に家族政策が家族を支援しているか、そして福祉の安寧につながっていくのかということだけではなくて、家族政策によってジェンダーの関係が再構築されて、それによって出産、育児は可能となるからです。またどのような形でもって家族政策によって家族と、それから職場、あるいは仕事との関係が再構築されて、そして両立が可能となるのかも検討しなければなりません。

#### (図表2 - 20 ~ 2 - 25)

ただご存じのように労働市場は現在その構造上、実際に家庭と仕事との間の両立が不可能な形になっています。通常女性が苦勞して何らの形での両立を実現しようとしているわけですが、満足のいく結果は出ていません。よって、ただ単に家族政策を検討するのみではなく、出産に対する政策の影響といった場合には、労働市場を超えてこの労働市場の再編ということを考えなければなりません。要するに家庭と仕事の両立というのは、ただ単に家族の問題ということではなくて、労働市場の問題でもあります。ですから労働市場に関する政策を変えることによって、その中で男女ともに子どもと家庭を持ちたいんだということを配慮し、またこれは将来にも持ち越すことができる課題ではないということを確認しなければなりません。グローバル化、そして自由化の時代において労働市場の再編が

可能かどうかというのは別問題ですが、何とか解決策があればと思います。ありがとうございました。(拍手)

# パネルディスカッション

## 問題提起

### 「少子化への政策対応：何が求められているのか？」

阿藤 誠 国立社会保障・人口問題研究所長)

午後のパネルディスカッションの前座役として、日本でどういうことが問題になっているのかということをお話したうえで、各国の専門家の先生に各国の事情、あるいはその地域の事情についてお話をいただければという趣旨で最初に私がお話をするようになりました。

ただ既に午前中の議論で相当国際的な比較の話が出ておまして、その点かなりオーバーラップする部分がありますが、主としては日本の、その中での特徴といいますか、位置づけといいますか、その辺をはっきりさせるということを一つの目的にしてお話をしたいと思います。(図表3 - 1)

早速ですが、出生率の動向は先ほどお話がありました。先進諸国の合計特殊出生率の多くは70年代にいわゆる人口置換水準、現在の日本では2.08を下回りました。そして北欧諸国、フランス語圏、英語圏の諸国の合計特殊出生率というのは80年代半ば以降にやや持ち直して2.1まではいきませんが、1.7から2.1の間というところにいるわけです。それに対しましてドイツ語圏の出生率は70年代半ば以降に低下してその後ずっと低水準のまま推移しているのが全般的な状況です。オランダは最近少し持ち直しております。(図表3 - 2 ~ 3 - 5)

それから南ヨーロッパ諸国です。出生率の低下はやや遅れて、80年代に置換水準を下回ったのですが、その後下がり続けて、現在先進国の中で最も低水準のグループにあるという状況です。その中で80年代半ば以降について言えば、日本の出生率の動向というのはドイツ語圏、あるいは南ヨーロッパ諸国とよく似ているという状況にあるわけです。

(図表3 - 6)

70年代の半ば以降の出生率の低下、これを日本では少子化と呼んでいますが、それがどういう人口学的なメカニズムで起こったかということです。この点で先進国の理由は共通しており、出産の高年齢への先送り、先延ばし、などによって起こっていると考えられています。既に先ほどゴリーニ先生かネイヤー先生からそういうグラフが示されたと思いますが、要は全体に出産が20代から30代へと先送りされていることによって起こっております。(図表3 - 7) そのことは、日本の例ですけれど、20代の女性の未婚率、あるいは30代前半の未婚率が大きく上がっていることにあらわれています。さらには結婚した人の初婚年齢がどの国でも大変上がっています。そして出産年齢もほぼ30年間上がり続けています。(図表3 - 8 ~ 3 - 10)

ただ、現在先ほど出ましたようないわゆる高出生率グループと低出生率グループを比較してみると、高出生率グループのほうは30代での出生率の上昇、よく人口学のほうでキャッチアップと言いますが、この30代での出生率の上昇が顕著に起こったということで全体の出生率が80年代から比較的持ち直しているのですが、日本を含む低出生率国のグループでは、そのキャッチアップ現象が大変弱いにもかかわらず、20代の出産が下がり続けています。これによってあえて言えば超低出生率グループが存在するということになるわけです。

ただ、人口学的メカニズムの中で、2つのグループの間で大変違う現象がもう一つあります。それは高出生率国グループでは、この間に同棲婚外子の傾向が大変広がって、いわば晩婚、晩産の先送り現象を緩和したという側面があるわけです。それに対して低出生率国のグループでは、特に日本並びに南ヨーロッパ諸国では、同棲婚外子がほとんど広がらなかったということがあります。(図表3 - 11, 3 - 12)

これはよく出されるグラフですけれども、先進諸国の間で比較してみると、婚外子割合が高い国ほど合計特殊出生率が高いという傾向が大変顕著であります。(図表3 - 13) 日本と南ヨーロッパ諸国における婚外子比率の低さというものが何を意味するかということ、あえて言えば伝統的家族規範の強さ、別の言い方をすれば恐らくライフスタイル選択の自由度の低さを反映したものであらうと思われま。

そういった未婚化、晩婚化、晩産化、少子化、あるいは国によっては同棲婚外子の増大の背景にはどういうことがあったのか。これも既に午前中に触れていましたが、先進諸国に共通する背景の一つは何といても女性の社会進出に伴う仕事と家庭、家庭といっても家事、育児、介護を含むものですが、の両立の難しさが増したということであらうと思えます。(図表3 - 14)

先進諸国においては、60年代以降女性の高学歴化が続いてきましたが、特に90年代、その傾向が大変顕著になっております。言うまでもなく高学歴化というのは、賃金ポテンシャルの上昇をもたらします。そして同じく先進諸国においては70年代以降子どもを産む年齢、再生産年齢期間の女性の労働力率が上昇を続けてまいりました。この女性の就業機会の拡大というのはよく言われるように育児の機会費用、オポチュニティ・コストというものを高めたと言われているわけです。(図表3 - 15, 3 - 16)

ですから女性の労働力率が上がっていく国は出生率が下がる傾向が確かに1970年代に見られたわけですが、先ほどもゲルダ・ネイヤー先生からお話があったように、90年代になりますとむしろ一種のパラドックスが起こってきております。これは北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国、いわゆる高出生率のグループでは女性の労働力率も出生率もともに高い傾向があり、ドイツ語圏諸国では女性の労働力率のみが高く、出生率は低い。そして日本と南ヨーロッパ諸国は両方とも低い。そういう傾向が見られているのです。

高出生率国グループでは、この子育ての機会費用を押し下げる何か社会的、政策的な条件が働いているのに対して、低出生率国グループでは、この子育ての機会費用を高める社

会的、政策的条件が働いていないものと推測されます。(図表3 - 17, 3 - 18) そのような社会的、政策的条件の一つは、言うまでもなく先ほどから出ております家族政策、あるいはもっと広い意味での社会政策であります。もう一つは、この図にありますように家庭内における伝統的性別役割分業意識の強さではないかと思われま。いわゆる「男は仕事、女は家庭」という意識はヨーロッパ、アメリカでも1960年ごろまで大変強かったわけ。それがその後変わってきました。しかし大きく変わった国と変わらない国があります。そのことが子育ての容易さ、難しさにつながっているのではないかということです。(図表3 - 19)

次に家族政策に話を移しますが、一つは低出生率、日本では少子化と言いますが、少子化そのものへの政策的関心がどの国でも同じようにあると我々は思いがちです。ほかの国ではどうかといいますと、先進国の中でいわゆる出生促進的な政策目標をある程度はっきり掲げている国はフランス、あるいはフランス語圏の幾つかの国に限られるというふうに思います。これは実際に国連のアンケートでそういう結果があらわれています。いわゆる日本や南ヨーロッパ諸国のように、それからドイツ語圏もそうですが、低出生率国グループでは、確かに国連のアンケートで出生率は低過ぎるという認識を持っているわけですが、出生促進的な意図は否定しております。一つはこのディスカッションでもなぜそういう出生促進的な政策目標が忌避されるのか、この理由について議論できたらいいと思っております。(図表3 - 20)

具体的に子育て支援の政策は大きくいって二つありまして、一つは女性の社会進出に伴う仕事と家庭の両立の難しさをどう緩和するか。つまり仕事と家庭の両立支援策であります。もう一つが子育ての経済的支援。これが大きな二つの柱になります。その両立支援のほうをさらに二つに分けますと、一つは、これも先ほど大分議論がありましたように、出産・育児休業制度というものであります。これについてはゲルダ・ネイヤーさんのお話があったので、図表のほうは省きます。いわゆる出産休暇の長さ、その所得保障といいま。すか、手当というのは各国間でそれほど大きな差はないとすることができます。それに対して育児休業制度のほうは、時代的には70年代以降に発達したというせいもあるのかもしれませんが、制度、休業期間、それから手当の手厚さという点で国により大きな違いがあります。(図表3 - 21)

北欧諸国は所得保障型、賃金の何パーセントを保障するという形です。フランス語圏、ドイツ語圏では一般的に一律手当型、そして南ヨーロッパ、英語圏諸国は保障がない、無保障型の傾向があります。ただし日本とイタリアは所得保障型です。それから一番長い休業期間が3カ月から3年間と大変多様です。一般的に一律手当型の国は3年間ぐらいです。所得保障型は大体1年前後という傾向があります。それから休業中の給付、これは週単位に直して支給総額が給与前賃金の何週間分に相当するかをあらゆる完全保障期間で測っています。その完全保障期間の長さを調べてみますと、これは第3子以上ですが、北欧諸国とフランスでは40週間を超えるわけですが、日本も含めて他の国々は20週間前後が

一般的です。詳しい図はお手元にございますので、後で見えておいてください。(図表3 - 22, 3 - 23)

もう一つの保育サービスですが、保育施設入所率というのは3歳以上～6歳のこどもについてはほとんどの国が70%以上と差がそれほどありません。ただし日本はその中で50%程度で、低水準の傾向が見られます。それに対して3歳未満児の保育施設入所率というのは、先進国の間でゼロパーセントから60%と、大変大きな差があります。これも北欧諸国とフランス語圏諸国では高く、ドイツ語圏諸国、あるいは南ヨーロッパ諸国で低い、そういう傾向が見られます。この点で日本は20%程度で中間的となっています。3歳未満児の保育施設入所率と出生率の間には幾分か正の相関があって、保育所入所率が高い国ほど出生率が高い傾向が大まかなながら見られる。それに対して3歳以上～6歳児についてはそのような傾向は見られません。(図表3 - 24～3 - 26)

それから両立政策の中で忘れてはならないのは、北欧諸国を中心として男性の育児への関わりを高める目的で出産時に1、2週間のいわゆる父親休暇が義務づけられており、法定育児休業の中でほぼ1か月間(4週間)を男性に限るという、日本ではパパクォーターと呼んでいますが男性だけがその権利があるという制度を導入しています。それがあるのはスウェーデン、ノルウェーですが、男性の育児への関わりを高める努力が一方であるのです。

結論的に言うと仕事と家庭の両立支援策というのは、全体としてまず北欧諸国で手厚く、ついでフランス語圏諸国が続き、そして日本を含めて他の諸国は両グループに比べて低水準であると言えるのではないかと思います。(図表3 - 27)

2番目の家族政策の大きな柱は、育児の経済的支援策であります。これも図表は省きますが、まず児童手当制度につきましては、ヨーロッパ諸国の児童手当制度には支給率、適応年齢について大まかに言えばそれほど大きな差は見られない。歴史的変化も小さいという傾向があります。しかし中で一部英語圏諸国と日本の水準は大変低いということが言えそうであります。それから所得税における控除というものがありまして、先ほど申しました一部英語圏諸国と日本はむしろ税制における控除が経済的支援の中心になっている傾向があります。(図表3 - 28)

経済的支援全体としては、これはフランス語圏諸国が最も手厚く、そして北欧諸国、ドイツ語圏諸国がそれに続き、南ヨーロッパ、英語圏が最も低水準です。日本は先進國中、低水準のグループに属するのではないかと判断できます。(図表3 - 29, 3 - 30)

家族政策全体としてあえて大まかに結論を言うとすれば、北欧諸国とフランス語圏諸国は仕事と家庭の両立支援と育児の経済的支援の双方において最も手厚い政策を行っていると思われます。問題は両グループの高出生率というものがこういった家族政策の手厚さによるものなのかどうか、この辺はひとつ議論の焦点になるかと思えます。逆に日本と南ヨーロッパ諸国、それにドイツ語圏諸国は全体として家族政策が弱い。これらの国のグループの低出生率というものはこのような家族政策の弱さによるものなのかどうか。あるいは

はほかの理由なのか、これもまた議論の焦点であろうと思います。

もう一つ逆説的な話でありますけれども、英語圏の諸国は全体として家族政策が最も弱いわけです。それにもかかわらず出生率が最も高いグループにある。一体それはなぜなのかということも議論する余地があると思います。(図表3 - 31)

そういう出生率の動向、その背景、そして家族政策の現況、そこにおける日本の位置というものを知ったうえで、このパネルディスカッションでどういう議論をしていただきたいかということをも10項目ほどにまとめております。これは既にお手元のパンフレットに書いてございますが、一応繰り返します。

まず第1には、先進諸国において合計特殊出生率が人口置換水準以下に低下したままの状況が続いている。その人口学的、社会経済的理由をどう思うか。もちろん私自身は今先進国全体に共通する最も重要な理由を提示したわけですが、ほかにまだいろいろ理由があるのかどうかということでもあります。

第2番目には、この長期に続く少子化によって、いわば予想を超える高齢化の見通しが出てきている。これはどこの国の人口推計でもそういう見通しだと思いますが、そういう現状のもとで、いわゆる高齢化問題全般への国民的関心がどのように高まっているのか。日本では少子高齢化という用語が定まらず、それ自体が大変国民的な用語といえますが、一般的な用語になっています。一体ほかの国ではこの問題への関心はどのようのでしょうか。

3番目には、日本では、少子化問題への政策対応において直接的に出生率の上昇を目指すのではなく、もっと幅広く子育て環境の改善を目指すべきだ。そういう意見がアンケート調査等によっても多数を占めております。この点ほかの国では国民の間における直接的な出生促進、あるいはそういう考え方、あるいはもっと一般的に人口政策への反応というものはどういふものなのでしょうか。これをお聞きしたいと思います。

4番目には、少子化への政策対応としては、先ほどご紹介しましたように、主として「子育ての経済的支援」と「仕事と家庭の両立支援」という二つの大きな柱があると考えられますが、特にこの少子化対策としてこの両者の間で重要度に違いがあるかどうかを考えてみたいと思います。

5番目に、子育ての経済的支援の中心は、先ほどもご紹介しましたように、直接的な現金給付としての児童手当と間接給付としての税制優遇措置というものがあります。先進国の中にはこれらを一本化して、例えばスウェーデンのように児童手当一本にしている国、あるいは並存させているフランスや日本のような例があります。これについてはどちらかの給付を優先させている国にはそれなりの何か理由があるのでしょうか。また両者が並存している国は一本化の議論があるのでしょうか。こういうやや具体的な政策論の話ですが、お聞きできればと思っています。

6番目には、日本では児童手当制度の拡充の提案が90年代に入ってからたびたびありました。しかし多くの場合厳しい財政状況下でとてもお金の余裕がない。あるいはそもそもそういう児童手当の拡充ということが少子化対策として効果がないのではというさまざま

な理由でしばしば却下されてきました。過去に一部手当の変更がありましたけれども、総額としてはほとんど経済的支援が増えていないという状況です。逆にヨーロッパ諸国では、イギリスも含めて大変手厚い児童手当を支給している国が多いわけですが、どういう理由でそれが支持されているのかということをお聞きしてみたいと思います。

7番目には、子育て中の女性の就業、特に3歳未満児を持つ女性の就業に関しては日本でも大変議論がありました。昨日、一昨日の国際ワークショップでも、3歳未満児のこどもについては本当に保育所一点張りでもいいのか、それともやはり母親がケアをしたほうがいいのかということが議論になりました。そういう点で、各国ではこの問題について国民世論がどういうふう考えているのかということをお聞きしてみたいと思います。

8番目に、仕事と子育ての両立支援策としての育児休業制度の期間と所得保障はどこまで充実させることが望ましいと考えられているのかということでもあります。期間というのは、例えば3年間という長い休業期間が望ましいのか、あるいはそうではなくて、1年ぐらいの方が望ましいのか、それから所得保障の程度がどのぐらいがいいのかということです。この点は国によってかなり違いがあるのですが、その辺についてお伺いしたいということでもあります。それから先ほどご紹介しましたように、男性の育児参加を促進するためにさまざまな施策があるわけですが、そういう促進策に対する意見というものは各国でどうなのかということです。もちろんそれをすでにかなり推進している国については、さらにそれを増やすような努力があるのかどうかというあたりもお聞きしてみたいと思います。

9番目に、日本では女性の就労希望の増大によって保育サービスの供給不足が問題になっています。小泉首相が保育所待機児童ゼロ作戦を強力に推進せよ指示したことを聞いておりますが、この家庭外保育サービスをこれからも充実させていこうというのが基本的な政策方針になっております。しかしこの保育サービスの提供を一体だれが行うのか、公なのか私なのか、そしてその公的なサービスというのはどこまで整備されるべきだと考えられているのか、この辺各国の事情をお聞きしてみたいと思います。

最後にまとめの意味で、あくまでも比較の話ですけれども、比較的出生率の高い北欧、英語圏、そしてフランス語圏の国々では一体何が高出生率の理由だと考えられているのか、家族政策は出生率に有利に働いていると評価されているのかどうか。逆に出生率の低い国については家族政策を強化すれば出生率が上昇すると考えられているのかどうか。そうでないなら一体何が出生率を上昇させることができると考えられるのか。こういったあたりを短い時間ではありますけれども、もし議論していただければ、きょうお集まりの聴衆の皆様はもちろんですけれども、政策担当者の方、あるいはこの分野の研究者の方に大変参考になるのではないかと考えます。よろしく願いいたします。



## パート1

**勝又（司会）** ただいま阿藤所長からお話がありましたように、いろいろな関心があるわけですが、私どもとしましては本セミナーではさまざまな層の方に聴講いただいているということで、幾つかのポイントについてお話を伺いたいと思っています。

なお、お話の聞き方は、ランダムにこちらからパネリストを指名させていただきますけれども、パネリストの先生方がもし他の発言者につけかわえるようなことがございましたら、どうぞ私のほうにお示しいただきまして、追加の発言をしていただきますようお願いいたします。

それではまずディスカッションポイント、討論のポイントの1で、先進諸国において、合計特殊出生率が人口置換水準以下に低下したままの状態が続いている人口学的、社会経済的理由は何か。この問題、超低出生率の問題に頭を痛めているといたしますか、先ほどご紹介がありました南ヨーロッパの国の一つでございますスペインから、今回パネリストにご参加いただいておりますアナ・カブレ先生は、どのようにお考えになりますでしょうか。

**アナ・カブレ** どうもありがとうございます。

何が理由でこれだけ根源的な出生率、また家族そのものの変化をもたらされたのか、なかなか理由は難しいですが、私の国スペインにおいてはこの変化というのは過去25年間生活のあらゆる側面において見られた劇的な変化と関連があると思われま。

我が国においては、政治の分野においても大転換がありましたし、また国の歴史始まって以来初めて過去25年間民主主義が貫かれてきたという状況がありました。その間、法律の改定もあり、あらゆる分野における女性の平等な権利、それから18歳で成人することですけれども、18歳未満の青少年の権利が確立されました。

また国際的な分野との関連でも、スペインは1986年にEUに加盟したことをきっかけに、生活のあり方が大きく変わってしまいました。70年代スペインにおいては景気の低迷が続き高失業率でした。労働人口の25%近い人が失業していた深刻な状況も、その間ありましたがその後大きく変わりました。

女性の置かれている状況も機会均等あるいは平等な権利という観点からだけではなく、労働参加率、労働力率の上昇という観点からも大きく様変わりをしたわけです。さらに教育という観点からもスペイン女性は男性よりも高等教育の履修率が高くなりましたし、大学入学者についてもヨーロッパ平均よりもスペインの女性の大学入学率は高いという状況になっております。これだけ劇的にあらゆる事柄が変わって、その結果家族も、また社会における男性、女性の果たす役割も大きく変わってきたわけです。いわば家族モデルの転換期でした。

男性が稼ぎ手であって、女性が家事をやってという、相互補完的な役割モデルだったものが、まだ完全な意味で平等、対等ではありませんけれども、それに近づいてきたという状況があります。またこの転換期には非常に先行き不透明感、不確実性というものが拡大をしたこと一方、将来が不確定であるから、家族生活にかかわるありとあらゆる意思決定

が先延ばしされるという側面もあったと思います。特に南欧においては将来の不安があると思いますし、また完結出生率にも影響が出てきました。これは一過性と思いますが、幾つかの原因でかつてと比べると出生率が非常に低い状況が続くだろうと思っています。

**勝又** 今壇上に上がっていただいている先生方の国は、右からクヌズセンさんがデンマーク、ルタブリエさんがフランス、そして今お話いただきましたカブレさんがスペイン、そして一番左にお座りのブラウさんがアメリカと4カ国になっています。

低出生率ということで申しますと、私どもマスコミなどで聞いております話では、デンマークはある意味では低出生率をいろいろな形で克服した国と理解しております。デンマークは低出生率を克服した国ではありますけれども、これまでさまざまな形で努力してやっと克服したと理解しておりますが、克服した国のデンマークにお住まいのクヌズセン先生から見まして、この合計特殊出生率が人口置換水準以下に低下したままの状態が続いている人口学的、社会経済学的理由というのを、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

**クヌズセン** 先ほどお話がありましたとおり、デンマークというのとは一番低い、極端に低い出生率の国とは考えていません。つまり、ゴリーニ先生がおっしゃったような意味で、超低出生率国ではもはやなくなったわけです。カブレ先生がいらっしゃるスペインにおいてもいろいろな措置がとられていますが、それらをさらにずっと早くからスタートしたという状況ではないでしょうか。

また、変化に関しても早く起きた。例えば女性の労働力率も早くから高まって、また高学歴化ということもどんどん進みました。そして女性が、例えば子育てにおいても仕事においても、労働市場のレベルでも機会均等が実現されていた。したがって、家族の中においても平等であった言えると思います。

デンマークというのとは北欧諸国の1国という意味で、文化的に、また、政策措置ということで、家族政策に関する考え方も共通した伝統的なものがあったと思います。こどもに対する政策ということに関しての考え方も、社会連帯的なものがありました。

出生率という観点から、いわゆるキャッチアップを果たすことができたのは、例えば70年代、出産、子育てを先延ばしにしていた人たちが、こどもは持ちたいと思ってはいたのだけれども、本当にもう少し待ちたいと思っていた人たちであったということが明らかになりました。50年代のコーホートと、それよりも少し前に生まれたコーホートを比べると、50年代のコーホートのほうが出生率は低くなっています。

デンマークにおいて、家族は共稼ぎというのが基本であるというふうに変りました。したがって、男女ともに成人と呼ばれる期間は、労働市場に参加しているのが普通であるということ。たまたま自分は女性で、労働市場に参加をしていて、そしてその次に家族を持つ母親であるという、そういう順番認識になってきています。ですから、仕事をしながらも家族を持つことができる、それをどう支援したらいいのかという支援策についての考え方になります。仕事と、家庭の両立を支援するというのが考え方の中心に

なっています。

**勝又** そうしますと、比較的早くさまざまな問題に気がついて、さまざまな政策を行ったがゆえに、いまデンマークはそういう状況にあるわけですね。

2番目の質問に移りたいと思います。ある時期にやはり少子化であったがゆえに、どの先進国についても言えることですが、やはり高齢化の問題、特にいま急速に少子化が進んでいる国では、少し将来の高齢化の問題なのかもしれませんが、少し前に少子化があって、いま現在そういうものを克服している国にあってもやはり人口構成の高齢化という問題が非常に関心が高いと考えるわけです。これは日本においては非常に関心が高いわけですが、高齢化問題全般への国民的な関心というのは、デンマークではいかなのでしょうか。

**クヌズセン** これは、低出生率とは全然関係ないことだと思われていると思います。つまり高齢化と少子化というのは別々に考えられています。議論も別々にされているということです。高齢化というのは、主に経済的な議論というふうに考えられています。60年代のコーホートは非常に人口が多くて、68年も同様にずっと非常に甘やかされて育った人たちが今度は年金生活者になったときに、社会の経済的負担は非常に大きくなると言われています。そういう意味で高齢化は社会の健全性をどうたもつかという観点から議論されています。出生率の傾向と、それから高齢化ということをつなげて論じる人がいないわけではありませんけれども、これはまれですし、高齢化というのは経済の問題であると考えられています。

それからもう1つ、労働力不足ということが大きな議論で、これは低出生率、少子化と関係があると議論されています。移民をふやすことによって労働力不足を解決するということに関しては、国民の反対意見が多いので、低出生率の関連で議論されています。

**勝又** 日本と違うなと思います。最近、高齢化と少子化をくっつけた形で、少子高齢化との言葉にされて議論されることが、私どもの周りでは多いわけです。それはある意味でこどもが減っていくと、いままで考えていた以上に高齢化が早く進むのではないかと、早く進んだ場合は、どうそれに対応していったらいいのかという、不安もおおっているわけです。ほかの国で、もし少子化と高齢化というのを非常に近づけた形で議論されるような国があるかどうか。もしあったら、どういう議論がそこにあるのでしょうか。

**ブラウ** アメリカ合衆国では、答えはノーなのです。つまり、デンマークと同じように、この2つの問題は全く別々の問題というふうにとらえられています。

高齢化問題というのは、言ってみれば共和党と民主党のあいだの不毛な議論であると考えられています。共和党の場合には社会保障を民営化したいということが背景にあって、しかし、それはそれなりに代価を伴うだろうと。一方、民主党の場合は、現行制度を全くそのまま継続したい。しかし、それをやっていくことにもまたコストが伴う。賦課方式になっていますので、高齢化が進むにしたがってより多くの退職者を、より少ない数の労働者が支えなければならないという状況になるということです。

しかしながら、デンマークと同じように、少子化と高齢化というのを一緒につなげた議論は行われていません。

**ルタブリエ** フランスの場合ですけれども、アメリカとは対称的と言ってもいいと思います。つまり、高齢化問題と少子化問題は一緒の問題ということで、つなげて議論されています。ただし、強調されているのは主に経済的な議論です。高齢化、それから人口減少、これが経済に与える影響ということで、とりわけ年金債務問題ということが大きく議論されています。

労働人口をふやさなければいけない。そしてまた、雇用も促進しなければいけないという方向になってきているわけで、この2つの問題に関しては、そちらの方向への解決策の模索が続いています。少子化問題というのは、家族政策分野において議論されることが多いと思います。

**勝又** そうしますと、やはり高齢化と少子化ということはもちろん関係があるわけですが、議論をされる観点と、それから議論される場が非常に違うということですね。きょうは少子化の問題に絞ってお話を伺いたいと思いますので、次の討論のポイントに移らせていただきます。

日本では、少子化の問題への政策対応において、出生率上昇を目指すべきではなく、子育て環境の改善を目指すべきという意見が多くあります。国民のあいだにおける出生促進政策、あるいは一般的に人口政策への反応というものはどのようなものでしょうか。先ほどイタリアの例はゴリーニさんがお話しされたのですが、それぞれの国でいかがでしょうか。

では、いまいろいろ少子化のことで非常に注目されているスペインはいかがでしょう。人口、出生率上昇を目指すべきではなく、子育ての環境を改善すべきというような議論とまたは、出生促進政策をとるべきであるというような議論はいかがでしょうか。

**カブレ** スペインにおいては、過去25年間、家族政策とかあるいは人口政策とか、はっきりとそういった形で打ち出されたものは全くありません。

唯一の人口政策というのはフランコ政権下の頃のものだけで、したがって一般の人々もそういうものが出されてもよく検討もせず、また受け入れもしないと思います。ここまで低い出生率というのは危険であるという警鐘を鳴らす人たちがいましたけれども、これは高齢化の問題、それから年金の問題から言われただけで、政府側からの警鐘ではありませんでした。むしろ銀行、保険会社というようなところ、つまり民間保険を売り込もうとする人たちが力を入れて言っていたと思います。

現在、政府は、年金制度改革を十分に時間をかけて行えば、年金問題は解決できるというようなことを表明しています。したがって、たしかに低出生率だったのですが、その間それを直そうというような政策は出てきませんでした。

その後、大幅ではありませんけれども出生率が若干回復し、傾向として変わったということで、家族を支援するためのいろいろな措置を行うべきであるという意見が国民のあい

だから出てきました。これも家族政策とか人口政策という国が行うことではなくて、一般の支援策ということですよ。

来年は、地方、国、あらゆるレベルにおける選挙が予定されています。そして政党のキャンペーン活動では、家族関連を中心としたいろいろなキャンペーンを行っています。例えば保育所であるとか、いろいろなものが公約として出されているわけです。いま、さまざまな家族関連の公約が出されているのですが、政府はこのような家族を支援してほしいという国民からの要求に対応しなければならなくなってきました。少なくとも政治家はそれを敏感にかぎとって公約にしていますし、耳は傾けているという姿勢を示しているということです。

**勝又** 政策的に誘導されたというよりは、人々の中からそういうニーズが出てきて、その結果、家族政策に類するような形でいろいろな政策が行われようとしているというような理解ですね。

それでは、いわゆる出生促進政策、先ほど阿藤所長のご説明のところにもあったのですが、歴史的に出生促進政策をとっている国は非常に少ないけれども、例外としてフランスは出生促進政策をとってきたとご説明があったのですが、フランスにおいてはどのようなのでしょうか。出生促進政策なのか、それとも子育て環境の改善のほうを優先するべきなのかと、そのような議論はあるのでしょうか。

**ルタブリエ** フランスは、おっしゃるとおり非常に出生促進型の政策をとってきました。現在でも、そういう部分がたくさん政策の中にあります。例えば、家族手当ですが、きょう午前中の基調講演の中でもありましたとおり、第2子以降、家族手当は非常に手厚くなっていますし、第3子以降になるとさらに手厚くなる。これは、大家族を優遇する、保護するという方向になっていると思います。

現時点において国民は、明示的な出生促進政策というのはあまり望んでおらず、育児、保育、そしてそれに対する支援策を望んでいると思います。それはまさに、政府が数年来やってきた方法でもあると思います。

**勝又** 人々のニーズというものが政策を変えてきているということなののでしょうか。

**ルタブリエ** そうです。人々の要求が変わってきている。なぜかということ、必要が変わっているからということがあると思います。

女性が労働市場にどんどん参加をする、進出をするというその事自体が非常に社会に受け入れられるようになりました。また、国家の家族に対する介入が正当性を持ってきたわけですがけれども、人々の要求というのは、むしろ保育の支援ということと仕事と家庭の両立支援となっていると思います。この点に関しては、広い領域で大変に議論になっていますし、新聞紙上や労働組合、それから財界、また政治の分野でも盛んに議論されているテーマです。

**勝又** 一方、さまざまな形で家族政策を進めてきている北欧諸国においてはどのようなのでしょうか。出生促進政策という言葉自体に、先ほどちょっとアレルギーのようなものがある

国もあると聞いたのですけれども、もともと家族政策を進めている、そういう国では、出生促進政策に対する国民の反応はどういうものがあるのでしょうか。

**クヌズセン** おっしゃるとおりだと思います。つまり、あまり積極的に、そういった出生促進策に対して国民は反応をしないだろうと思います。自分の人生は自分で決められるべきである、いつ家族を持ち、いつ子どもを産みたいかというのは、個人が決める権利があるのだという考え方です。

フランスが最近だんだんそうになってきたということですがけれども、フランスとは違っていて例えばスウェーデンでは昔から仕事と家庭の両立支援がありました。そして、この両立支援というのが、家族政策の一番中心的な問題になり続けていて、どうすれば家族生活をよりいいものにできるかが議論の焦点でした。

家族を持っている人たちがみな楽しく、すばらしい子どもを持って幸せだ、そして自分がやりたいこともやる時間を持っているという状況ができれば、間接的にほかの人たちもやはりもっと子どもを持ちたいと思うようになるだろうという政策です。そのような形で、北欧諸国においては政策措置がとられてきました。

若い子どもを持っている家族でも、例えば配偶者とのきずなを保ちながらいろいろなことができるという社会です。子どもを持ちなさいと国民に言うのではなくて、一緒に子どもと暮らせるように、暮らしやすいように支援していくということが中心です。

**勝又** それでは、その家族支援ということで考えると、さまざまな方法があるというご紹介が先ほど阿藤所長からもあったのですが、大きく分けて2つ考えてみたいと思います。第4番目の質問に移らせていただきます。

いろいろな形で支援をするというときに、大きく言って子育ての経済的な負担を緩和するための経済的な支援ということと、いまお話がございましたように、仕事と家庭の両立の支援という2つの大きな柱を考えるとすれば、お話を伺いますと、デンマークでは仕事と家庭の両立支援というのが非常に大きな、政策においても重要事項になっているように思われます。この2つ、どちらも重要なことだとは思いますが。

続きましてクヌズセンさんに伺いたいのですがデンマークでは経済的な支援と、家庭と仕事の両立支援とどちらが重要、どちらが効果的と考えられているのでしょうか。恐らく仕事と家庭の両立支援のほうが非常に大きくクローズアップされているのだと思うのですが、非常に難しい質問ですけれども、どちらが重要かというような議論などあるのでしょうか。

**クヌズセン** もちろんこういった領域それぞれに関する議論はありましたし、給付、手当に関しても、どうすべきかということも話されています。また、どういったことを行えば、家庭と仕事の両立が可能かということも言われているわけですが、ただ、どっちをとっておくのか、どっちを優先すべきかということは議論されていません。

というのは、これは両方必要であると言われているのと、それから、ご存じかと思いますが、先ほどのプレゼンテーションにもありましたように、デンマークでの手当と

というのは年齢が低いこどものほうが育児のためのお金が必要だからという理由で手当が厚くなっています。

保育というと、これは公的なサービスが与えられており、親はある一定の割合を負担すればいいのです。そうすると、小さな子どもを持つ夫婦は若年齢だということもありますので、子育ての経済的な支援が公的に得られています。

経済的支援か育児支援かは両方をあわせて考えるべきではないでしょうか。そもそもデンマークにおける育児の手当というのは、所得税控除、税制優遇措置の形をとってありました。ところが、本当の意味で家族支援になっていないと言われていて、一部の政治家は、むしろ実際に手当を出したほうが、家族支援が目に見えてわかるからいいという意見を出してきたわけです。こういう手当を受けると、実際にこどものために何かを買ってあげることができることになるので、こどものために使うお金ということによっておくことができる、留保できるということになります。

ただ、どっちが重要かということはいえないと思います。こういった2つの政策というのは、2つ組み合わさるべきだと思います。

**勝又** フランスは、先ほどの説明にありましたように非常に恵まれたといえますが、手厚い児童手当を持っている国だと承知しているのですが、その中で、先ほどルタブリエさんのお話がありましたように、仕事と家庭の両立支援ということにも人々の関心が高まり、それから女の人が働くことが普通になってきて、そういう中で要求が出てきているので、両立支援というものも行ってきているというお話だったのですけれども、いま日本のような財政状況が非常に逼迫している状況に鑑みますと、一方をふやせば一方を減らすというような議論はありませんか。日本の場合、どちらも大切だということもわかっていながらも、一方に十分な給付を与えながら、またほかのところに新しい給付を生み出していくということは、なかなか財政当局として難しいということになってきて、どちらかにシフトするというような議論になってしまうのです。フランスにおいては児童手当と両立支援というものを調整していこうというような議論というものはないのでしょうか。

**ルタブリエ** 実際には、議論はありません。両方のあいだで、どういうふうにしていくかというような議論はありません。というのは、フランスの場合は、一般的に家族手当というのが非常に手厚いということと、これが政策課題ということで、優先事項に挙げられているからです。ですから、両方とも大きな柱として重視されています。政府としては、どちらかを選ぶということはしておりません。

ただ、どちらかを強調するかについては、70年代以降、子育てのための手当というのは継続的に増額されており、家族手当は相対的に減少しております。全体的な予算を見ますと、このあいだでの再分配ということになるわけですが、それ以降、児童手当は減額にはなっておりません。ただ、家族手当予算では、むしろ直接的なものというのは減額になっていて、子育てのための経済的な支援予算ということでは、増額になっています。

育児支援は非常に多様なもので、国からの支援というのは、例えば子育てということでは

デイケアセンターですとか、あるいは保育施設というところにも支給されています。これは国による助成金、補助金というの出されているわけですが、地方自治体が運用管理、あるいはN G Oも運用管理にかかわっています。ですから、親に対する手当が出されていて、それによって子育ての負担軽減が図られています。

このような手当に関しては、経年的に大幅増額となっておりますが、特にこれは90年代において増額されています。ということは、現時点においてこれが重視されているということになります。さらに、税控除ももちろんあります。これは、扶養ということで税控除、税優遇策が設けられているわけです。

**阿藤** 同じ質問を、アメリカのブラウ先生にお聞きしたいのですが、アメリカの場合の家族政策というのは非常に弱いと言いながら、所得税の控除の点ではそれ相応のことをしているわけですね。逆に言うと、いわゆる子育てと仕事の両立支援のほうはほとんど公共的な政策がない。

この辺のアメリカにおける考え方と、その背後にある考え方をお聞かせ願えればと思うのですが。

**ブラウ** すごくいい質問だと思います。アメリカにおきましても、93年以降、若干両立支援ということで、家族と、それから医療にかかわる休業、これは無給ということになるわけですけれども、出産後12週を認める形になっております。

とは言いましても、あまり効果的なプランとはなっておりません。労働人口の半分にしか当てはまらない、大手企業にのみ、そして、比較的就業年数が高い人だけに適用ということになりますので、実際には半数しかカバーできないということになります。カバーされている中でも、これだけの権利があるのに結局無給でしか休業が認められていないということで、これを活用していない、要するに財政的に苦しいということになります。

総体的に言いましてアメリカにおいては、むしろ経済的な支援を子育てに対して行うということです。例えば税控除というのもそのおもだったものの1つですし、低所得者層ということになりますと、税制優遇策が設けられておりまして、これも税控除の1つなのですが、子どもがいる、そして共働きだといった場合にしか与えられないというものですし、そのほかの助成金として、やはり両親とも働いていなければいけないという条件付きのものとなっております。

いまアメリカにおいては重要な議論の真っ只中であって、仕事と家庭の両立支援ということでは、さらに何ができるかということが議論の的になっております。日本やヨーロッパ諸国よりもアメリカの場合は、むしろ家族にやさしい支援のコストというのが、政治家、それからエコノミスト、そのほかこういった議論に参加している人たちが考えている点ではないかと思えます。家族にやさしい支援が非常に望ましい目標だというふうに思われているわけですが、例えば有給休暇ということで、出産後の休業を認めるというようなことについて検討されているのですが、このような形の政策が近未来的に導入されるというようなビジョンはありません。



むしろこれは、州政府が大きな役割を果たすことになります。アメリカは日本とは異なりまして、州政府それぞれの政策構想を練っていて、1例を挙げますと、つい先月カリフォルニア州ではある法律が通りまして、これは有給休暇を、出産後6週まで認めるということを義務づけました。創造的な財政支援ということで、この資金というのは、一時的に障害手当、失業手当というところから持ってくるということで、全体的な歳出額をふやさずに、ほかの用途から別の用途へ持ってくることをしています。

**勝又** 方法がいろいろ違ってくるということで、単に経済的支援といいますがと児童手当だけが手当、経済的な支援と考えがちなのですが、そういうことではなくて、税制を通じたさまざまな支援策が行われているということがアメリカとして非常に特徴のあるところだと思うのですけれども、アナ・カブレさん、いまのことについて何かつけかわえるようなことはありますか。

**カブレ** スペインの場合、税制控除ということで、若干ではありますが、これを認めております。その額に関しては時折変わってきております。そのほか、もっと気前のいい控除で、家族関係ではありながら、家族政策の一部ではないというふうに見られているのが住居に関する手当で、スペインの場合は8割方の住居は所有という形態をとっておりますので、家を買うといった場合には、一種の家族手当であるとみなすことができるのではないかと思います。現時点で挙がっている大きなニーズの1つとして、若い人たちへより支援を手厚くすることによって、持ち家を購入することを可能にしようとしております。

1つ新しいこととして、育児手当があるわけですが、これは働く母親で、子どもが3歳未満でなければならないとしております。その目的というのは、女性が労働市場にとどまるようにするということが趣旨であって、出生率を上げることが趣旨ではありません。

EUの目標として、2010年までに、経済的な活動をアメリカ並みにしようとしております。それに対する障害の1つが、女性の、特に南欧における就労率の低さにあると言われており、女性の就業率の向上のための政策立案を行って、南欧諸国における女性の社会進出を促そうとしております。これは労働政策ということになります。

**勝又** 子育ての経済的支援といっても、単に直接的な子育ての税金の税制優遇措置だけにとどまらず、いまお話のありましたように、例えば住宅とか、家族の生活や生活水準に大きく影響するところで給付なり助成を行っていく、また、税金の控除を行っていくことを総合して行っているという印象です。

さて、先ほどもデンマークのお話がありましたように、いくつかの国では税制優遇措置をやめて、直接現金の給付のほうに変えていくというような動きもあるわけですが、それはさまざまな議論の中にあっただと思うのですが、児童手当、児童手当制度自体については、日本ではいま議論をされているところです。

いままでも、先ほど阿藤所長からお話がありましたように、児童手当の拡充とか、支給対象の年齢を広げるとか、そういうさまざまなことを行ってきたのですけれども、まだいまこちらにお座りになっている国々で、児童手当のある国々に比べれば非常に低い水準に

あると理解しております。

児童手当、特に先ほど、サービスをふやしても児童手当は政策としては絶対に減らさないとおっしゃっていたのはフランス、ルタブリエさんのお話ですけれども、いわゆる出生促進政策の一部として、手厚い児童手当というのが出てきたという理解なのですけれども、それはやはり効果があるとフランスでは考えているからなのではないでしょうか。

**ルタブリエ** そうです。とは言いましても、1997年、新政権が樹立されて、これは左派ということになったわけですが、首相は若干この仕組みを変えようと思いました。児童手当の制度を変える、給付に関して見直すことになったわけですが、その提案について大きなデモ、特に右派政党、それから組合等から、また、これは労組からも反対意見が挙がって、結局のこのような改正を放棄せざるを得なくなったわけです。児童手当は、ユニバーサル、普遍的なものということで、すべての家族に提供するものとして維持されてはいるのですが、同時に、もう1つ提案が出され、税控除の仕組みを変えようということになりました。改革の中身としては、税控除額の減額、これは高所得者層を対象にということになったわけですが。そういう意味においてはルールが変わってきております。

一般論ではありますが、家族手当というのは、非常に家族にとっては重要です。これは、直接的に子どもにかかわるコスト軽減につながるからです。ますます目的を定めた児童手当が創設されており、これによって、最もそれを必要としている家族を支援しようとしています。例えば低所得者層、あるいは母親のみの片親であるような世帯、これも重要視されています。

**勝又** フランスにおいては、児童手当が非常に定着した政策として行われていて、それを削ろうとすると非常に大きな反対世論がわき起こって大変な抵抗にあうというような印象でしょうか。

**ルタブリエ** そうです、そういうことです。要するに、簡単にこれを変更したり、減額することはできないということになります。家族政策の中で根づいているということで、簡単に変えるわけにはいきません。

**勝又** スペインのアナ・カブレさんに伺いたいのですが、まだ児童手当の規模も少ないということなのですか、スペインにおいて、児童手当を拡充していくというような、それが家族政策の1つとして議論されているというようなことはあるのでしょうか。

**カブレ** いままでは、児童手当はありませんでした。税控除のみという仕組みになっております。フランコ政権下においては児童手当という仕組みがあったわけですが、それがそのとき凍結をされて、インフレの高騰とともに減額され、そしてほとんど名目的なものになり、数年前には、低所得者層にのみ、要するに少数派にのみ、若干の児童手当が支給されるという形になりました。

近年、地方自治体政府の場合は相当ちがいがあられるわけですが、児童手当ということで、例えばナバラ州において支給されることになったわけですが、もしかしたらその結

果かかもしれませんが、ほかの州に比べてナバラ州の場合は出生率が早く上がっています。また、カタロニア州においても、過去2年間に児童手当が支給されており、いまは全員に対して支給されています。

スペイン政府としても、働く母親の場合、そしてこどもが3歳未満であった場合には、月額で100ユーロ支給するというようになっておりますので、徐々にこういった児童手当が異なる段階で導入されておりますが、まだまだ他国に比べて少額にとどまっております。

このような手当の必要性、その認識、意識ということと、税控除というのは、一般国民の目にはそれほど効果的という形で見られておりません。特に少額の場合、あるいはその児童のためと限定されている場合です。ところが、住居手当、住宅手当という、これは相当な額になるので、これは非常に目立つということになります。

**勝又** 日本においてもそうですけれども、どのくらいの額を手当として出していくのか。経済的な支援、税制控除の場合も同じですけれども、経済的な支援といってもどのくらいの規模で行われていくかということによって、それに対する国民の関心も大分変わってくるものだと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

これは、ある意味でちょっと日本に独特なのかもしれないのですが、子育て中の女性の就業、特に3歳未満児を持つ女性の就業に関して、日本では「3歳児神話」と呼ばれるものがあります。多くの母親が3歳までは自分の手で育てたいと考え、またそれが良いと信じているということです。しかし3歳を過ぎ、とくに小学校にこどもが上がるとある程度手を離れるので、その時から自分も再就職していくことを望む志向があるといわれています。そういう考え、とにかく小さいとき、ゼロ歳児から3歳児、年齢は厳密ではありませんが、非常に幼いときにはこどもを自分の手で育てたいという国民的な世論というのはあるのでしょうか。この間は全部の国に聞いてみたいと思いますので、プラウ先生、いかがでしょう。

**プラウ** アメリカでは、ご存じのように女性の就業率はとても高く、驚くかもしれませんが、乳幼児でも、つまり1歳以下、ゼロ歳児でも、ゼロ歳児の母親の半分、50%が働いています。アメリカの世論は、女性は働いたほうがいい、働くべきであるというそういう考え方です。特に低所得家庭の場合には、母親は働く、これは避けることのできない経済的な現実です。特に今日は比較的教育レベルの低い、そして所得レベルの低い、そういう男性の失業が大変な問題になっていまして、就業率がどんどん下がっています。そして、まともな生活をするには、どうしても母親が働かなければならない、つまり共働きでなければなりません。これは、低所得層の話ですけれども、高所得層の場合には、母親は選択肢があるわけです。でも、選択肢があっても、ほとんどの乳幼児の母親、これは教育レベルの高い母親でも、あるいは教育レベルが高くて、高所得の男性と結婚している女性でも、自分は働きたいと思う女性が圧倒的に多いのです。もちろん女性自身としては、

子育てが自分でできないことや社会全体として子育てを母親が家にいて行えないことが本当にいいことだろうかという不安はあるかもしれませんが、アメリカの現実として、働きたいと望むのです。そして、世論もそれを受け入れています。世論が受け入れるといっても中では、逆にしたい、昔に戻りたい、母親が家に残って子育てをしたほうが、男も女も子どもも絶対そのほうが幸せだと、そういうふうに思う少数派もいますが。

**勝又** スペインはいかがですか。アナ・カブレさん。同じ質問なのですが、3歳未満児を持つ女性の就業について、国民世論といいますか、スペインの方々はどうなふうに思っていますか。

**カブレ** スペインは、文化（価値）革命を経験しました。右も左も中道もみんなが、女性が働くことはいいことだ、自立できるし、そのほうがいいという考えです。

ただ、それは理想であって、アメリカと同じように、経済的な現実としては、1人が働いているよりは共働きのほうがいい、つまり共働きでなければ例えば家を買えないとか、家賃が払えないということです。スペインでは家を買うのに所得の4割以上も必要なので、女性の賃金はほとんど住まい、住居にかけられます。したがって、女性は働かざるを得ません。

若い女性はときどき混乱していると思いますけれども、スペインの女性はヨーロッパの平均よりも出産年齢が低いです。ただ、年齢別に細かく分析していきますと、スペインの若い女性はそれほど働きません。それはなぜかということ、まだ大学に行っているからです。40歳以上の方が働かないのは、行動としてあまり働かないグループに入っているわけですが、25歳から35歳のグループを見ると、ヨーロッパの平均よりも就業率が高いです。したがって、20代、30代の若い既婚女性は働いているというのが常識であります。

1つ問題としては、子どもをどうするかという問題が残ります。もちろん男性は何かするべきだということを言われていますが、男性同士で集まって男性だけで話をするとき、どのような話をしているのでしょうか。もっと子育てをするべきだ、もっと自分たちも参加するべきだと、本当に彼らは言っているのでしょうか。政府としては、父親の出産休暇、育児休暇を出すべきだということは言っていますけれども。

**勝又** スペインの女性自身には、たとえ働いていたとしても子どもが3歳になるまでは仕事をやめて、というような考え方はないですか。

**カブレ** スペインの女性は、子どもを持つべきかどうかということに関しては懐疑的ですが、働くことに関しては懐疑的ではありません。

昔は女性に離婚の権利はありませんでしたけれども、いまは離婚することができます。長年離婚が禁止されていまして、離婚がほかの国ほど多くありませんでした。また、離婚しても男性が育児の養育費とか扶養費をちゃんと払わなかったということもありました。また、家に大変な執着があります。家を所有していれば、離婚しても自分は家を持つことができます。特に18歳以下の子どもを抱えている場合には、どうしても家を持っていないと成りません。

離婚法ができてからは、スペインの女性は男性に対して、疑惑の念といってしまうか、いざというときのために、自分は家をしっかり守っていかなければならない。家を手放してはならない。主婦になるのは危険だと思っています。しかも、母親が娘に対して、自分の好きなことをしなさい、自立しなさい、自分の収入を得なさいと言います。

**勝又** いままで聞いていましたら、日本の3歳児神話というのは非常に極東といいますがこのアジアの中にしかない話のような気がするのですが、フランスではいかがでしょうか。小さい子どもを持っているお母さんは、なるべく自分の手で育てたいというような、つまり仕事をやめてもうちにいたいというような願望というのはないのでしょうか。

**ルタブリエ** フランスでは、世論全般としては女性が働くことをサポートしています。それはフランスの事実です。フランスの女性、特に若い女性の教育レベルはとても高く、男性よりも教育レベルが高いのです。女性は、自分たちは働くものとして、そういうふうに自分を見ているから、できれば子どもも産んで、選ばなくてはいけないような状態に置かれたくない。働きたい、そして子どもも育てたいと思っています。ヨーロッパの価値観の調査によりますと、一般に男女両方が協力をして収入を得て、両方でその家庭を経済的に支えるべきだというふうに考えています。それはもちろん労働組合運動とか、女性開放運動といった背景があります。労働組合は、昔から働く母親を支えてきました。特に1970年以降、法律が働く母親をサポートする法律になってきて、歴史的に女性は働いています。

例えば右派の極右の少数派ですが、女性を家に縛りつけたいと、専業主婦をさせたいというグループもいます。これは昔からあることで、いまでも左派と右派のあいだでそういう議論が依然としてされています。税制控除にしても、あるいは児童手当にしても、家に残る女性に対しては優遇するべきだという考え方もあります。児童手当に関しては二重のシステムがあります。

**勝又** 最近デンマークはもう、共働きが当然という世界になっているということですので、聞くまでもないのかもしれないのですが、デンマークの女性は、自分の手で、つまり仕事をやめても、小さいときは子どもを自分の手で育てたいというような、そういう感情というのはないのでしょうか。

**クヌズセン** これは言うまでもない質問ではないと思います。というのは、デンマークでは、どうしても考え方が波のように変わったりします。ですから、出産休暇を長くして、もっと長く家にいたいという考え方もあります。子どもが生まれてから1年間家にいて育児をするという傾向がありますし、いまはそれを1年以上長くしたいという気持ちがあります。

何十年も前には、出産休暇があまりにも短くて、保育所などへ生後数週間のときに預けなければなりませんでした。それに対する反動として、いまは1年間みっちり子育てをする、それが当たり前になってきています。デイケアにしても、デイケアの新生児の利用率はとても低いです。でも、1歳児になると急に高くなります。

それからもう1つの現象として、出産休暇、育児休業はどの地方自治体も必ずそれを用

意しなければならない、1年間も育児休業があったので、都道府県は1歳になったら何か提供しましょうということになります。その因果関係がありまして、地方自治体は1歳児の保育所を用意してくれているけれども、ゼロ歳児がないということもあります。

父親に関しては、すべての父親が出産後2週間、休暇をとることができます。これはとても人気のあるシステムで、ほとんどの父親が2週間休んでいます。ただ、それ以上の休暇はほとんどの父親はとっていません。

いま、依然として昔の母親というか、古い考え方というか、こどもと一緒に時間を過ごすのはいいことだという考えはあります。現在傾向として、30代、40代で初めてこどもを持った女性は、とても子育てを楽しんでいて、長時間こどもと過ごしている、でもその人たちは学者だったり、ジャーナリストだったり、子育てはすばらしいと本を書いたり、すごく恵まれた職業の高齢出産者たちなのです。ですから、一般的ではありません。

**勝又** 3歳児神話というのは、1つには女性の側に、3歳までは自分の手で育てたいという気持ちがあるということなのですけれども、いまデンマークでのお話にあったように、育児休業制度が非常に充実して、好きなだけ、自分が必要な期間、休みながらこどもと接することができるというようなことが認められていけば、小さいときに自分で育てたい人は、ちゃんと育児休業を十分にとって育児をすればいい。それはべつに女の人に限ったことではないと思いますけれども。

そのことと関係がありますので、次の質問に移らせていただきます。

いまデンマークのお話にありましたが、男性にも育児休業をとらせる、とってもいいよというのは日本でももちろんそうなのですが、実際はほとんどの人がとっていない。とっていないというと、いや、実際はとれないという話になる。ただ、いまはこういう育児休業の話になると、先ほどの政策の話でも重要な鍵になっておりましたけれども、男性の家庭責任、育児への参加ということが非常に重要になってきますので、そういう意味では北欧諸国ではとらなければいけない、とらないとその部分はその権利がなくなってしまう。つまり女の人が育児休業をとる期間があって、そして男の人がとる期間があって、男の人がとる期間は、もし男の人がとらなかつたらその家族は絶対にとれないというような形になっている国もあるようですが、これについてはどういうふうに考えますか。

個人のご意見はあると思うのですけれども、例えばクヌズセンさん、男性に育児休業をとらせるための促進策をもっと進めるべきだというような、2週間ではなくて、もう3週間でもというような、そういう世論というのはデンマークにはあるのでしょうか。

**クヌズセン** デンマークでは、男女の平等の観点から、男性も家族の一員としてその役割を担う、また、こどもと親しくなる、それも重要だと思われています。デンマークではそういう男性に対するの議論、討論がされています。

また、男性の育児休業が2週間しかありませんけれども、いま提案されているのは、経済的な代償として、育児休業をとると給料の一定割合しか補償されず、そして男女を比べると男性のほうがやはり給料が高いので、男性が休業をとると家族として損をするというこ

とが言われています。

したがって、どちらが休暇をとるべきかというときに、所得の少ないほうが休暇をとってしまうという傾向があります。そこで、もっと平等にする制度がないかという議論が国をあげてされたのですけれども、調査がされて、父親のほうが出産休暇をとったり、育児休業を最初の1年以内にとった場合には、経済的に困窮するとか、あるいは経済的に問題になるということはなく、ほとんどが教育のレベルが高い男性や、給料が高い男性であることは事実なのですけれども、とても前向きに家族に対して接していた。したがって、どの政策が一番いいのかというのは大変難しいと思います。ですから、問題は経済、お金の問題だけではありません。

**勝又** フランスはいかがでしょうか。フランスでは、お父さんたちが育児に非常に興味があると思うのですが。

**ルタブリエ** フランスの世論では、父親が育児という責務を共有できるというのは非常にいいことだと見られております。過去5年間、特に政治的な場において大きな議論的となっておりませんが、あくまでもそれは理論上ということで、実際にそのような休業をする父親というのは数が少なかったわけです。

なぜかという理由として、やはり経済的な補填の額があまりにも少額であるということがあって、しかも定額であるという仕組みによるからだからだと思います。本当に低水準だということで、これを活用するには至らないという形になっております。

前政権下において、若干この仕組みを変更しようということになりました。2002年1月以降、父親に対しましては、出産後の父親休暇を活用するという促進策がとられております。この中身として、父親休暇は14日間、しかも有給となっており、この期間中においてはそれ以前の給与と同額を受け取ることができることとなっております。

この休暇が導入されてから4カ月たったところで評価をしたところ、新生児の父親のうち4割がこの制度を活用したというふうに聞いております。実際にどれぐらいの期間かということにははっきりしておりませんが、何日間かを休暇という形でとったようで、かなり普及しております。この措置は非常に好評を博しています。

**カブレ** スペインでは、育児休業といってもこれはあくまでも無給ということで、3年間の期間、これは選択肢の一つとして試しています。ほかの親族についても同様です。例えば疾病で介護を必要としているような親がいた場合、これも無給で認めるということになっておりますが、あまり頻繁に活用されておられません。

出産休暇16週のうち最初の6週は女性がとらなければならない、残りの10週に関しては、父親でも母親でも構わないということになっております。給与はいくらであったとしても、男性の場合、10週とった場合でも100%補充される形になっております。

ただ、問題点は、雇用者の側が簡単に男性が父親休暇をとるということを認めていないということ、かなり雇用者の側からの反対があるようです。一部の産業分野においては、男性がそれぞれ、母親とは別に父親休暇をとることを認めるべきだとしております。これ

は期間を延長するということ、両親に認めるということを行っているわけです。なぜかという、どっちが休暇をとるかということについての対立があって、特に教鞭をとっている教師などに関してはそうです。

父親の場合は、休暇をとることによって、例えば本を書くとかあるいは何かほかの仕事をするということをするわけです。その一方で母親は、授乳をしたり家事をしなければいけないということで不満を訴えております。結局、家事については男性は休暇をとっても手伝わないというわけです。

これも、それぞれ男女独自の休暇制度にすれば解決できると思います。重大な問題ではないかもしれませんが、こういった場合でも、男女の休暇の使い方についての考え方が、違うということを示していると思います。

**勝又** 次の質問についてアメリカについて聞きたいと思います。

9番目の質問で、これは非常に大きな問題なのですが、日本では「待機児童ゼロ作戦」ということで、保育所に入れない子どもたちにどういうふうに保育サービスを提供するかが大きな問題になっています。では、公立の保育所をふやすかといいますと、さまざまな財政的な問題等がありまして、公立の保育所はふやせない。そうすると、民間に委託したり、市場メカニズムの中で保育サービスを提供すべきではないかという議論があるわけです。先ほどブラウ先生からお話がありましたが、12カ月未満、ゼロ歳児でも50%近くの女性の方が働いているというアメリカにおいては、どのように保育サービスが供給されていて、どのように利用されているのかを教えてください。

**ブラウ** 何点か申し上げたい点がありますが、できるだけ手短かに説明をさせていただきます。

まず、ゴリーニさんの基調講演の中の冗談で、エコノミストの話に対して答えたいと思います。ルーズベルトではなくてトルーマン大統領だったのですが、要するに、公的あるいは民間によるサービスの不足というのが問題であって、育児手当、児童手当、あるいはほかの公的支援ということで財政支出を行おうとすると、では財源はどこなのだ、だれがこれを負担するのだということになる。結局これは、どこかほかのところからお金を持ってこなければいけないのではないかというような話になるわけです。

そういうことを考えてみますと、私は片方の選択肢しかないというのはよくないと思うのです。エコノミストは、どっちかということで選択をするのではなく、両面からのアプローチが必要だということで、長所短所両方を見るべきだと思います。

非常に複雑な話を単純化しますと、アメリカの場合は、明示的、非明示的な決定として、大量の託児施設を設けました。マーケットメカニズムに基づいて託児施設が供給され、家族によってその負担をしているわけですが、実際には、質の高いものということになると負担ができないという問題があります。

ですから、これもトレードオフの関係があって、日本の育児制度を見てみますと、日本は別の方向に向かっているようです。かなりの公的な助成金を支給しているようですが、



非常に質は高いけれども、その一方において数は不足していると理解しております。要するに、十分な形で入所率が確保できていない。すべての児童をカバーができるという形には至っておりません。

そういった中で、どちらが正しいどちらが間違っているというような育児政策はないと思います。アメリカの制度が日本ではうまくいくだろうということも主張しませんが、日本の制度がアメリカで有効だということも主張するつもりもありません。

とは言いましても一般的な原則がいくつかあって、これを適用することによって、例えばある一定の育児政策が合理的かどうかという判断は可能だと思います。その際には、不足している、数が足りないという問題と、それから、基本的な道徳論として、こういった資源に関しては、特に公的な資源については、これは平等な形で分配すべきだという、そういう議論が成り立つと思うのです。

これを指摘しますと、例えば育児に対する助成をする際に母親が働いているほうを優遇するかどうかという疑問が出てきます。これも平等論の関係がありますし、あるいは子どもの数が多いほうが優遇されるべきかどうかという点もあります。これも、出生促進政策ということで考えられます。高所得者層を優遇すべきかどうかという問題点もあります。こういった疑問点に対する答えも重要だと思いますし、特に育児政策との関係において、このようなことも検討すべきではないでしょうか。

私が見たところでは、直接的な形で公的な育児制度を提供するというには問題はないと思います。日本のようにそれだけのコスト負担が可能であって、そして資源が効率的に活用できないというリスクに対する用意があれば、結局これは、市場メカニズムに委ねるのではなくて、公的な形で判断ということになるわけですから。

1つのリスクというのは、恣意的な形で、あるいは不平等な形で育児というのが分担されるという点です。質の高い育児サービスかもしれないけれども、全員をカバーできないという問題、しかも限られた入所率しか確保できないということになりますと、これはかなり恣意的な形で分配ということになります。ですから、最も必要としているような家族、あるいは経済的に一番負担できないような人たちが実際のところ入所できないということになってしまうかもしれません。ですから、公的な仕組みにした場合、これが1つ大きなリスクではないかと思えます。

日本の場合に、市場メカニズムに委ねたほうがいいということを使うつもりではないのですが、検討には値すると思います。

**勝又** 最後の質問、これは先ほど阿藤所長からもパラドックスというようなお話があったのですが、比較的出生率の高い国にアメリカというのは属しているわけなのですが、それほどいろいろな政策はないというふうに言われながらも、いまの話を伺っていますと、税制優遇措置もあるし、さまざまな形で私的領域での十分なチャイルド・ケア、保育のサービスがあり、そういう意味では、政策としてではなくても実際にそこにいろいろな機会はあるのだと思うのですけれども、低出生率で一生懸命に家族政策を考えよ

うとしている国々から見ますと、どうしてだろうと、なんにもやらないほうがかえって皆さんしっかり働いて、それぞれサービスを自分で探して、そして自主的に家族を形成していくのではないかというような、ちょっと不思議だなという気持ちを持つてしまうのですが、これはアメリカに限ったことではなくて、英語圏ということていくつかの国を阿藤所長の図でもお示しいただいたのですけれども、これについてブラウ先生はどういうふうにお考えになりますか。

**ブラウ** とてもいい質問です。本当の意味で、例えば保育関係の政策と出生率のあいだに相関性があるという、そういう議論、全く私は納得はしていません。もちろんいろいろな考え方や、いろいろなアイディアはあるのですけれども、きちんとした立証できるようなデータはありませんし、憶測にすぎません。

ただ、アメリカにおける政策について言えることがあるとするならば、1つ、我が国の場合には、明示的な形での出生促進、あるいは出生抑制、いずれの政策も持っていないということです。もちろん子どものいる家庭向けのいろいろな政策というのはある。措置はある。そのことによって、世帯において子どもを育てやすくしているという側面があって、その結果出生が促進される部分はあるかもしれませんが、これらの助成金の価値というのは、ヨーロッパの多くの国々ほどではありません。ですから、そういうような助成金、補助金を出しているからといって出生促進的であるということは全然言えないと思います。また、低所得層のシングルマザー、これを社会福祉手当から、できるだけ労働市場のほうに進出、促進させようとしていますけれども、もちろんこれは、出生抑制政策にはなっていません。なぜかということ、未婚の女性が母親になる率というのが、引き続きアメリカでは非常に高いということから見ても、そういう政策になっていないことは明らかです。現在のブッシュ政権は、婚姻を奨励しています。これに関していろいろ議論はあるのですけれども、ほとんどの社会学者及び人口学者がこの考えについて検討した結果、婚姻を、つまり結婚を奨励するというのはいいかもしれない、若干のメリットがあるかもしれないし、あまりコストはかからないかもしれない。そういう意味で問題はないということだけでも、これは出生を促進する方向にも、抑制する方向にも特に働かないだろうというふうに言っています。

**勝又** 短くお願いしたいのですが、まずは出生率の高い国、ある程度上昇した国として、デンマーク、そしてフランスに、いまの出生率が、一番何が影響して向上したのかというふうにお考えになるのかということを知りたい、そして、日本と同様に低出生率で、いろいろなことで悩みの多いスペインのアナ・カブレさんには、何がスペインにおいてこれほどまでに低出生率にしてしまったのかという、個人的なお考えで結構ですので、これをというものがあればお聞かせいただきたいと思います。

では、まずルタブリエさんから、フランスの出生率を向上させてきた大きな理由と聞いてみますか、それは何だというふうにお考えになりますか。

**ルタブリエ** そのご質問に対して、私が正確な答えを出せる自信がないのですけれども、

まず世論の中で、家族政策の役割の大きさということが認識されました。そのことによって出生率が上がったと認識されています。

これは、家族政策の目的自体がそうだったというだけではなくて、家族政策の給付がどのように配分されたのか、また、社会的不平等に対抗する対策としての家族政策という側面が認識されていると言ったほうがいいかもしれません。

そこそこフランスの出生率がよくなった原因なのですけれども、背景にもう1つ、経済的な要因ということがあると思います。フランスが90年代後半に経済的に回復をしたという状況、これが見逃せません。失業率がこの段階でだんだんと下がってきたということがあります。ですからその意味で、それまで出産、子育てを先延ばしにしてきた夫婦が、ここへ来て子どもを持ち始めているということはあると思います。

ですから、景気ということと、それから労働市場の状況というのがとても重要な役割を果たしたのではないかと思います。そのことも配慮に入れて考えなければならないと思います。それと家族政策、両方を見ていかなければなりません。

特に女性にとって、また親に対して、子どもを産みやすい環境をつくっていくという、そういう努力があったということもそうなのですが、それに加えて、家族政策だけではなくて、失業対策であるとか、労働市場政策といったほかの政策も、労働時間短縮化という方向に動いた、つまりこれはすべての労働者を対象としているわけですが、そういったことがもしかしたら影響があった、つまり出生率という意味で影響があった可能性があると思います。親が、家庭生活に、そしてまた子どもにかかる時間をより多く持つことができるようになったという意味で、そういうことが言えると思います。

その時間短縮の問題ですけれども、これが両親の65%に影響を与えている。つまり、男性も女性も65%が、労働時間の短縮によって家庭生活が向上、改善したと答えているというそういう調査があります。政策的な対応で、家族にとって、そして子どもにとって、つまり促進的な政策、これが「家族にやさしい政策」とひとくくりで呼ばれていますが、その効果もあったのではないかと思います。

**クヌズセン** 細かく話してしまうと、長時間議論しなければならなくなってしまいますので、大まかなお答えにさせていただきたいと思います。

デンマークにおいて、家族政策の効果があつたかどうか、家族政策の概念を、フランスの方がおっしゃったとおり、日常生活がどうだったのか、労働市場政策がどうだったのか、学校の状況はどうだったのか、医療保険の分野の役割はどうだったのかということも含めて、広げて考えるならば、あるいはスペインの方がおっしゃったとおり、例えば住宅というような政策まで入れるのならば、答えはイエスと言えると思います。

というのも、デンマークでは、政策がいろいろな省庁に分割されていまして、家族省というようなところがないということから、家族政策と呼ばれるような、そういう名前がついた政策はありません。労働省があり、保健省あり、いろいろな政策が合わさって、全部が家族政策と言えるのであれば、そしてそういうものがいろいろ相まって家庭生活への影

響があったというふうに考えるのであれば、答えはイエスだということだと思います。

それに加えて、デンマークの場合には、仕事と家庭の両立という意味でもいい環境ができたのかもしれないと思っています。

**勝又** アナ・カブレさん、日本とスペインは、低出生率に非常に悩んでいるわけですが、スペインがいまこういう低出生率になったということ、その理由、いろいろなものがあると思いますけれども、ご自分の中では何が重要だと思われませんか。

**カブレ** まず一番に、私は、私たちが使っている出生力の指標、期間指標、特定の時期に何が起きたかということについて考えたとしても、コーホート出生率が1.5以下になるということは考えなかった人口学者の1人です。しかし、最近になって、合計特殊出生率で1.15というような数字が出てきて、その結果、最終的にコーホート出生率がどうなるかということに関してかなり誇張された意見が言われるようになったと思います。

70年代においては、スペインの基準から言ってもとても若くして結婚する人が多かった。そして、短い期間にたくさん子どもを産む人が多かった。その結果、70年代の終わりにおいては、30歳にもならない女性が、2人も3人ももうすでに産んでいて、そのあと子どもを産むのをやめてしまったことがあります。35歳以上の人たちというのは、若いときにもう子どもを産んでいたもので、もう産まない。そして、そのころ結婚し始めた人たちというのは、子どもを産むのを先延ばしにしていたということで、調査のタイミングもあると思います。

先ほどのお話、例えば学校に行く期間が伸びた、大学教育が男性にも女性にも広がった。それから、80年代、90年代末まで、雇用率が非常に高かった。その後、悪い状況があって、そのあとEUに加入をして状況が変わった。若い人のあいだで相互の競争が非常に厳しかったという時期もあったし、そうした中で、1979年以降、状況が大きく変わったわけです。

労働市場に参入をし始めたころに、臨時雇用というのが正社員になって、したがってここ5年ぐらいは、正社員になる、つまりフルタイムの人が多くなって、自分の家を買うという人たちがふえてきた。

97年以降、つまり最近の5年ぐらいですが、金利が非常に大きく下がって、住宅の取得というのがずっとしやすくなったという状況もありますし、ここ5年、2つのことが出てきました。

まず1つ、労働人口が非常にふえました。15年間にわたって1,200万という社会福祉対象が、わずか5年のあいだに1,600万になった。失業率が大きく下がって、雇用率が上がって、利下げで住宅の価格がずっと下がって、ということで、そこでたくさん新しい家族が生まれました。

長いあいだにいろいろな要因があって、出生率が非常に上下したわけです。若い人たちが取り巻かれている状況というのが大きく変わった。29、30歳というところまで親と同居しなければならないという状況があって、子どもを持ちたくなかったわけではないけれど

も、持つことができなかつた人、この状況が若干ここへ来て変わりました。その影響というのはもう少し待たないと出てこないと思います。

**勝又** それでは、これで第1部を終わらせていただきます。休憩をとりまして、第2部は午前中の基調講演者の方にも壇上に上がっていただきまして、全体の討論、まずはフロアからの質問をいただいておりますので、それから始めたいと思います。

## パート2

**勝又** パネルディスカッションの第2部では、午前中に基調講演をいただきましたゴリーニ先生とネイヤー先生、お二人にも加わっていただきます。

まずは午前中の基調講演者に対してフロアの皆様からいただきました質問を、いくつかにまとめさせていただきます。さまざまいろいろなものがございましたが、それを私どものほうでまとめさせていただきますので、内容として入っているというご理解をいただきますようお願いいたします。

では、午前中の基調講演者でございますゴリーニ先生に対するフロアからのご質問は、イタリア女性の仕事と家庭にまつわる実情をもう少し詳しく知りたいというご質問でございました。

女性の仕事と家庭にまつわる実情と言っても広いと思いますけれども、例えば大学進学率や女性の労働力率の状況とか、それから、実際のところ出産しても仕事は続けやすい状況にあるのかとか、そういうことでございますけれども、いかがでございましょうか。

**ゴリーニ** 非常に興味深いご質問をいただきました。

近年といえますか、ここ10年、20年のうちにイタリアにおいては女性の社会進出がめざましく進んでおります。そして、高等学校並びに大学の進学率も非常に進み、大方の女性は、いずれかのところまでは進学をしております。そういったことから、男性よりも女性のほうが高学歴化が進んでいます。実際、大学の学位を有しているのは女性のほうが、男性よりも比率的に多くなっています。

さらに、定性的な指標を見てみますと、平均して女性のほうが男性よりも高いランクとなっており、どのような学部であったとしても、このような形で非常に変わっているわけです。それから、過去15年間のあいだに女性の労働進出ということでは、フルタイムの仕事ということで見ますと、男性の場合、女性の場合ということで、そのまま直接比較はできませんが、男性対女性ということでは、新規の職ということでは11対1となっておりますので、これもめざましい改善かと思えます。

もちろんイタリア女性の状況を、北欧諸国の女性と比較をしますと遅れが見られます。とはいいいましても、状況は急速に改善しています。それから、質問の後半のところですが、イタリア女性は出産をして仕事を続けるというのは非常に厳しい状況にあります。というのは、女性でも男性でも、パートタイムの職があまりなく、むしろフルタイムの仕事となっており、フルタイムの仕事の場合は、仕事と家庭の両立が困難となっています。

また、ゼロから3歳児向けの保育施設もあまり整っていません。数も少なく、しかも非常に料金が高くなっています。ですから、実際の支援は女性側の母親からということになるわけで、基本的に祖母が果たす役割が大きいということになります。ただ、祖母は、こどもが一人っ子だったら助けられるけど、そこでやめてほしい。でないと、2番目、3番目のこどもではとても手に負えないということを言うわけです。

特に雇用者もイタリアの女性に対して、出産をしたといった場合に、必ずしもフレンド

リーではないということでの困難さもありません。

それから、もう1点つけ加えたいと思いますが、社会的な汚名を着せられるという問題があります。イタリアの女性の場合は、こどもが3人、4人ということになりますと、贅沢だというふうに見られがちで、社会的な汚名を着せられるということになります。こういうこともあって、多産というわけにはいきません。

**勝又** それでは、ネイヤーさんに質問がございます。これはいろいろな質問の総合なのですけれども、ヨーロッパでは、さまざまな国がありますけれども、育児休業を取得しにくい雰囲気というのはないのでしょうか。

日本では、女性に育児休業制度は法律で認められているし、制度としてはあるのだけれども、なかなか取得しにくいという状況があるということをお前提に、この質問はされています。

前の質問に関連して、育児休業を長くすると、例えば1年、2年、3年のように、3年まであるところがありますけれども、長期間とると、職業能力が低下して、キャリア的にはマイナスになると考える場合もあるのではないかと質問です。いかがでしょうか。

**ネイヤー** いろいろな答えがあって、最初の質問、育児休暇という制度があるにもかかわらず、これを活用することが困難かどうかということに関してですが、ヨーロッパにおいては、父親のほうが、休業といっても雇用主と交渉しなければならないということにより困難です。一般論ということ言えば、特に福祉国家ということで、社会的な市民権、1つの権利として付与されているわけで、そういった意味で休業は困難ではありません。ただ、イギリス、オランダの場合には、契約ベースになっており、雇用主と交渉しなければいけない。雇用主としては育児休業を雇用計画の一環としてとらえられています。こういった場合には、権利付与という形になっておりませんので、むしろ権力闘争の中に巻き込まれて、その中の交渉で決まってしまうということになります。

男性への取り組みというのは、ヨーロッパの諸国においてばらつきがあって、いま細かい数字を出すことができませんが、スウェーデン、オーストリアの場合はこの研究をしたことがあるので、申し上げることができます。オーストリアの場合は、女性の95～97%が、実際に育児休暇をとっております。スウェーデンでも大体同率ですが、スウェーデンの場合は計算が困難となっています。統計データとして、特にこれは育児休暇の権利を付与されているような人だけということで、これは雇用者とのあいだの交渉をしなければいけません。しかし調査結果からも高率であるということがわかっています。ですから、相当この活用率は高いわけですが、他国においては低いわけで、これはどのような権利が付与されているかによりけりという形になっています。

それから、もう1つの質問。各国間、どういうふうになっているのかということですが、育児休暇ということでは、実際にその休暇期間中には解雇できない、一般にはそのあと、直後でも解雇できないということになっています。これは労働者保護という形になっているわけですが、実際に契約期間が延長されていけばという条件つきとなっております。

す。オーストリアの場合は、女性のうちの10～15%が、この保育期間が切れたあと解雇されるという率になっています。

それからもう1つ、雇用主に対しまして、2年間休業した場合に、少なくとも1年間、再訓練の補助を与える。要するに社会保障負担ということで、国家が3分の1を負担するということになっております。導入されて7年ですが、これを申請した企業数は1,500社となっております。ということは、女性が復帰しなかった、あるいは雇用主側において、このような形の再訓練を不要であると考えたようです。男性で実際に活用した人はほとんどいないので、これはもう無視できるのではないかと思われれます。

長期の休暇ということに関して、特に3年間も休業すると、これはキャリアに対してマイナスの影響が及びます。実際に2年間の休業のあとは復帰しない、1年間のほうが復帰をする確立が高いわけですが、特に非常に技術的な専門職についている、訓練を受けたような人の場合には、なかなかその技能をその期間、維持することは困難で、再訓練が必要ということになります。そういったことから、社会復帰ができるような柔軟性が必要なわけで、休暇の期間を延長し、そしてまた戻ってきて社会復帰ができるということが重要視されています。

さらに重要な点ということで、この休業の期間に照らし合わせてどれだけの所得損失があるかということを検討しました。だれが休暇だけをとるのか、だれがこの損失部分をまた稼ぐことができるのかということを見ますと、最も所得レベルが高い人たちそれぞれが専門分野においてということで、必ずしも全女性の中での高所得者ということではありません。ですからこれは、どういった職についているかによりけりということになります。また、この休業前に安定的な就職をした人ということになります。ですから、高学歴であるということと、それから同賃金であるということ、これは非常に重要視されています。

**勝又** ほかにもいろいろな質問があったのですがけれども、先ほどの第1部のパネルディスカッションの中でいくつか既にお答えいただいているものもあります。例えばご紹介いたしますと、フランスの出生率は、直近で急上昇しているが、女性就労の促進以外に何が要因だったのか、何が要因があったのではないかというようなご質問がありまして、先ほどルタブリエさんのほうから、フランスの出生率、非常に最近よくなったということについては、女性の就労促進以外に、例えばフランスの経済状況自体が非常によくなったというような、社会全体の経済状況の向上があるというようなお話がありましたけれども、女性の就労促進以外に一番最近のフランスの出生率の上昇に与えた影響は何でしょうか。

**ルタブリエ** とても難しい質問です。何がと言われても、1つの要因はないわけですし、あえて言えばいろいろな要因が組み合わさってセットになって、いま勝又さんがおっしゃったとおりの経済状況、それから仕事と家庭のバランスをとろうという国の奨励策、それから子どもにかかる直接費、間接費が削減されたこと。

もう1つ言いますと、労働時間の短縮。家族と家庭と仕事のバランスをとるには労働時間の短縮というのは非常に重要だと思います。いま討論されているところは、労働時間の



短縮だけではなく、企業文化そのものを変えようという、つまり長時間働いて残業して、特に男性に長時間働かせて残業させてという、そういう企業文化そのものを変えようという傾向があると思います。父親がもっと子どもと時間が過ごせるようにしようという傾向があります。

**勝又** 全体をカバーする中で、1つ非常におもしろい質問がございまして、これを質問の最後にさせていただきたいのですけれども、子どもを持つことに対する価値観が、どのようにそれぞれの国で変わってきたのかというご質問があります。このご質問をされた方の意図は、日本において子どもを持つ喜びとか、家族というものへの考え方の変化があって、出生率の低下がもたらされているのではないかとというふうにその方は考えていらっしゃる、例えば子育ての楽しみを知らしめるようなキャンペーンをしないと、子どもを持つことの喜びを日本人は失ってしまっていて、出生率が低下しているのではないかとお考えになっているというのです。

それぞれの国でさまざまな出生率の変化とか、社会経済的な変化がございましてけれども、子どもを持つことに対する価値観というのはどのように変わってきたのか、変わってこなかったのか、ずっとある1つの価値観を持ち続けているのか。非常に大きな質問で、答えにくいとも、答えやすいとも思いますけれども、非常に短く、それぞれの方から伺いたいと思います。

それではクヌズセン先生から、いかがでしょうか。

**クヌズセン** デンマークでは、若い人、若い世代は、家族に大変な価値をおいています。ですから、若い人は家族が欲しくないと言っているわけではありません。ただ、子どもを産むのを少し延ばそう、出産を延ばし、先送りしようという現象だと思います。

それからもう1つは、同棲というのが今は定着していますから、落ち着いて子どもを産む前に、本当に相手と合うのかどうか、その人と一生暮らしたいのかと、そういうことを試す時間が与えられます。

子どもが欲しくないという人は、子どもに価値を置いていないというわけではありませんけれども、今子どもと家族についてどういうことが議論になっているかといいますと、こういうことわざがあります。「子どもは1人ではやっていけない、子どもは1人ぼっちにしてはいけない」。つまり、兄弟がいたほうがいいのではないかと、そういうことが議論されています。子どもが4人いて幸せな家族のキャンペーンとか、そういうものはしていませんけれども、価値観は変わっていません。

**ルタブリエ** フランスも同じです。家族、ファミリーに対して考え方がそんなに変わっていないと思います。もちろんいろいろな家族形態は受け入れられるようになりましてけれども、子どもに対しては、子どもはとても愛されて歓迎される、それは変わっていません。出生率が高い国、そして子どものための政策が特にされていない、つまり子どもを奨励する政策がない国ほど出生率が高いのはおもしろいことだと思います。それだけ子どもに価値を置いているのではないのでしょうか。

**カブレ** 日本の状況はわかりませんが、日本に似ているのではないかと思います。子どもを持つことの喜び、それは全く失われていません。逆に、子どもを持つことの喜びはもしかしたらますます高まっていると思います。

昔は、子どもを持つことがそんなに喜びだったとは思えません。私が生まれたときには母は、ああ、また女の子か、残念だ、次は男の子が欲しいと思ったようです。だから、決して喜んだとは思えません。母は仕事が好きだったのに、仕事をやめなければならなかった。私を育てるために自分の仕事を犠牲にした。もちろん私は愛されて育ちました。でも、そんなにうれしくてしょうがなかったとは思えないのです。

ですから、いまのこどものほうがもっと望まれて、愛されているのではないのでしょうか。昔は、子どもを持つということは、喜びとして子どもを持つのではなく、自分は子どもを持たない、つまり母親にならなければ価値がないと社会がみなしたので、子どもがいなければ女性として認められない、女じゃない、人間でないと、そういうふうに思われる時代でしたから。いまはそういうことはありませんので、子どもがいなくてもそれほど社会で疎外されることはありませんけれども、ただ逆に子どもを持つことに大変価値が置かれていて、いまは人工受精とかいろいろな方法で子どもをつくらうとする人たちがいます。

**ブラウ** 家族の価値観が、アメリカでは依然として高いと思います。子育ての喜びを教えるような、そういうキャンペーンはないにせよ、低出生率の原因というのは、アメリカだけではなく、ほかに原因があると思われます。それは多分、子どもが欲しくないとか、子どもが愛されていないからではなく、子育ての機会費用、そして実際のコスト、特に女性の場合には自分のキャリアをずっと続けたいという、そういうところに原因があるのではないのでしょうか。

**ゴリーニ** イタリアでは、私の意見では、ちょっと分裂していると思います。というのは、調査を行って若い人に聞いてみますと、結婚したい、これはとても大切な制度であると。どんな制度に依存していますかという、「結婚と家族」という制度です。つまりイタリアでは、結婚と家族、家庭というのは第1位にランクづけされています。

ただ、一方ではもう1つの極端な考え方もかもしれませんけれども、多くの女性は子どもがいなくても自由だ、あるいは子どもはせいぜい1人でいい、そういう女性もいると思います。

あまり先のことを考えたくないような、享乐的な社会、そういう社会では、子どもが欲しくないと思うのかもしれませんが。例えばある夫婦の話ですけれども、ゴリーニ先生がラジオで講演をしているのを聞いて、いまイタリアの世界はどんどん高齢化していて、私たちは子どもをつくらなくてはいけないよと、そういうふうに話しているカップルがいるのではないかと、そういう冗談があるほどですけれども、冗談はさておき、そういう傾向が強いとは思いません。

そんなことはあり得ないと思いますので、これからはもっともってこどもの価値、こどもの重要性、それをこどものコストとともに論じるべきだと思います。こどもの価値につ

いてもっと話すべきだと思います。

**勝又** ネイヤーさんは、ご自分のオーストリアのことも含めて、ご研究の中からヨーロッパ全体について、子どもを持つことに対する価値観というのは変わってきたというふうに思われますか。

**ネイヤー** 大変難しいものです。そういう価値観の調査は残念ながらしていません。ただ、ドイツ、オーストリアの予測によりますと、これからますます子どもを産まない女性がふえてくる、そうすると、両極化、つまり、子どもを持つ女性と子どもを持たない女性、2つのグループが出てくるのだろうということを考えます。

ただ、ドイツ、オーストリアでは伝統的に家族というのは大変重要ですが、家族はなんなのかと厳密に定義されていないので、とてもロマンチックな考え方、家族はいいことだという、非常に漠然とした考え方しかないのではないかと思います。

ドイツ、オーストリアの政府は、いずれもキャンペーンを展開しています。「ファミリー・ジャーマニー」というのがあって、それは成功していません。オーストリアでは2つ、「アウ・ファミリー」というキャンペーンと、「私たちは小さな子どもがいても日夜働いています」というそういうキャンペーンを展開しましたが、ただ、それに対する反対のキャンペーンが出て、女性たちが、私たちだって働いている、子どもがいなくたって一生懸命に働いているという、そういうキャンペーンが出てきて、そのキャンペーンは数日間で消えてしまったと聞いています。

もう1つ申し上げたいのですが、もしかしたら女性運動のほうから大きな変化が出てきたのかもしれませんが、60年代の後半から80年代まで、ドイツ語圏では女性運動が、政治的、経済的な権利だけではなく、平等ということを強調してまいりました。女性の運動や政府に対する覚書では、もっと出産休暇を、もっと育児休暇を、そして労働条件をもっと改善し、両親がともに仕事と家庭のバランスとることができるように、また、現在非嫡子児であっても、シングルマザーであっても、ちゃんと権利を主張するという、そういうキャンペーンが展開されています。

**勝又** さまざまなご質問があるかと思いますけれども、時間の関係がありまして、午前中にいただいた質問につきましてはこれで締めさせていただきます。また、パネルディスカッションの第1部で随分いろいろなことについてお答えいただいているものもございますので、それでご了承いただければと思います。

お話の中に何回か出てまいりましたが、私どもはこのセミナーを開催する前に、実は2日間にわたる研究者だけのワークショップ、研究会を開いておりました。そこにさまざまな国からご参加いただきまして、先ほど阿藤所長からご紹介がありましたように、さまざまな地域、英語圏とかフランス語圏とか、そういう言葉で分けた地域で、さまざまな研究をしたことをご発表していただきました。

今回、パネリストにはご参加いただかなかったのですが、英語圏の方たち、先ほどパラドックスというお話がありましたけれども、アメリカにしるニュージーランドにし

るカナダにしる、英語をしゃべる地域が、比較的出生率が高いということで、ブラウ先生からもお話があったわけですが、そのことについて、ワークショップで英語圏のことについて発表されましたニュージーランドのプール先生から、短いご説明をいただくことになっておりますので、プール先生にお願いしたいと思います。

**プール** どうもありがとうございます。手短かに申し上げたいと思います。

英語圏諸国に関して、忘れてはならないのは、ヨーロッパの国以外が多いということです。ヨーロッパ圏内には2カ国しかありません。そして、アメリカで起きることというのは、もちろん英語圏諸国に一番大きな影響を与える、なんと言っても国の大きさが大きいからです。それもお話ししておきたいと思います。

ブラウ先生がおっしゃったとおり、現在の出生率の変化というのは、政策とはほとんど関係ないし、マクロ経済の動向でさえあまり影響を与えていないと思います。北米、オーストラリア、ニュージーランドにおいては、出生率が大きく変動してきました。かつてからそうです。まず、大不況があって、ベビーブームというのはヨーロッパよりもずっと強烈でしたし、期間もヨーロッパのいくつかの国よりもずっと長く続きました。そして、その中でも変動がかなり激しかったわけです。

そして、70年代後半から80年代に、今度はベビーバストと呼ばれる少子化というのがありました。ヨーロッパほどは下がりませんが、劇的に、ベビーブーム期と比べると出生率が下がったわけです。そのあと、80年代・90年代、アメリカとニュージーランド、そしてオーストラリア、カナダがそれに続く形で、「ベビーブームに対するこだま」、いわゆる、「エコー」というふうにアメリカ人たちが呼んだ出生率の回復があったわけです。

ということは、スペインのカブレさんがおっしゃったとおり、彼女が言っていたメカニズムがそのまま、政策と全然関係ない、経済学とも関係ない、むしろ人口学のタイミングということによって起きてきたということが大きいと思います。

2つのことがあります。まず、ベビーバストで何が起きたかといいますと、子どもを産む若い人が出産を先延ばしするという状況になったこと。そして、先延ばししてきた人が、87年・88年、98年・99年というようなときに、産むようになったということです。ですから、出産先延ばしがそこで一気に終わった。

もう1つ、ベビーブームの世代の人たちが、この先延ばしを起こすような、そういう年齢層に達していたということです。そういう意味で、人口学的に、たくさんの人たちが急激に先延ばしをするというような現象と一致してしまっただけです。その結果、最近の異常な変動というのが出てきたのだと考えられます。

そこで、その総合的な効果としては、英語圏諸国においては、出生世代のサイズが大きく変わるようになりました。低出生率ということを議論するときには、高齢化だけではなくて人口構造の変化ということで、これは政策のあらゆる側面においてとても重要です。我々は、そういう意味で手本にはなりません。

逆にフランスですが、最近の上昇と言いましてもごくわずかですけれども、出生率は我

々の観点から言うと安定しているわけです。しかも、年齢構造が非常に安定化している。この点がとても重要だと思います。つまり、フランスの計画のほうが、オーストラリアやニュージーランドよりもずっと容易だと、安定しているから計画しやすいということです。

**勝又** 本日は午前中から午後にかけての長時間にわたりまして、「こども、家族、社会 - 少子社会の政策選択 - 」ということで、基調講演とパネルディスカッションを行ってきたわけですが、さまざまな方から教えていただきましたこと、それからここでいろいろ考えましたことを一言でまとめるのはとても無理でございますけれども、実際のところ「少子化」というキーワードの中にいろいろな問題を考えなくてはいけないということをお教えされたという気がいたします。

また、これをやったならば、あれをやったならば出生率が上がるというような、そういう1つの処方箋というのはなくて、また、少子化ということを経済的に政策の中でうたってきたから、いまの安定した出生率があるというようなことでもない。特に政策的には労働政策、そして家族政策の中でさまざまな形で行われてきたことが、結果として出生率にあらわれているというような国々の実情を聞いたと思います。

日本として、さまざまな議論の中で、これから低出生率のこと、低出生率の国々のこと、それから高出生率の国のことも含めて考えた上で、我々がとっていくべき道を模索していかなければならない。また、やはり今日いろいろ話を聞いておりますと、政策的には、こどもに対する政策についても、家族に対する政策についても、まだまだ日本は何もやっていないというような、私の個人的な印象でございます。それは、金額的にもそうだし、さまざまな意味で、政策の選択というものを広げた中で議論がされていないと、そういう感想を私は個人的に持っております。

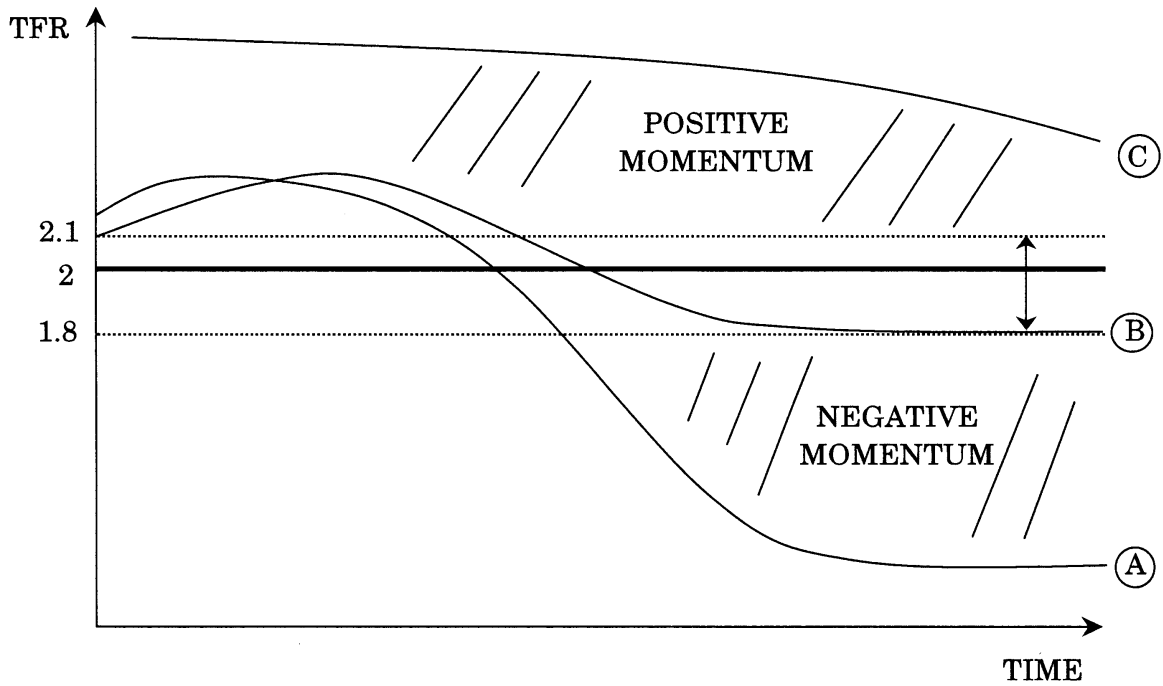
それでは、きょういろいろ教えていただいたことを、また今後の研究、そして今後の政策に反映していきますように、私どももいろいろな研究の中でこれを生かしていきたいと思っております。

また、フロアの皆様からご質問を受けることができませんでしたが、きょう基調講演者がお使いになったOHPとパワーポイントの資料について、私ども国立社会保障人口問題研究所のホームページを通じまして、皆様に提供していきたいと思っておりますので、ご活用いただければと思います。

それでは、きょうは長時間にわたりまして、第7回厚生政策セミナー、聴講いただきましてありがとうございました。また、遠くからおいでいただきました基調講演者、パネリストの先生方に、どうぞ拍手をもって感謝の意を表したいと思っております。 < 拍手 >

# 圖 表

图表 1 1



↕ 1.8 – 2.1 Range of optimum the fertility in the long period

Ⓐ-Model of extremely low fertility (unsustainable)

Ⓑ-Model of advisable low fertility

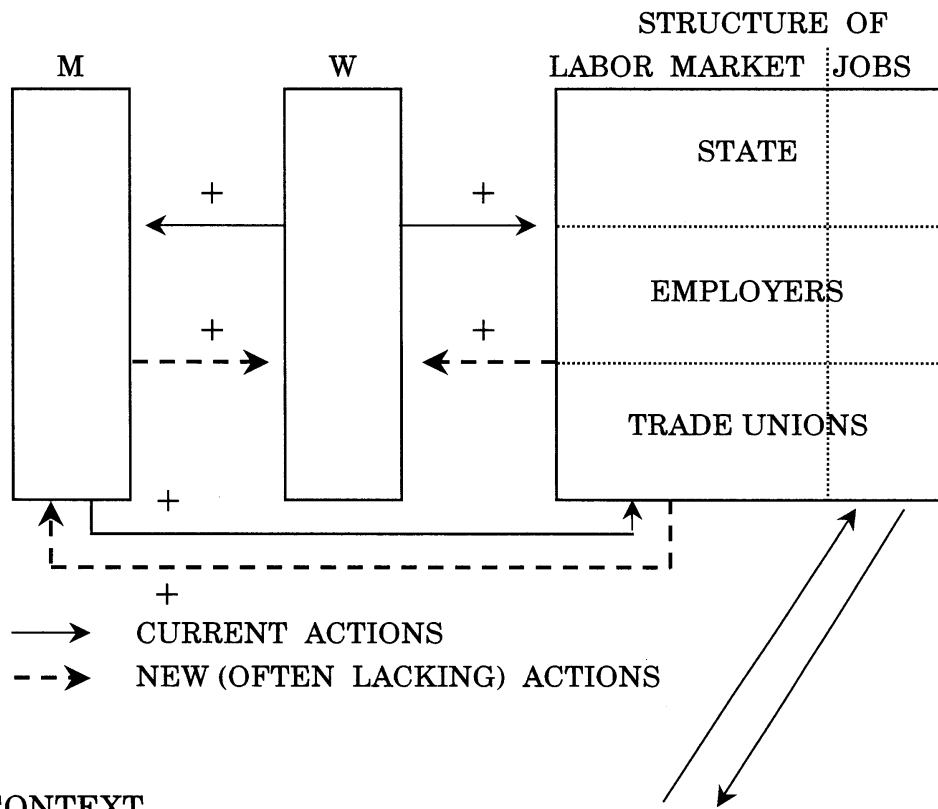
Ⓒ-Model of high fertility (unsustainable)

How long is sustainable a very high or very low fertility ?

In the medium to long period the path of an advisable and sustainable fertility is becoming more narrow.

**图表 1 2**

AN OUTLINE OF RELATIONS BETWEEN  
A WOMAN AND HER MAN ON ONE HAND  
AND LABOR MARKET ON THE OTHER HAND



**CONTEXT**

GOOD ECONOMIC CONDITIONS vs BAD ECONOMIC CONDITIONS  
 LABOR SHORTAGE vs UNEMPLOYMENT  
 INTERNATIONAL COMPETITIVENESS  
 POLITICAL AND SOCIAL STABILITY



### 图表 1 3 Number of children for woman

	0	1	2	3	4	TOTAL	TFR
• Possible distribution of women to get a TFR = 1.8	15	25	30	25	5	100	1.80
• Possible distribution of women to get a TFR = 1.5	22	25	37	13	3	100	1.50
• Possible distribution of women to get a TFR = 1.2	24	41	27	7	1	100	1.20

### 图表 1 4 Demographic Changes and Political Responses

In recent years, the attention to social policy and its interaction with employment and economic policies has increased considerably. It has been precisely the alarm over the sustainability of the pension system and the welfare system that has attracted the attention of politicians, and now also of part of the public opinion, on the “demographic shock” that low fertility countries are undergoing or are about to undergo. Few references:

- The International Community convened in Madrid (April 2002) the II World Assembly on Ageing;
- Japanese Minister Sakaguchi worried about social and cultural consequences of a rapid decline of births in Japan;
- The Pope Giovanni Paolo II defined the birth crisis, the demographic decline and the population ageing like a “heavy threat that rest on the future of this country [Italy], conditioning already today its life and its possibilities of growth”.

#### Major Demographic Changes:

- The growing and continuous raising of the expectation of life;
- Fertility which remains low or extremely low;
- Consequent ageing of the population.
- At the same time important changes have taken place in households and families:
  - 1- the percentage of families made up of two parents and their cohabiting children is progressively decreasing;
  - 2- in the past 15 years, the percentage of children who live in one parent families has increased significantly;
  - 3- the number of one-person households is increasing and the average households size is decreasing.
- According to the *Eurostat* projections, f.i.:
  - 1- most of the regions in the European Union will see their populations stagnate or decrease by 2015;
  - 2- foreign immigration has become the main factor of growth of the EU population.

## 圖表 1 5

In this situation, and considering that in today's perspective fertility does not appear easy to change, at least in the short-medium term, we could wonder:

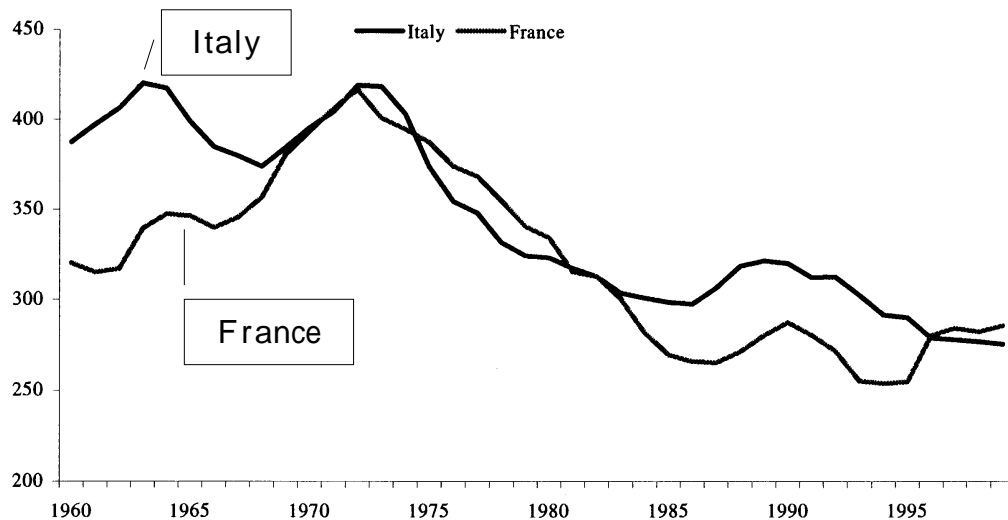
- Whether low fertility countries and specially Europe will be short of children
- Whether such low levels of fertility are sustainable in the longer run as far as their social, economic, and many other implications, at both the domestic and the international level, are concerned

Faced with demographic trends that may lead to a zone of unsustainability of the trends and even to a point of no return:

- What the appropriate political responses may be?
- What territorial level they should be adopted?
- To whom they should be directed?

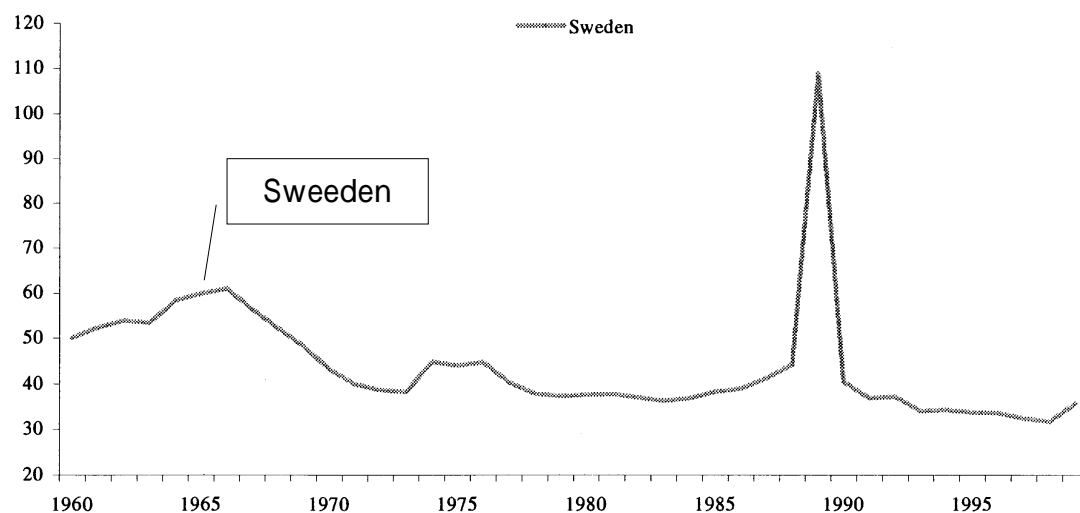
Fertility below the replacement threshold: a comparison of three paths

图表 1 6 Figure 1 :Marriages in Italy and France from 1960 to 1999 (000). Period data



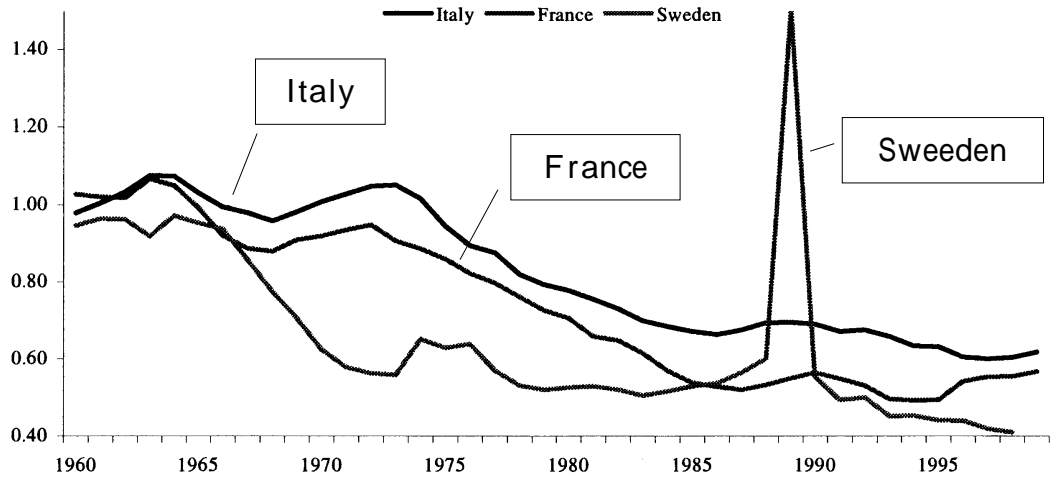
Source: Council of Europe 2000

图表 1 7 Figure 2 :Marriages in Sweden from 1960 to 1999 (000). Period data



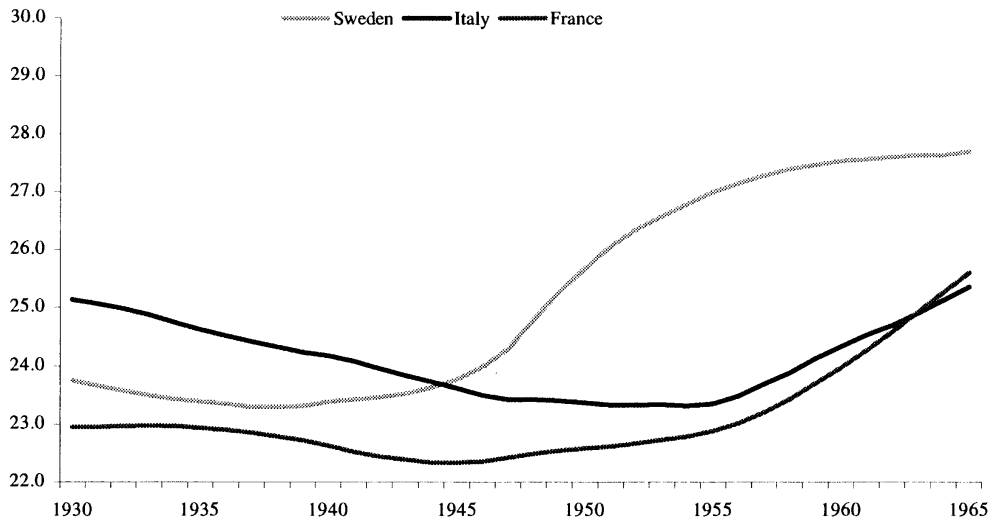
Source: Council of Europe 2000

**图表 1 8** Figure 3: Total female first marriage rate (<50 compl.years) in Italy, France and Sweden from 1960 to 1999. Period data



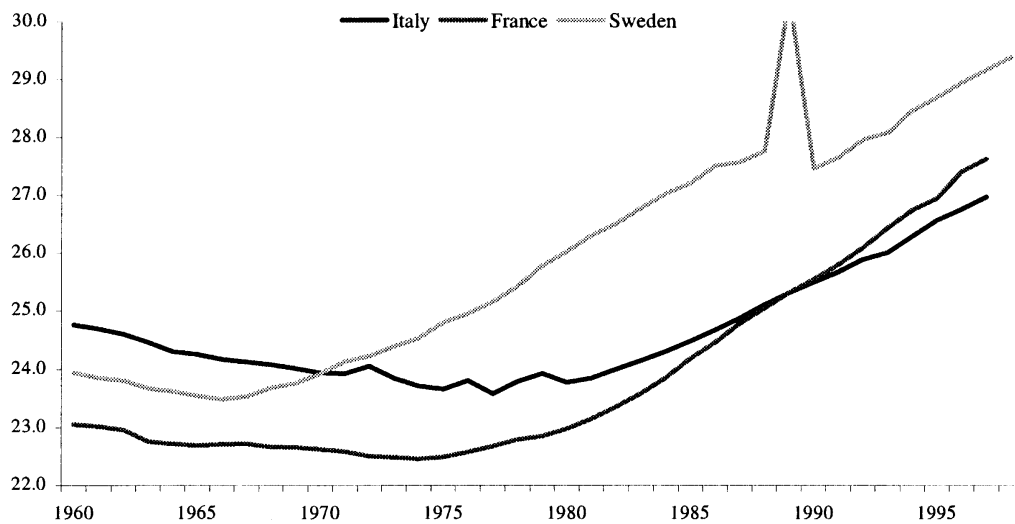
Source: Council of Europe 2000

**图表 1 9** Figure 4: Mean age of women at first marriage (below age 50) in Italy, France and Sweden from 1930 to 1965. Cohort data



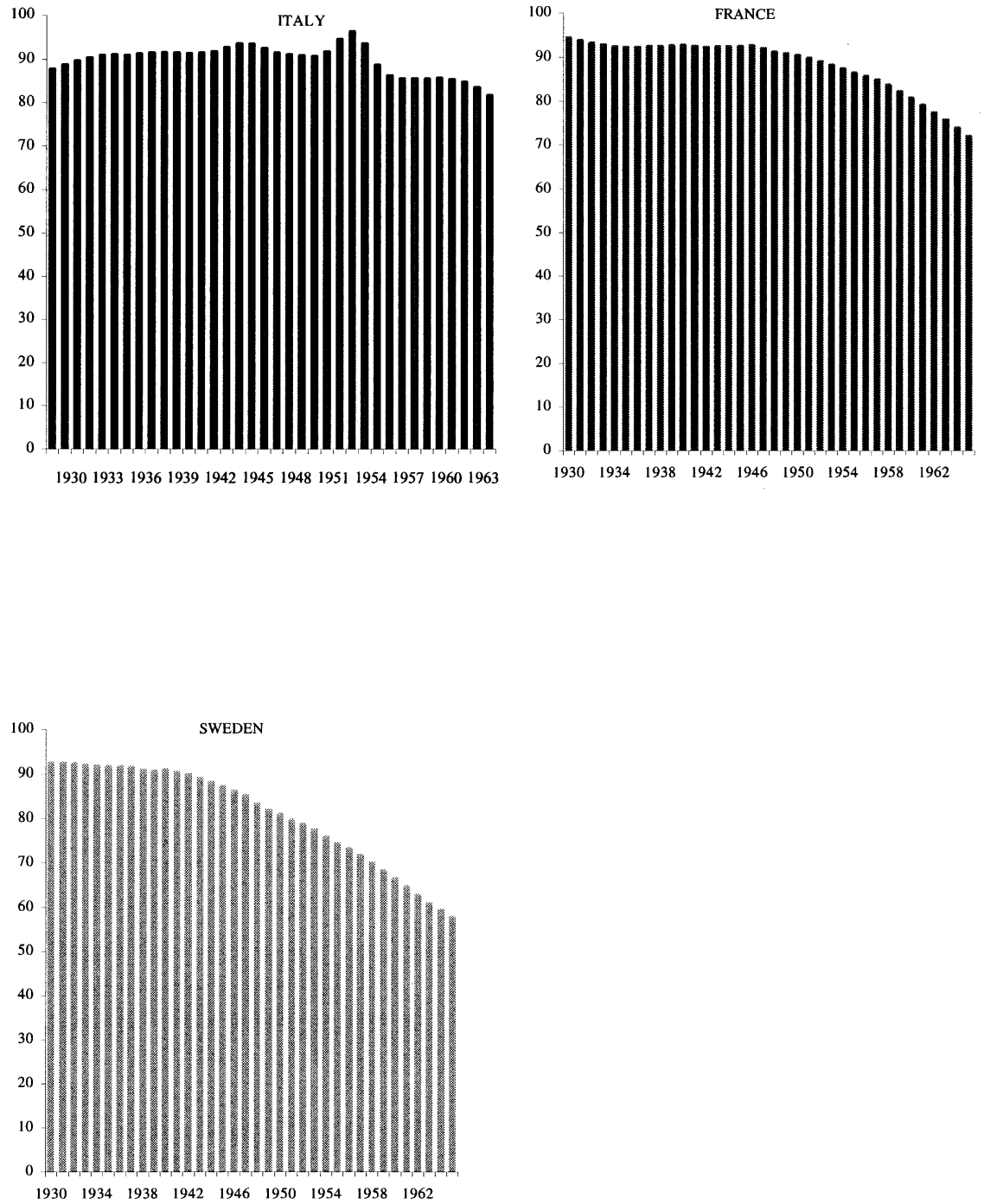
Source: Council of Europe 2000

**图表 1 10** Figure 5: Mean age of women at first marriage (below age 50) in Italy, France and Sweden from 1960 to 1998. Period data



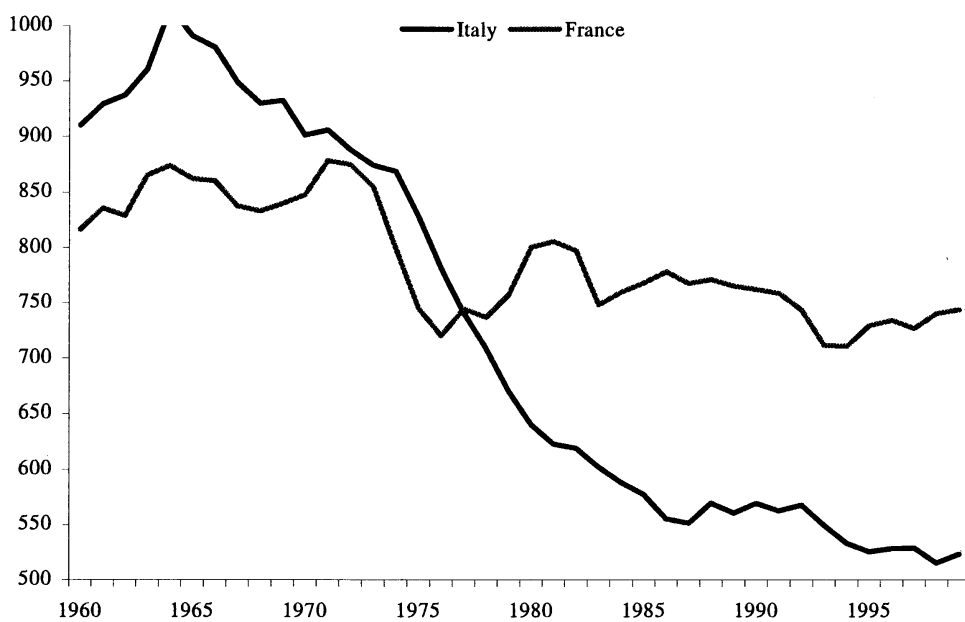
Source: Council of Europe 2000

**图表 1 11** Figure 6: Proportion(%) of ever married women by age 50 in Italy, France and Sweden from 1930 to 1965. Cohort data



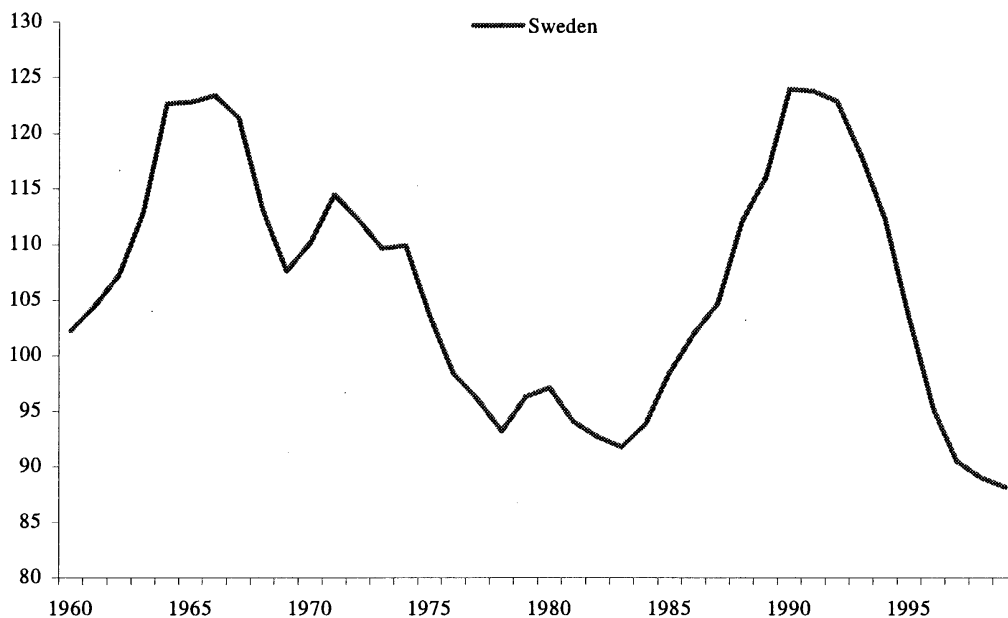
Source: Council of Europe 2000

**图表 1 12** Figure 7: Live births in Italy and France from 1960 to 1999 (000). Period data



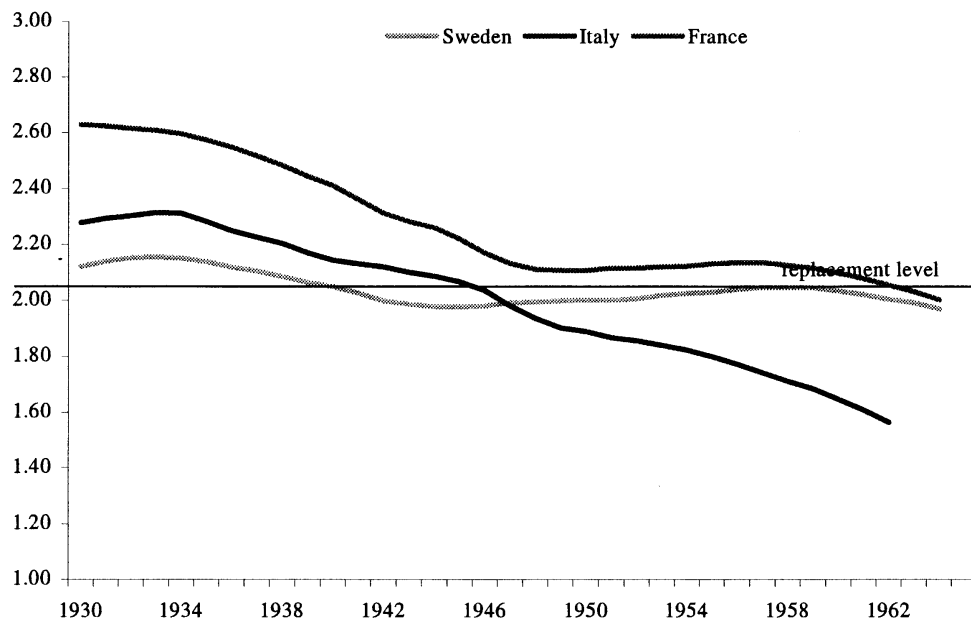
Source: Council of Europe 2000

**图表 1 13** Figure 8: Live births in Sweden from 1960 to 1999 (000). Period data



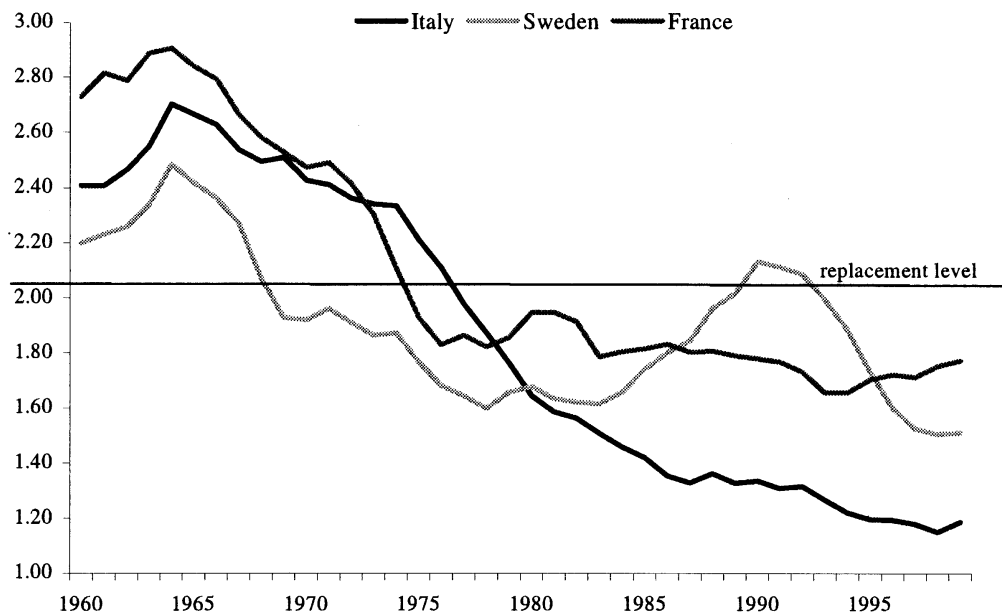
Source: Council of Europe 2000

**图表 1 14** Figure 9: Completed fertility in Italy, France and Sweden from 1930 to 1965. Cohort data



Source: Council of Europe 2000

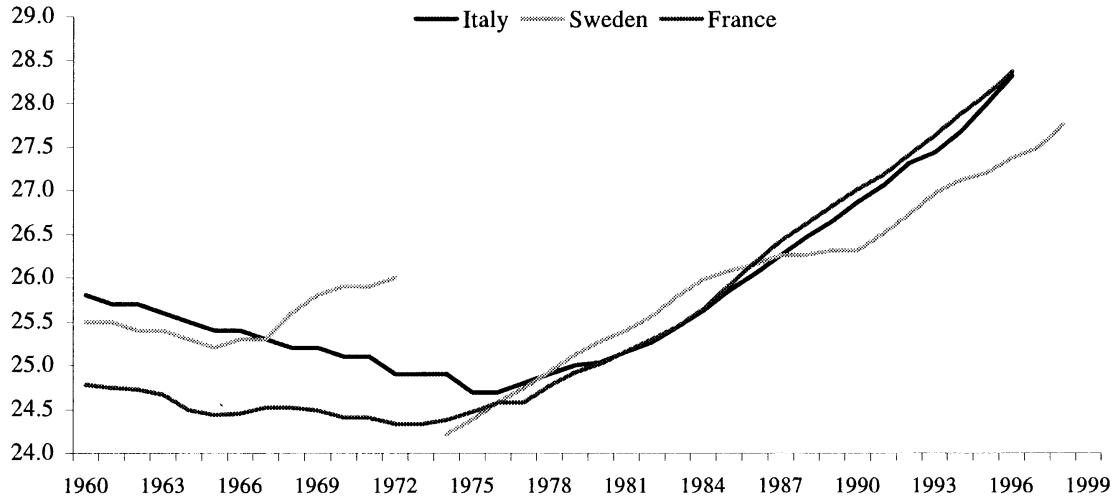
**图表 1 15** Figure 10: TFR in Italy, France and Sweden from 1960 to 1999. Period data



Source: Council of Europe 2000

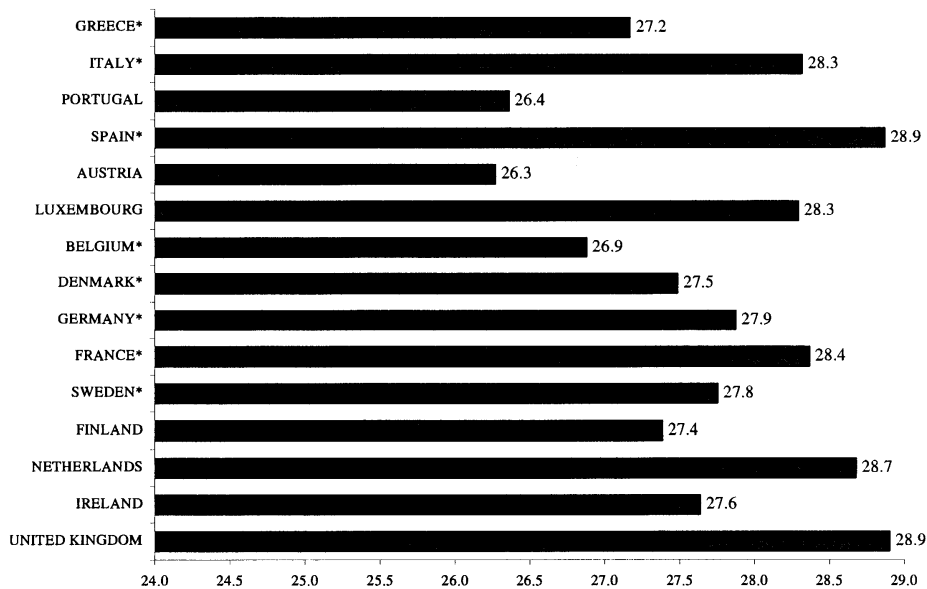


**图表 1 16** Figure 11: Mean age of women at birth of first child in Italy, France and Sweden from 1960 to 1999. Period data



Source: Council of Europe 2000

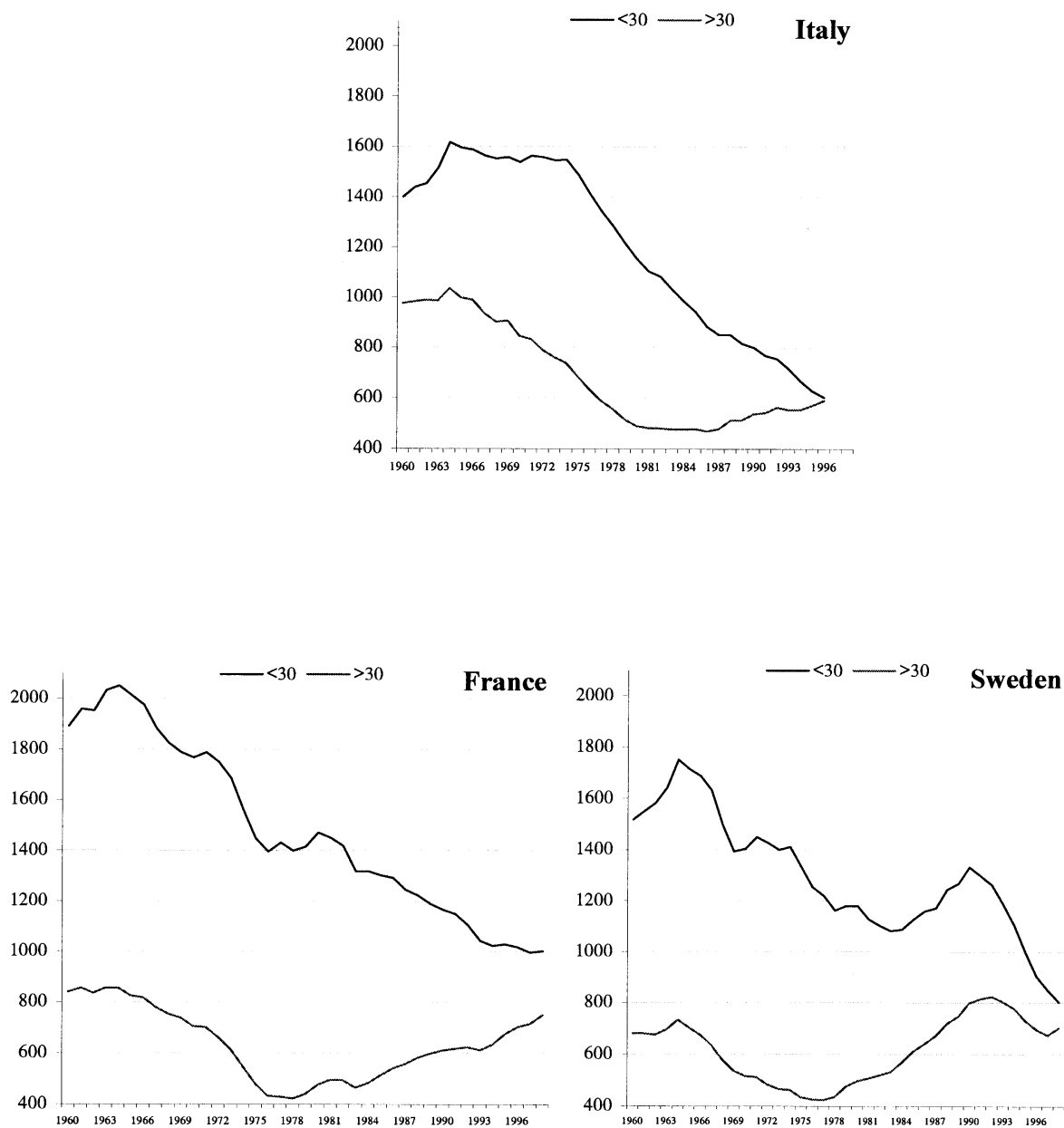
**图表 1 17** Figure 12: Mean age of women at birth of first child in European Union countries 1999. Period data



Source: Council of Europe 2000

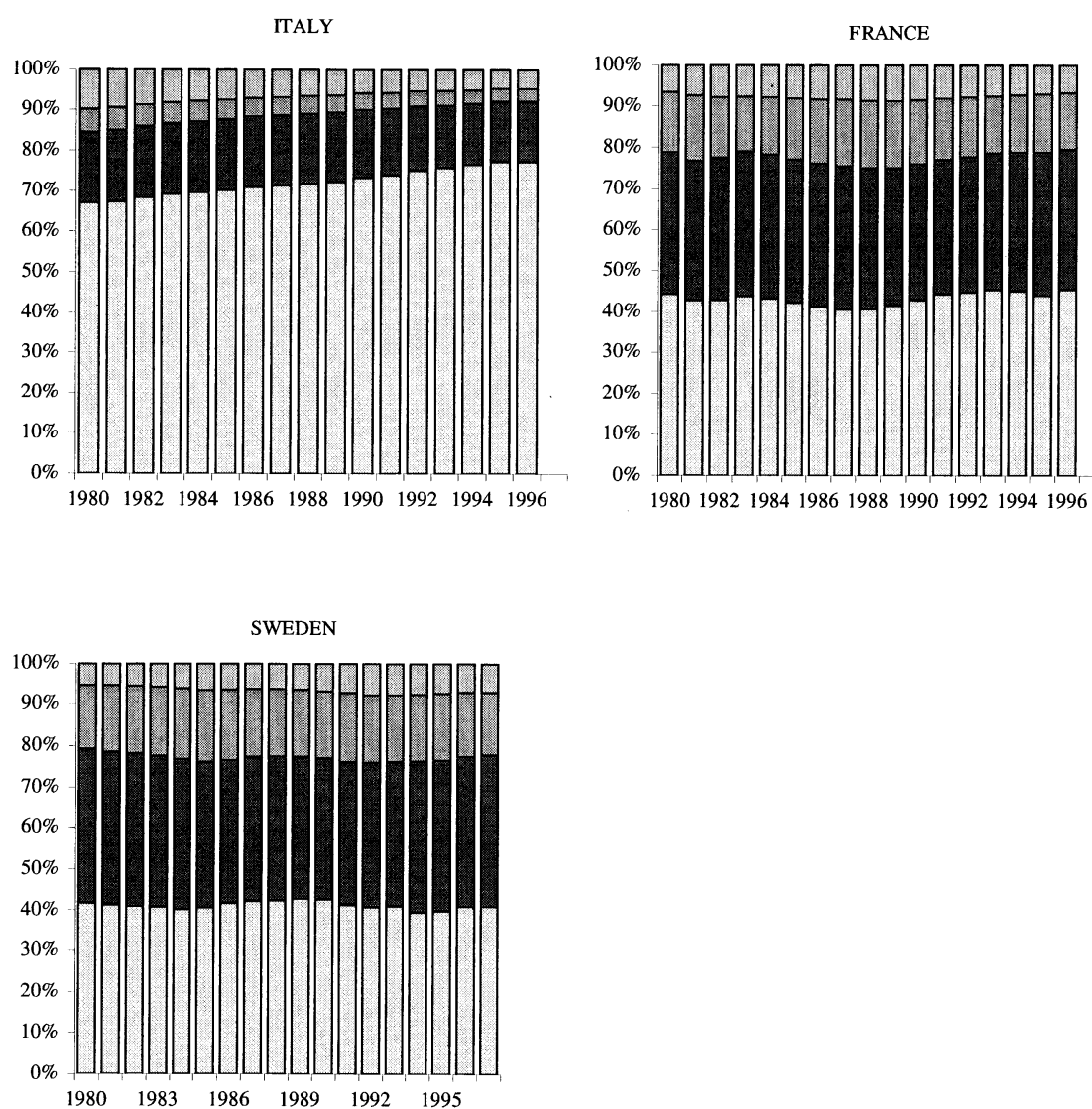
\* Spain, Sweden, Greece and Germany 1997; Italy, Denmark and France 1995; Belgium 1993

**图表 1 18** Figure 14: Sum of age-specific fertility rates (age in completed years) in Italy, France and Sweden from 1960 to 1998. Period data



Source: Council of Europe 2000

**图表 1 19** Figure 15: Life births by order in Italy, France and Sweden from 1980 to 1997 (percentage values). Period data

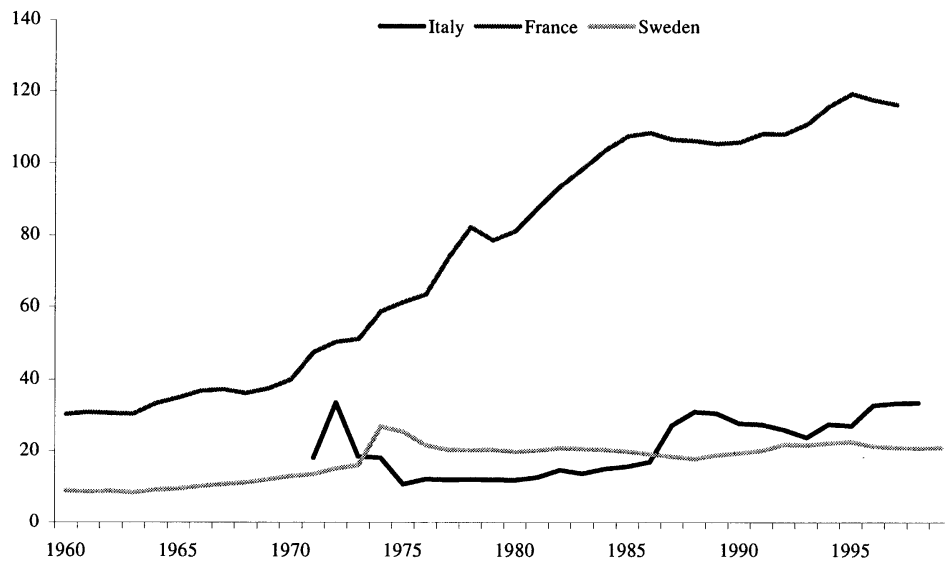


□ First births ■ Second births ▒ Third births ▒ Fourth births or higher order

Source: Council of Europe 2000

**图表 1 20** Figure 16: Divorces in Italy, France and Sweden from 1960 to 1999(000).

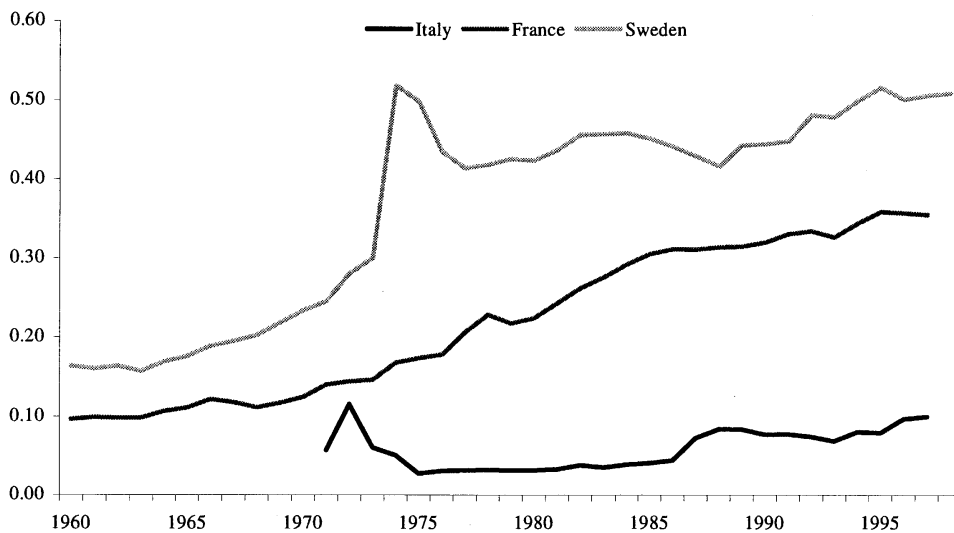
Period data



Source: Council of Europe 2000

**图表 1 21** Figure 17: Total divorce rate in Italy, France and Sweden from 1960

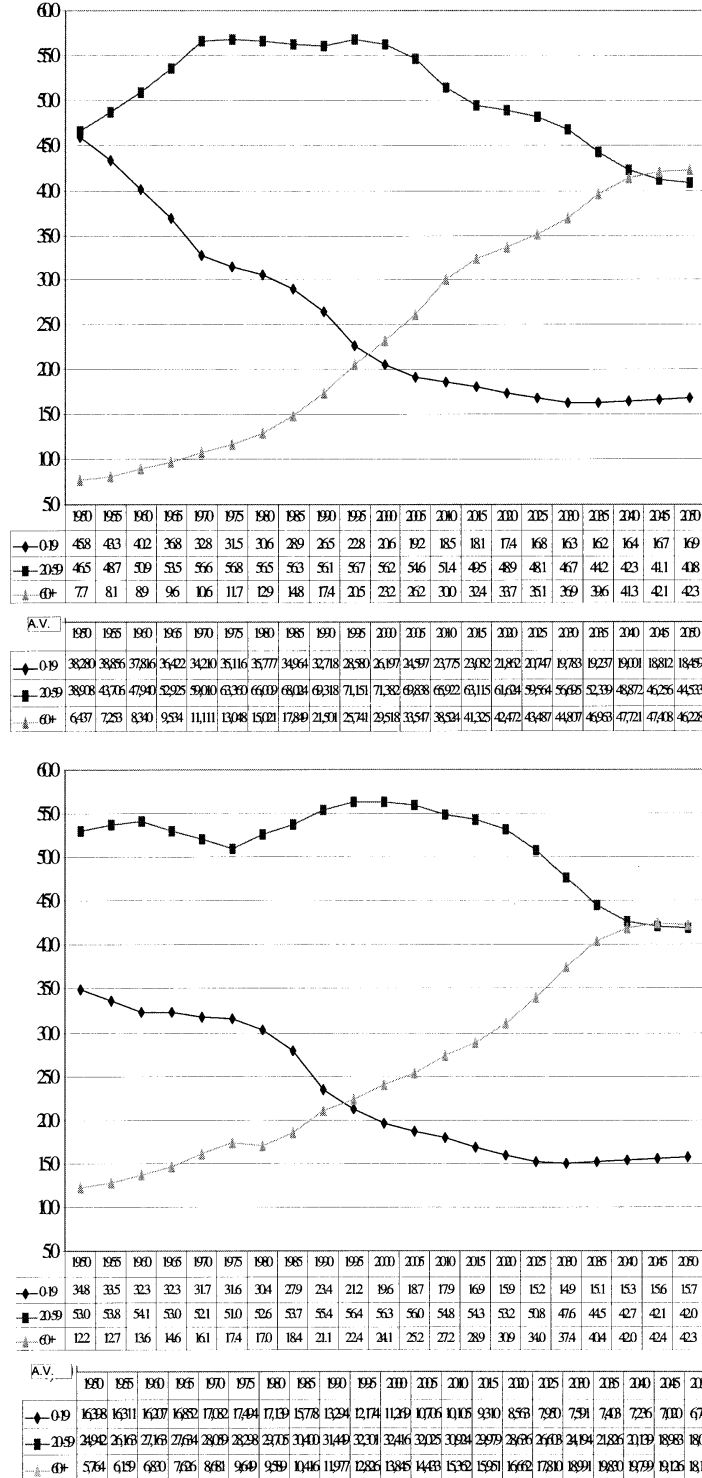
to 1998. Period data



Source: Council of Europe 2000

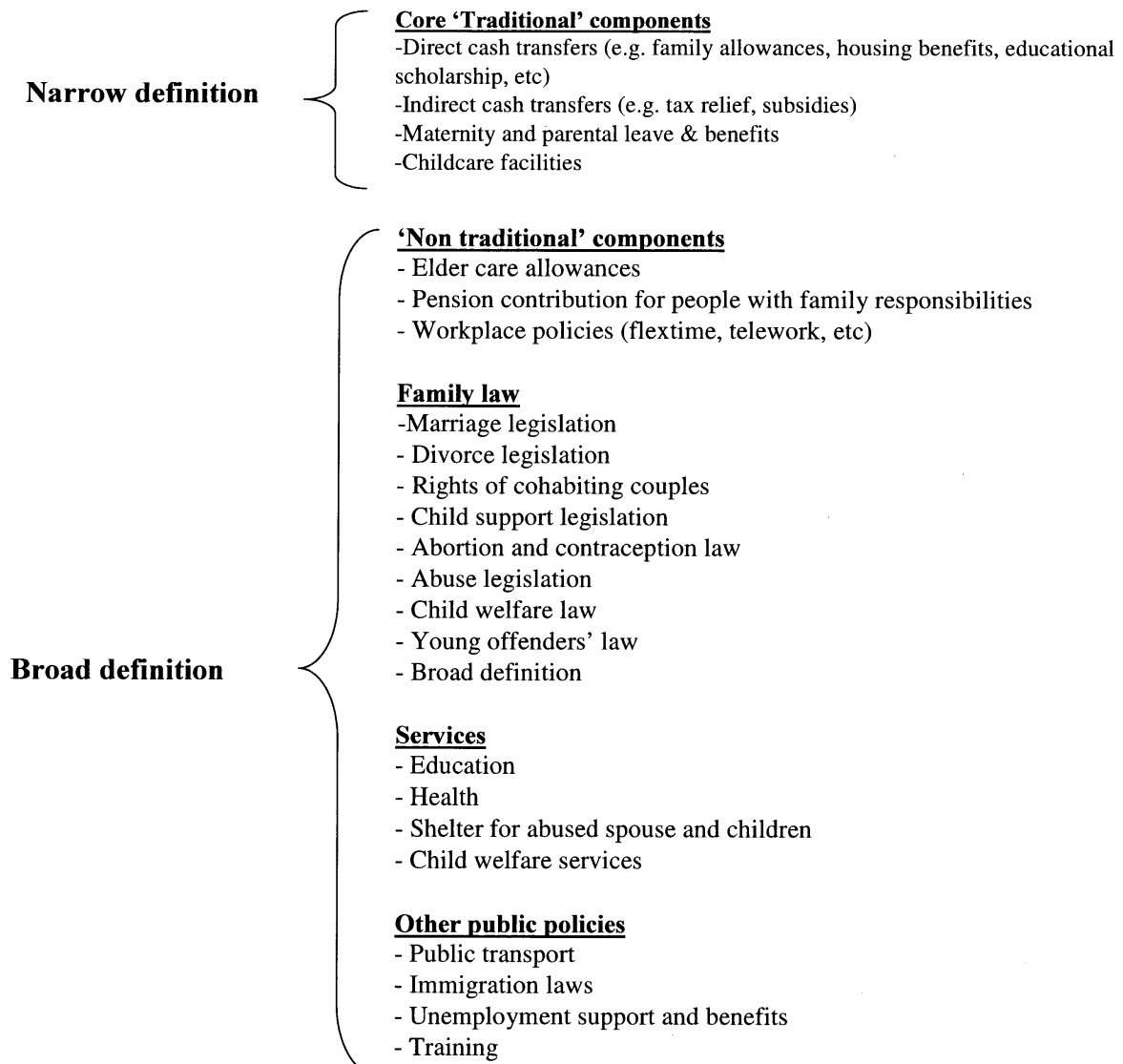
**图表 1 22 An overview of secular demographic changes, Japan and Italy**

Figure 18 – Percentage of population by broad age groups (less than 20, 20 to 59, 60+), Japan (left) and Italy 1950-2050 (medium variant).



Source: own elaborations on data from *World Population Prospects: The 2000 Revision, UN*

## 图表 1 23 Scheme 1 :Components of family policy



Source: Gauthier A. H., 2000

**图表 1 24** Scheme 2 :Welfare System, Family Role, and Reconciliation Policies in European Union Countries: 3 Groups of Countries

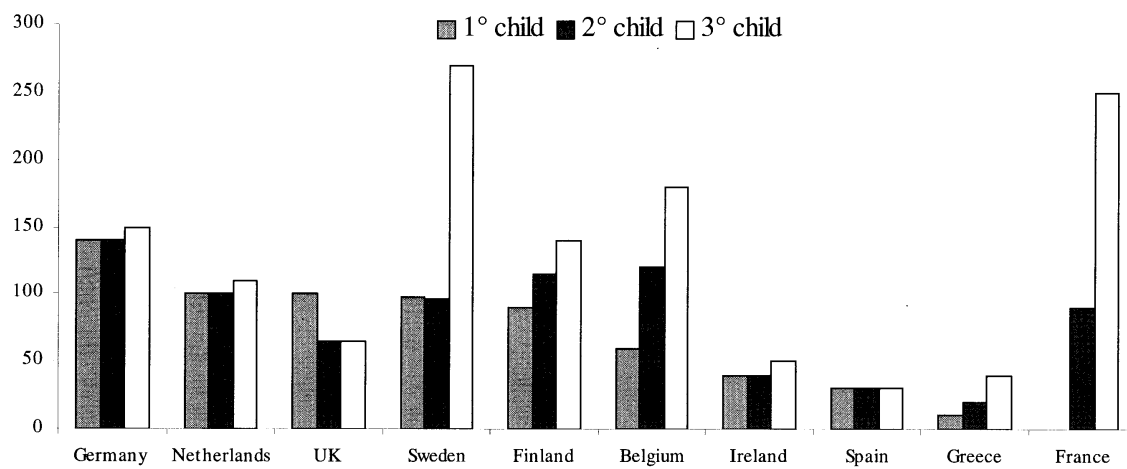
	WELFARE SYSTEM	FAMILY ROLE	RECONCILIATION POLICIES
Scandinavian countries	<b>SOCIALDEMOCRATIC:</b> Public intervention tends to replace both the market and the family, and aims to guarantee access to equal services for all.	Emphasis on individual citizenship rights (also for economic and tax benefits) and very limited family-assistance obligations	<i>Integrationist</i> -type reconciliation policies intended to reconcile work and family, through the defence of gender equality both in leaves and in flexible forms of work, and in children's rights through the wide availability of services for early childhood with high-quality standards, financed with public funds
Francophone countries	<b>CONSERVATIVE-CORPORATIVE:</b> The State is in a subsidiary position compared to the family; it contributes to lessening the family burden by means of programmed support policies	Assignment to the family nucleus of the responsibilities for care and assistance	Reconciliation policies based on segregationist strategies, i.e. with a clear separation between work for the family and work for the market, which take place in time sequence, through long leaves paid entirely or in part, childcare services, family allowances, and tax benefits
Southern European Union countries	<b>LIBERAL TYPE:</b> The State has a subsidiary role, and does not normally intervene in the family sphere; female employment is widespread, but poorly paid and not very qualified	Assignment to the family nucleus of the responsibilities for care and assistance. Family solidarity is obligatory, because there is no alternative.	Consider the reconciliation between work and family life as a private affair that women must manage in agreement with their employers. These policies are based on "familyist" strategies, in which all responsibility for childcare rests on the shoulders of the women of the extended family. The labour market does not present favourable conditions and the welfare model of reference implicitly presupposes a strong family solidarity, gender relations, and marriage stability, but clashes with a rapidly changing social reality.

Source: adapted from Scisci A., Vinci M., 2002

**图表 1 25** The Cost of Children

- **The Financial Cost of Children**
  - Family allowances
  - specific tax treatments for families
  - other monetary services
- **The Cost of Childcare in Terms of Time and Opportunity**
  - Public Childcare Services
  - Parental leave
  - Other forms of individual care supported by public resources  
(*assistante maternelle agréée*)

**图表 1 26** Graf. 1 :Amount of allowances by number of children in some EU countries (1999)



Source: Naldini M, Saraceno C., 2001



**图表 1 27** Table 1 :Public childcare services in some European countries  
1990-1995

	Age at the beginning of school	Age group of children and percentage of children admitted to the public services <sup>a</sup>		
		0-3 %	3-6 %	6-10 <sup>o</sup> %
Austria	6	3	75	6
Belgium	6	30	95+	2
Denmark	7	48	82	62 <sup>3</sup>
Finland	7	21	53	5 <sup>3</sup>
France	6	23	99	30 <sup>1</sup>
West Germany	6	2	78	5
East Germany	6	50	100	88
United Kingdom	5	2	60	<5 <sup>2</sup>
Greece	6	3	70	<5 <sup>1</sup>
Ireland	6	2	55	<5 <sup>1</sup>
Italy	6	6	91	2
Holland	5	8	71	<5 <sup>1</sup>
Portugal	6	12	48	10
Spain	6	2 <sup>1</sup>	84	2
Sweden	7	33	72	64 <sup>3</sup>

Source: European Commission 1996 in Naldini M, Saraceno C., 2001

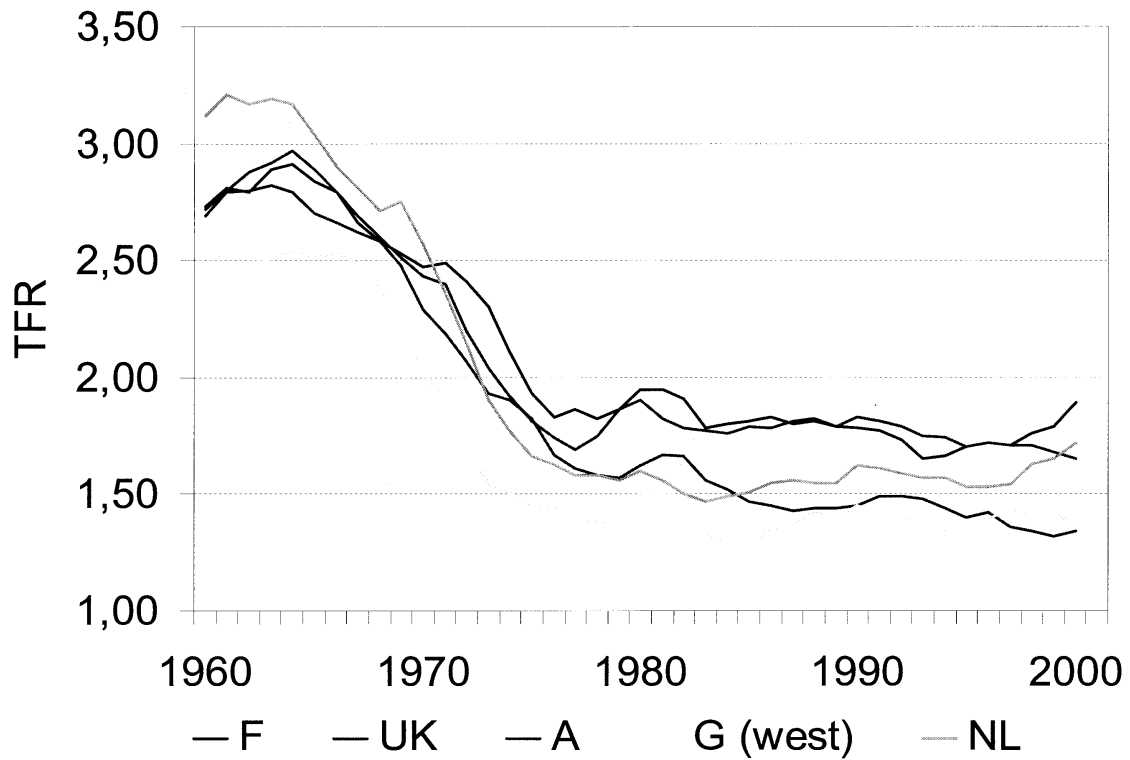
**图表 1 28** Policy responses to deal with and attempt to fight an extremely low fertility rate, and to create a collective conscience about its necessity

- 1) Guarantee for couples with 3 or 4 children very sizable and lasting family allowances for the third and fourth children, which would mean:
  - a) Gratifying the women and couples by allowing them to have the desired number of children;
  - b) Permitting them, from the economic standpoint, to raise the desired number of children in an adequate manner;
  - c) Giving them much more trust in the long term challenge that a child represents; assuring them that from an economic point of view they will be not alone in the long story of bringing up their children;
  - d) Rendering explicit and tangible the interest of the collectivity for about one third of the couples to have 3 or 4 children;
  - e) Not considering, from the psychological standpoint, these couples as heterodox, or even extravagant;
  - f) Making the situation fairer in comparison to couples who have decided not to have children, or to have only one, who today have greater opportunities of higher incomes and savings, and in the future will have their pensions paid (in a PAYG system) precisely by the children of the couples who decided to have children;
  - g) Giving couples procreating 3 or 4 children the possibility to enjoy their leisure time more and better;
  - h) Increasing the number of couples with 2 children.
- 2) Render the labour market more flexible so as to guarantee, among other things, that women and men who want to devote themselves to raising their children for a certain period of time may leave and return to their jobs very easily
- 3) Aid the bringing forward, compared to today's situation, of the age of leaving adolescence and starting work and procreation
- 4) Lighten the workload of women 40-45 years old, who procreated 3 or 4 children and who are still very busy raising their children, in the care of their own parents, who are now about 70-75 years old and therefore may need care and help
- 5) Lighten the workload of women 50-55 years old, who procreated 3 or 4 children and who are still very busy raising their children, in the care of their youngest grandchildren

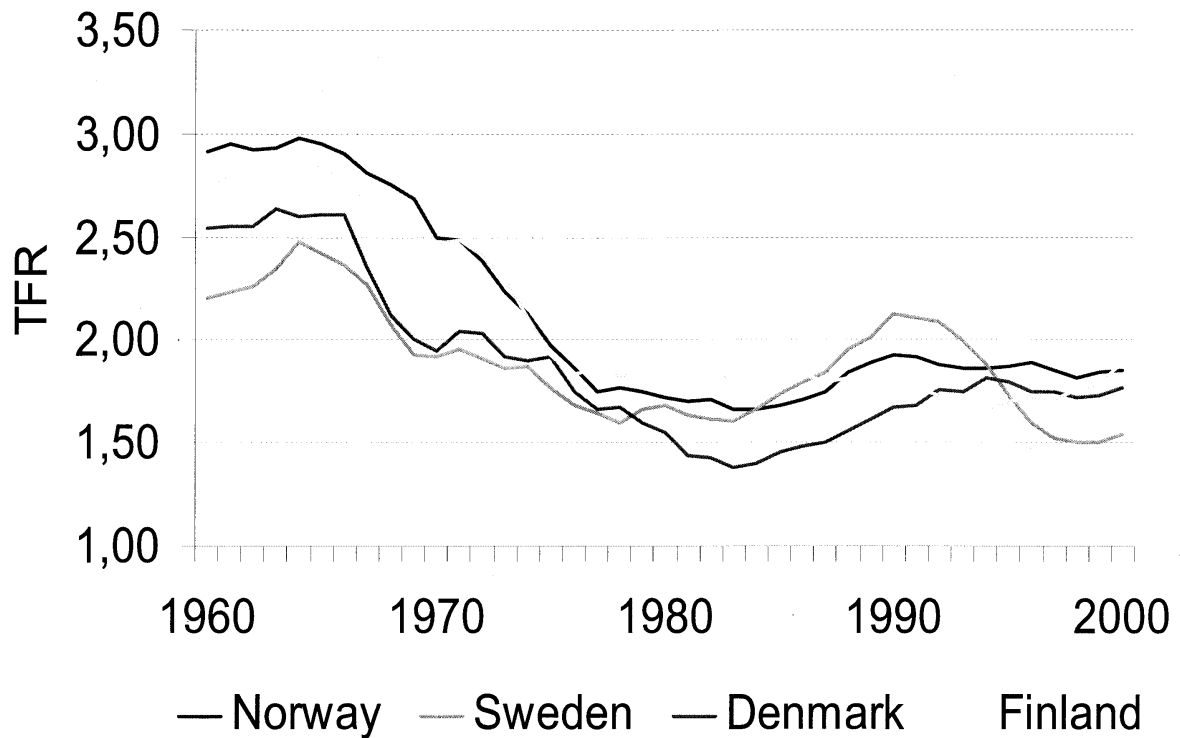
## 图表 1 29

These measures should join the more “classical” family policy ones, shown in Scheme 1, because the classical tools alone are no longer sufficient. It is necessary to find something more valid and purposeful for managing not only the new family, but the entire population and society, which are so different from those of the past.

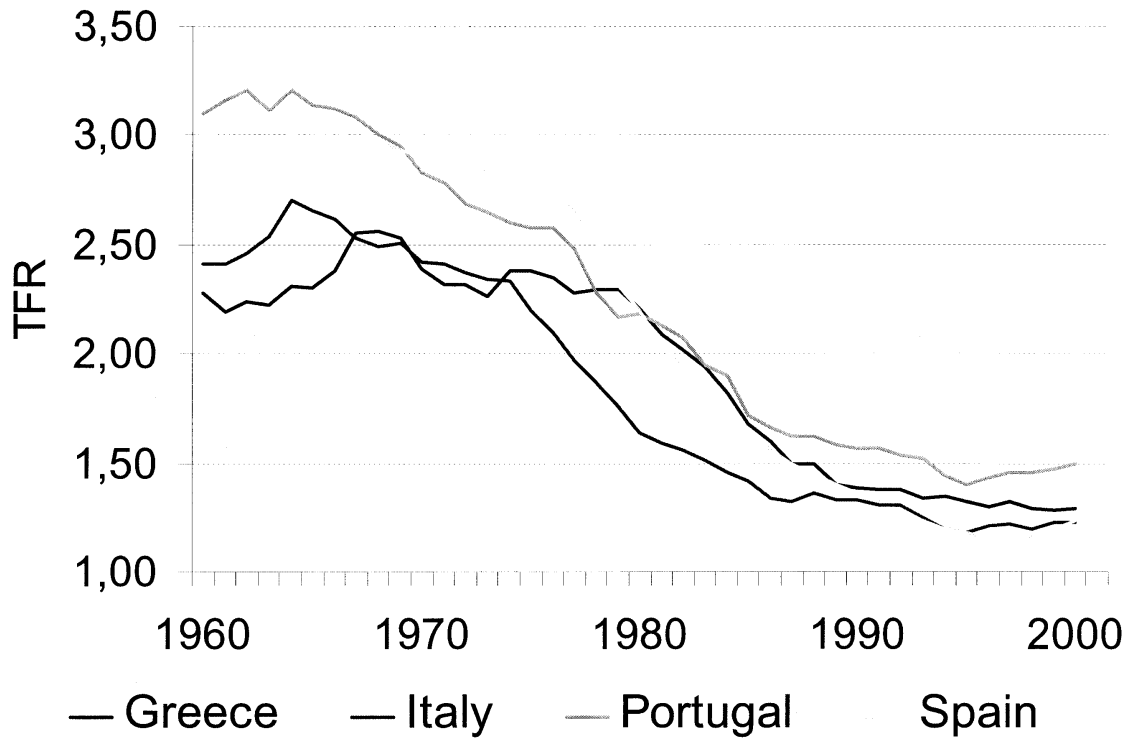
**图表 2 1 TFR in Continental Europe and the UK**



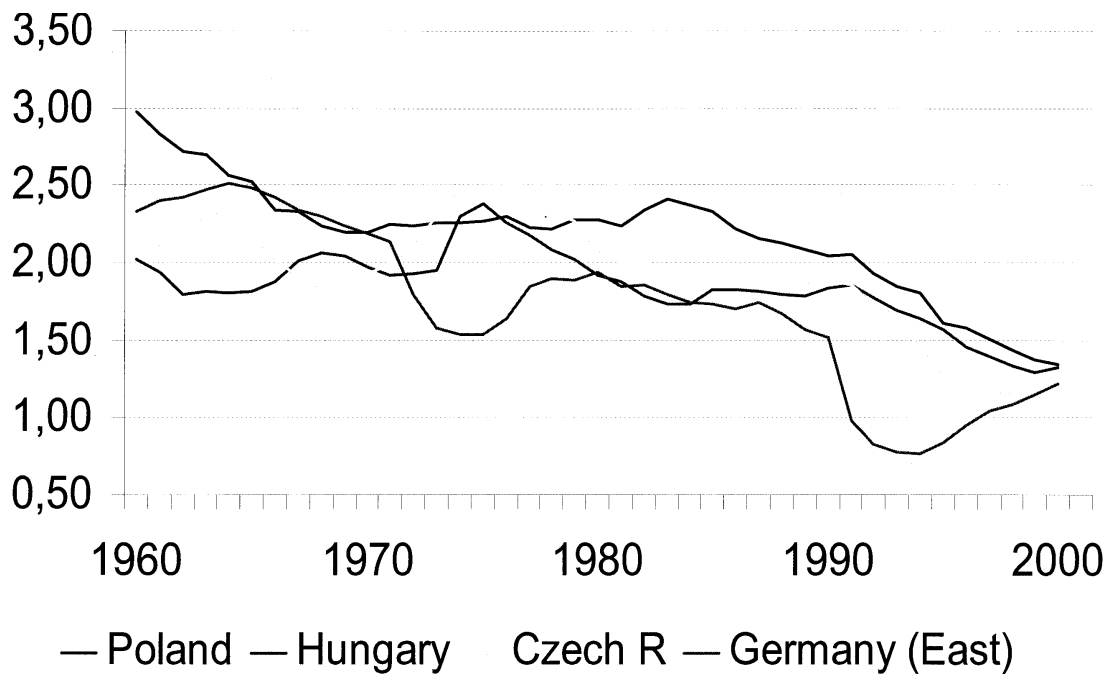
**图表 2 2 TFR in the Nordic Countries 1960-2000**



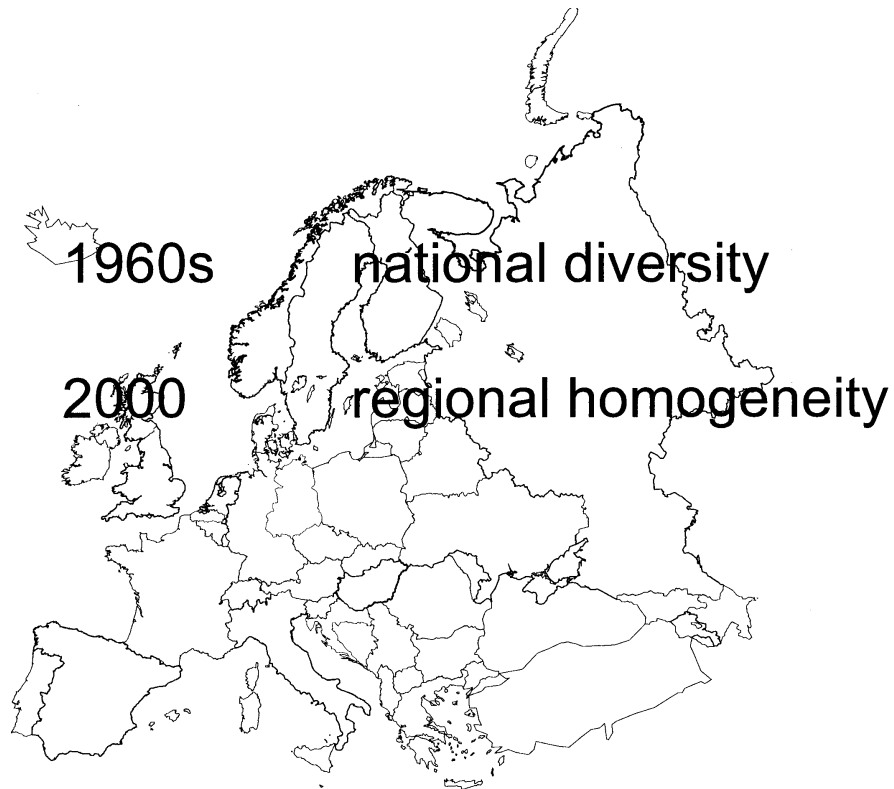
**图表 2 3 TFR in Southern Europe 1960-2000**



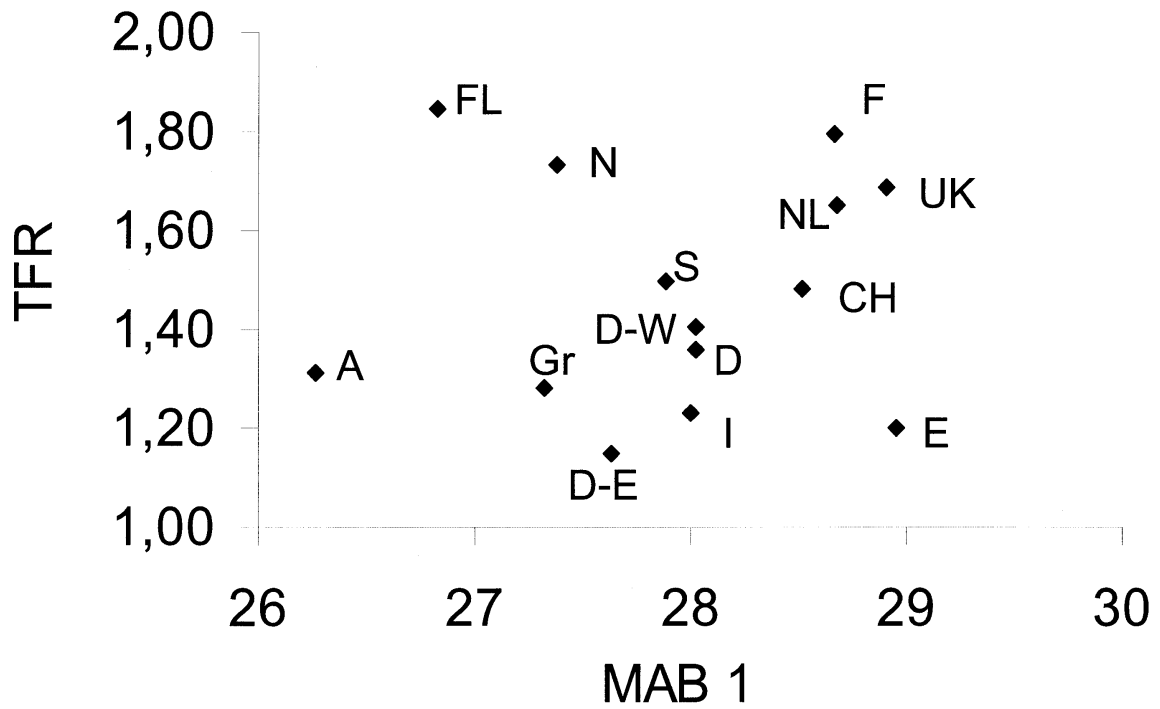
**图表 2 4 TFR in Eastern Europe 1960-2000**



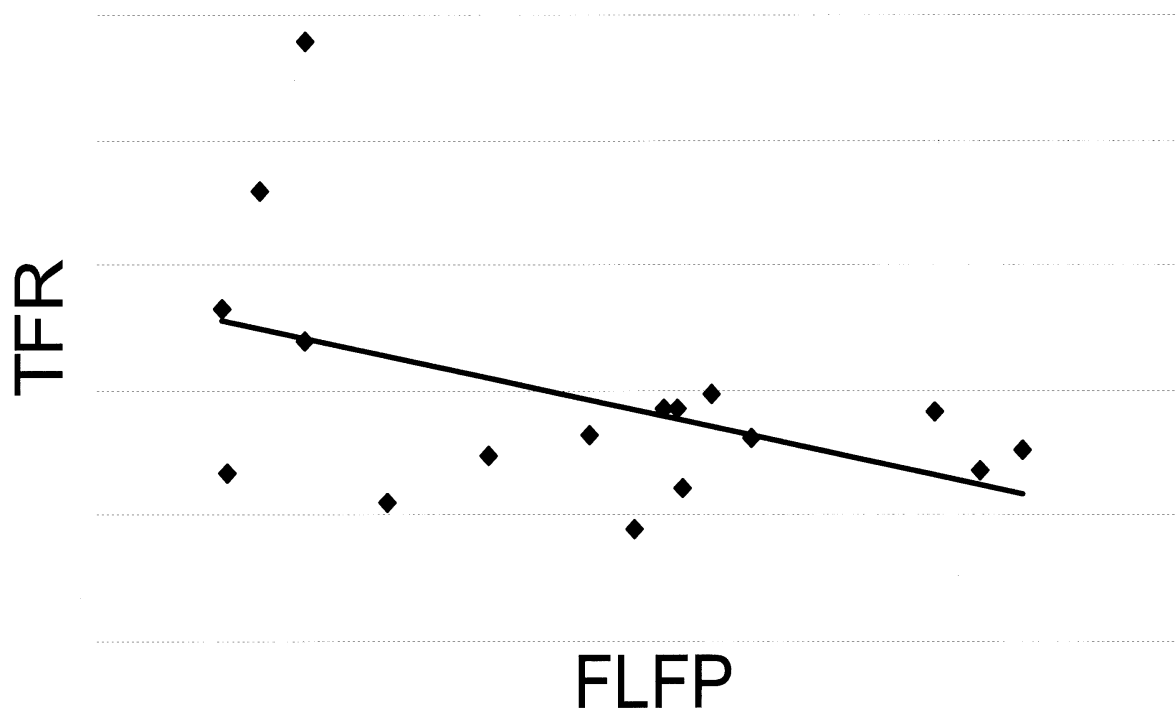
图表 2 5 Fertility Development in Europe



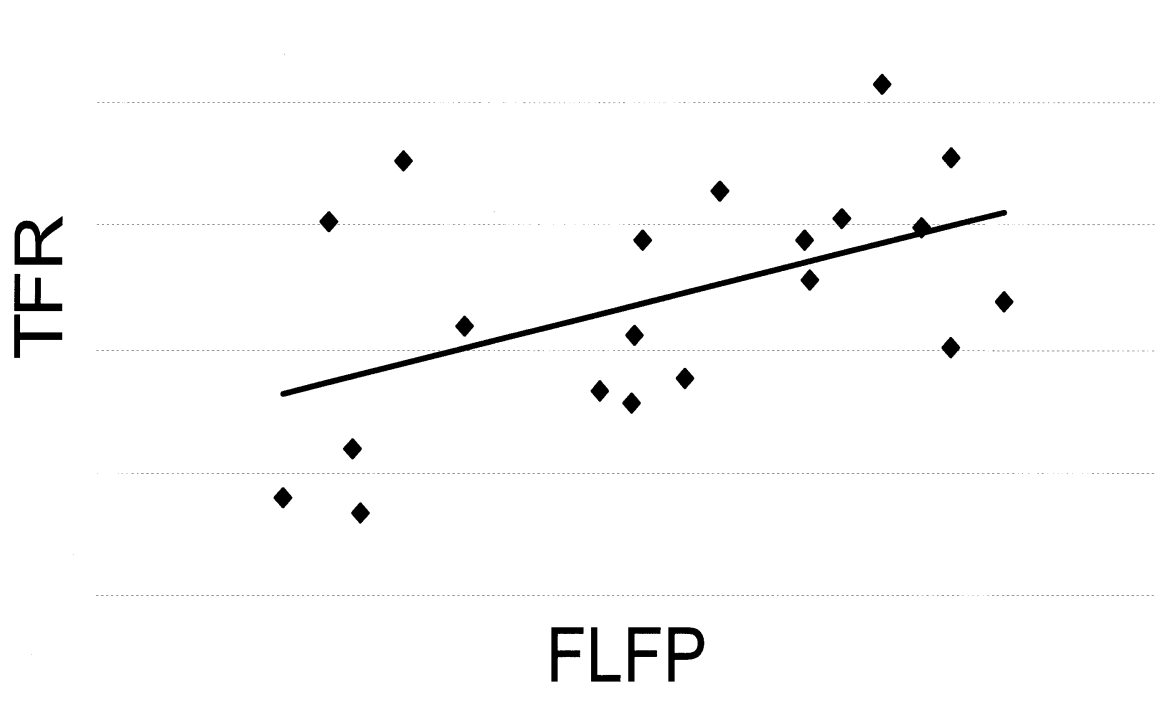
图表 2 6 Mean Age at First Birth and Fertility 1999



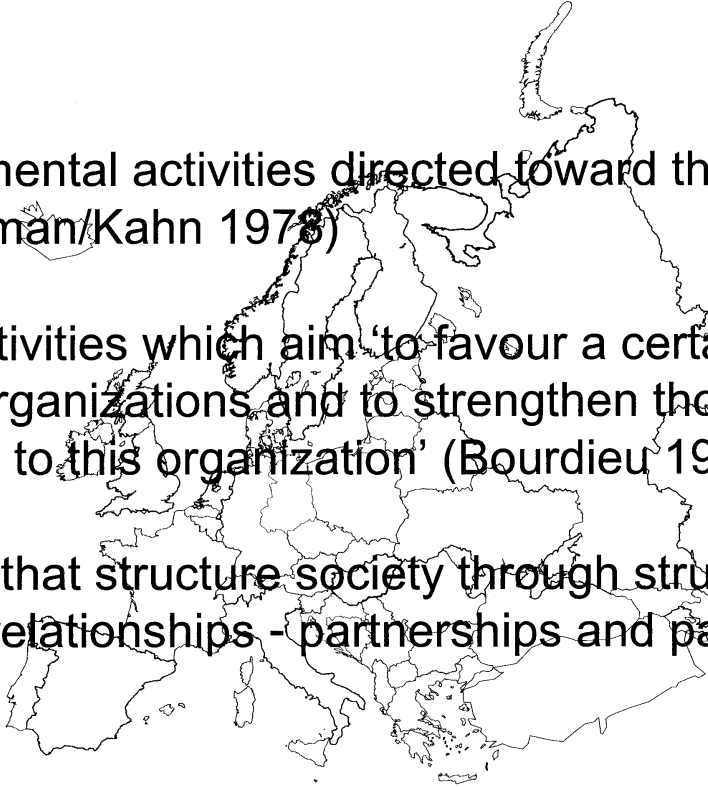
图表 2 7 Women's employment and fertility 1975



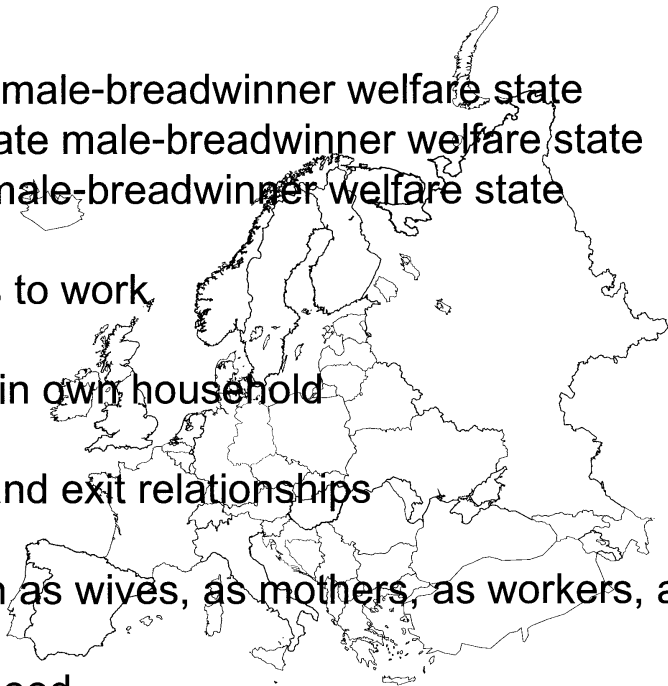
图表 2 8 Women's employment and fertility 1996



## 图表 2 9 What are family policies?

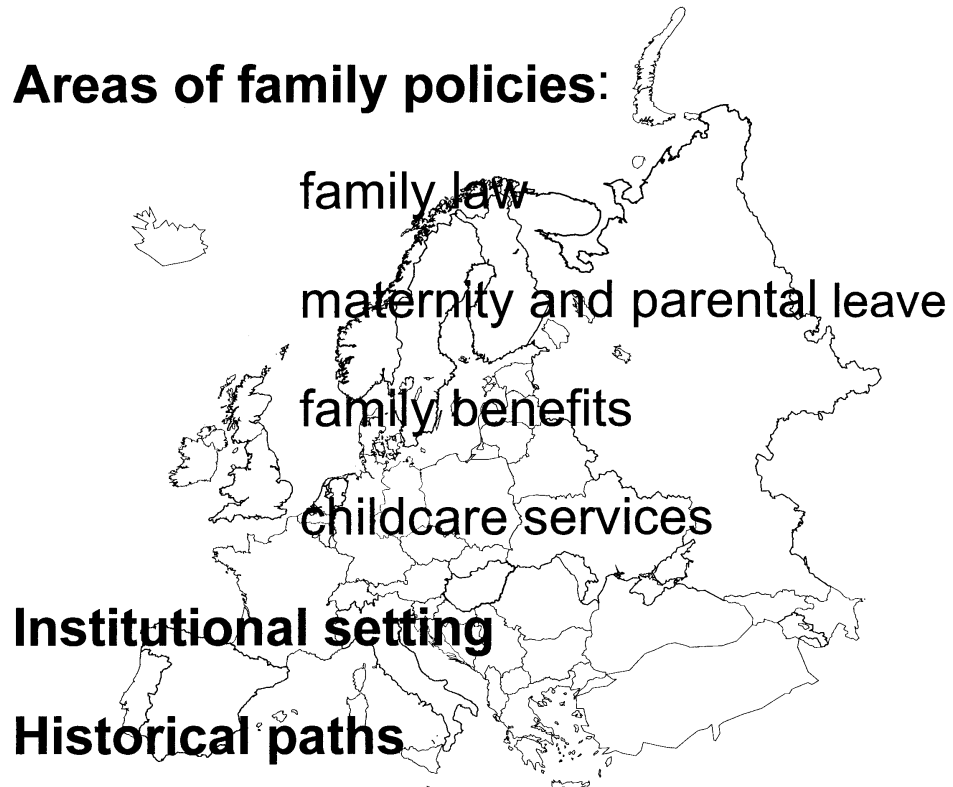
- 
- governmental activities directed toward the family (Kamerman/Kahn 1978)
  - state activities which aim 'to favour a certain kind of family organizations and to strengthen those which conform to this organization' (Bourdieu 1996)
  - policies that structure society through structuring private relationships - partnerships and parenthood

## 图表 2 10 Family Policies as part of Welfare-State Policies and Gender Policies

- 
- strong male-breadwinner welfare state
  - moderate male-breadwinner welfare state
  - weak male-breadwinner welfare state
  - access to work
  - maintain own household
  - enter and exit relationships
  - women as wives, as mothers, as workers, as carers
  - fatherhood



图表 2 11 Areas of family policies



图表 2 12 Maternity benefits in Western Europe

	duration in weeks	wage compensation in %
Austria	16	100
Belgium	15	82 (1 months) 75-60 (rest)
Denmark	18	flate rate
Finland	17,5	43-82
France	16 -26	84
Germany	14	100
Greece	18	100
Italy	20	80
Netherlands	16	100
Norway	9	100
Portugal	17,1	100
Spain	16	100
Sweden	8,5	80
United Kingdom	18	90 (6 weeks) flate rate (rest)

**图表 2 13 Parental Leave in Western Europe (1999-2002)**

Parental Leave in Western Europe (1999-2002)					
Country	Duration	Benefit	Max. age of child	Part-time	Father
Austria	3 years	flat rate (30 months + 6 months for father)	3; 3 months for each parent until child is 7	yes	6 months 'use or lose'
Belgium	3 months + career break for 5 years	flat rate	4	yes	yes
Denmark	13 weeks each parent or 26 if child is under 1	flat rate	8		yes
Finland	26 weeks + care leave	43%-82% flat rate	3	yes yes	yes yes
France	3 years	flat rate if two+ children	3	yes	yes
Germany	3 years	flat rate 2 years, means-tested	3	yes	yes
Greece	3.5 months each parent	unpaid	3		yes
Italy	10 months	30% of monthly earnings	8	yes	yes, plus 1 month if father takes 3 months
Netherlands	6 months each parent	unpaid	8	yes	yes
Norway	42 to 52 weeks (incl. Maternity leave)	100% for 42 weeks 80% for 52 weeks		yes	1 month 'use or lose'
Portugal	6 months each parent; 2-3 years in case of 3 <sup>rd</sup> + birth	unpaid	3		yes
Spain	3 years	unpaid	3	yes	yes
Sweden	15 months 3 months	80% (1 year; flat rate rest) unpaid	8	yes	1 month 'use or lose'
United Kingdom	13 weeks each parent	unpaid	5	yes	yes

Sources: Moss and Deven 1999; OECD 2001; The Clearinghouse on International Child, Youth and Family Policies at Columbia University.

**图表 2 14 Children in publicly funded childcare in Europe, mid 1990s**

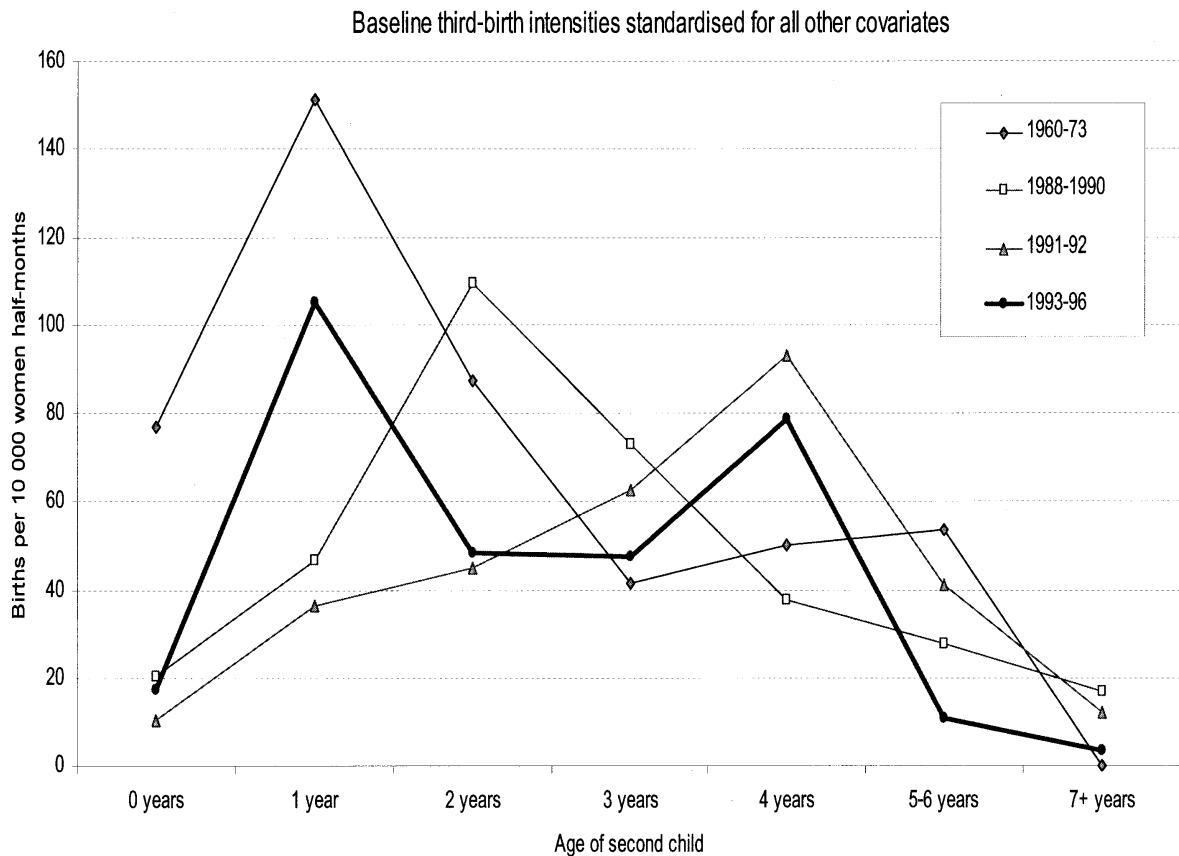
Country	Children (0-<3) in publicly funded childcare (%)	Guaranteed childcare (0 - < 3)	Children (3-6) in publicly funded childcare (%)	Guaranteed childcare (3-6) (%)
Austria	3	no	75	no
Belgium	30	>2,5	95	yes
Denmark	48	yes	82	yes
Finland	32	yes	59	yes
France	23	>2	99	yes
Germany	2	no	85	yes
Greece	3		70	
Italy	6	no	91	yes
Netherlands	8	no	71	>4
Norway	31	no	72	no
Portugal	12		48	>5
Spain	2		84	
Sweden	33	>18 mo	72	yes
United Kingdom	2	no	60	yes

Source: Daly 2000; Gornick, Meyers, and Ross 1997, OECD 2001

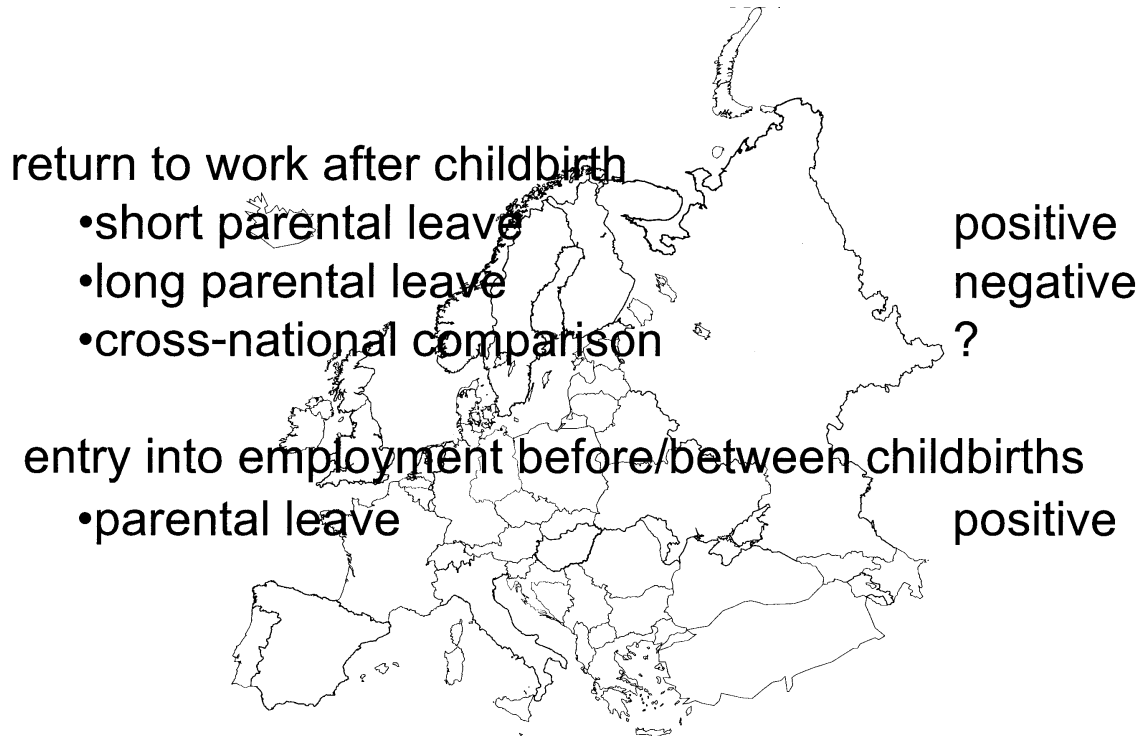
图表 2 15 Family benefits in Western Europe

	basic principle	by number of children	by age
Austria	universal	yes	yes
Belgium	insurance	yes	no
Denmark	universal	no	yes
Finland	universal	yes	no
France	universal		
	2nd +children	yes	no
Germany	universal	yes	no
Greece	salaried w.	yes	no
Italy	salaried w.	means-tested	
Netherlands	universal	yes	yes
			yes
Norway	universal	no	no
Portugal	insurance	yes	yes
Spain	employees	no	no
Sweden	universal	yes	no
United Kingdom	universal	no	yes

图表 2 17 The effect of parental-leave extension in Austria June 1990



图表 2 18 Effects of parental leave on women's employment

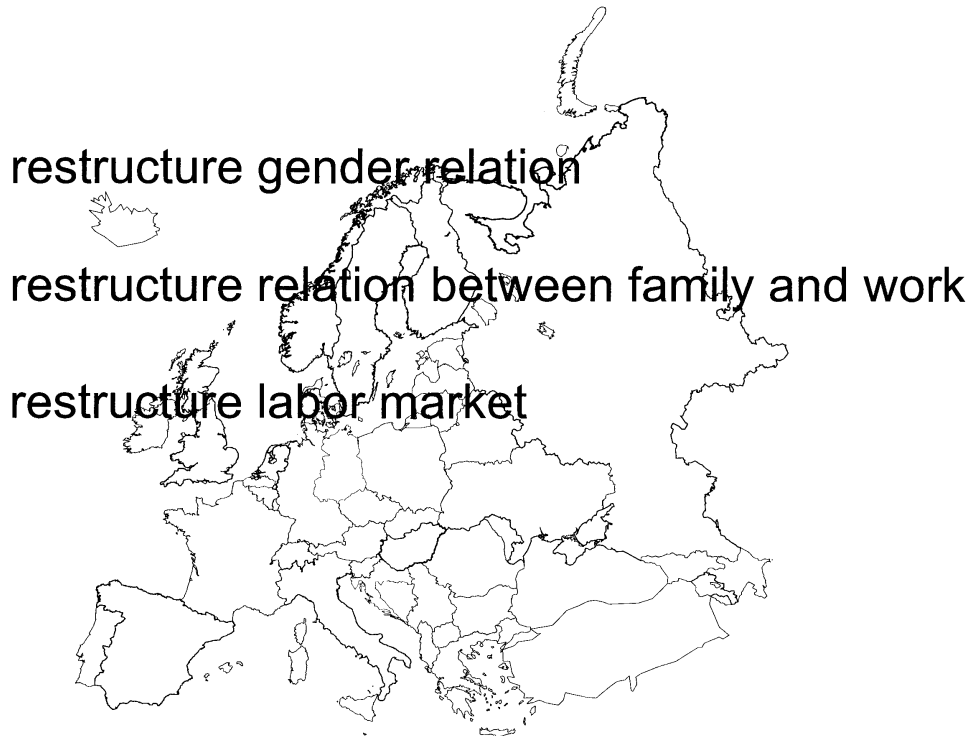


图表 2 19 Family Policies as Gender Policies

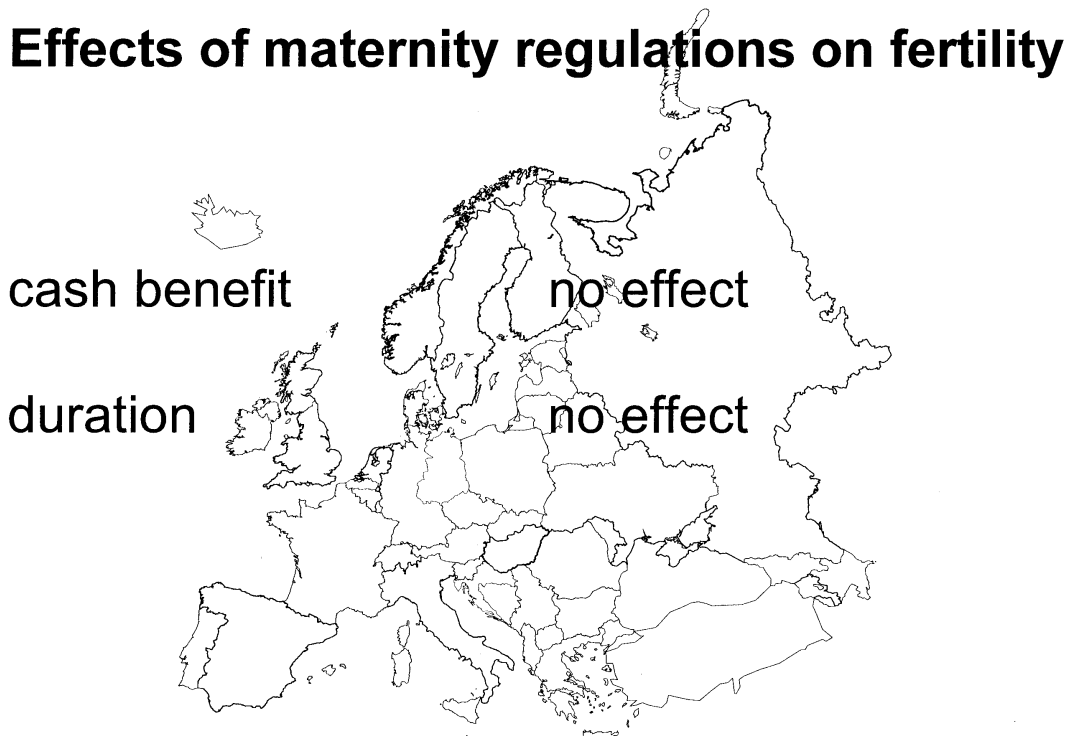
## Family Policies as Gender Policies

- 
- access to work for women and men
  - maintain own household
  - enter and exit relationships
  - women and men as workers and carers

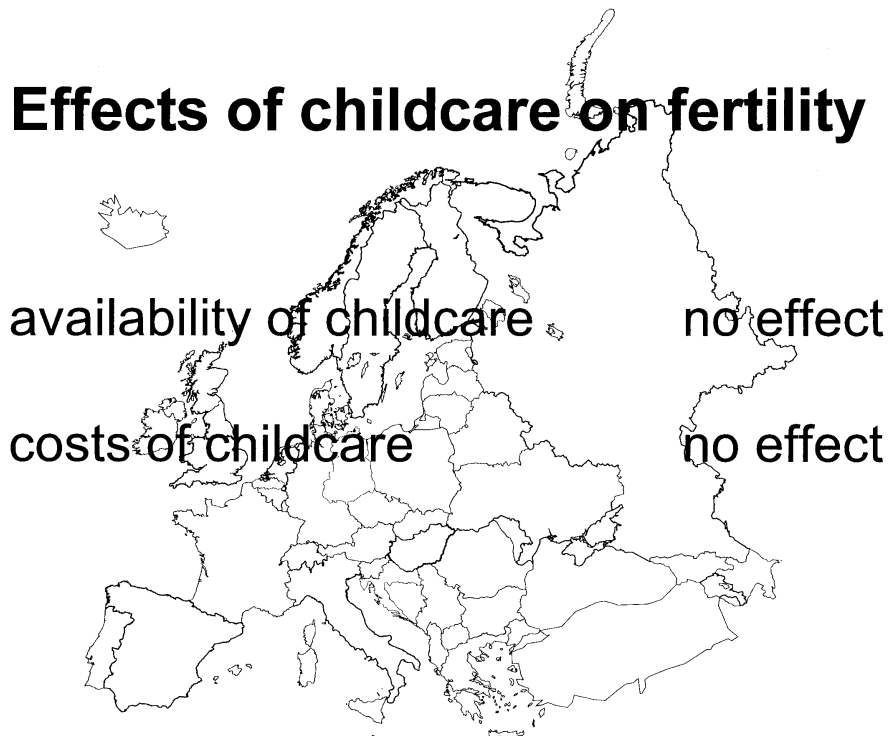
图表 2 20



图表 2 21 Effects of maternity regulations on fertility

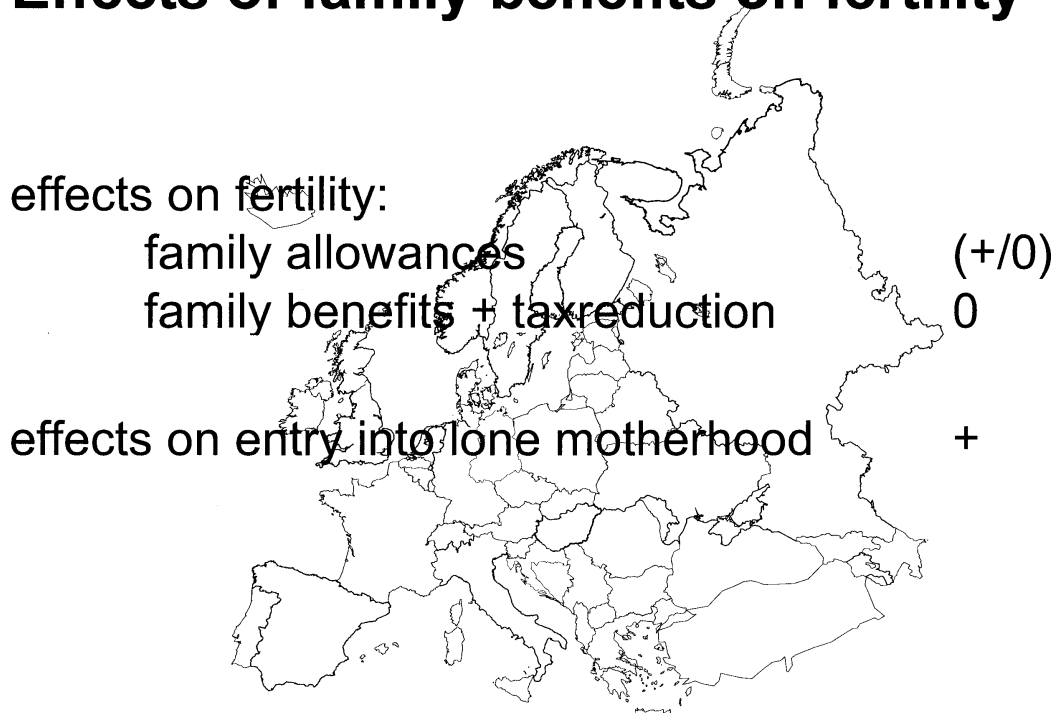


图表 2 22 Effects of childcare on fertility



图表 2 23 Effects of family benefits on fertility

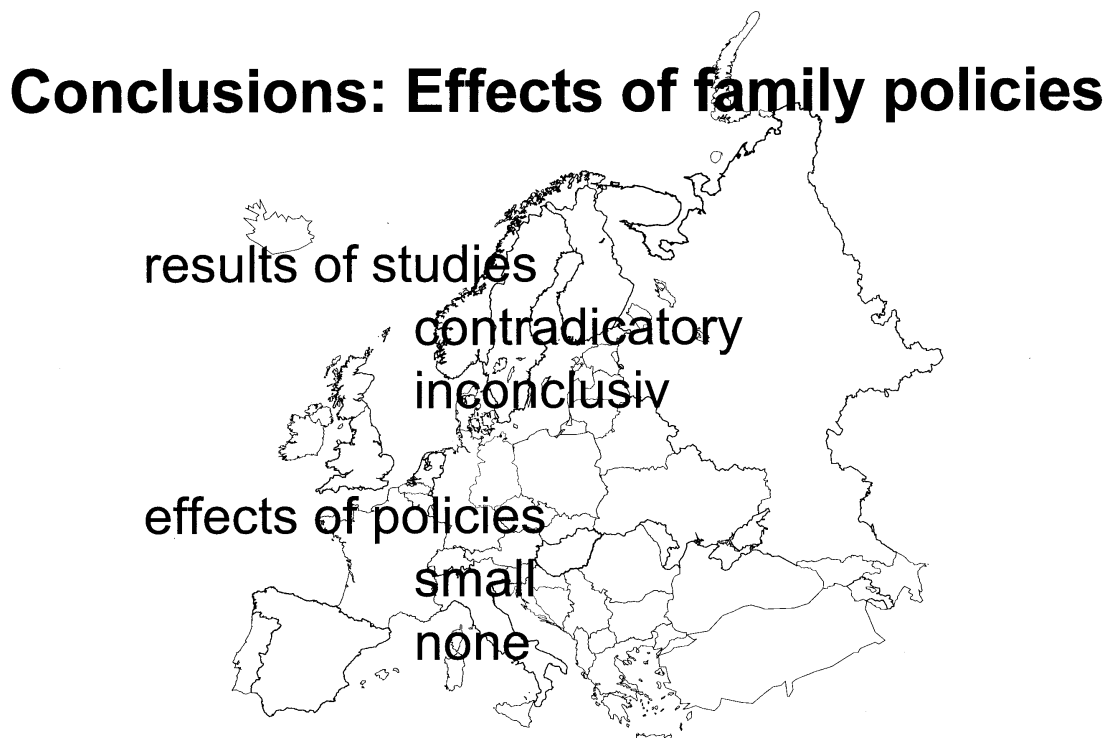
### Effects of family benefits on fertility



**图表 2 24** Effects of family policies on fertility and childbearing

- policies directly related to childbearing ?
- short-term (?) implications on higher-order births +
- father's uptake of parental leave +
  
- cash benefits and family allowances (+)
- childcare ?
- women's employment (+)

**图表 2 25** Conclusions :Effects of family policies



### 図表3 1 . 出生率の動向と背景

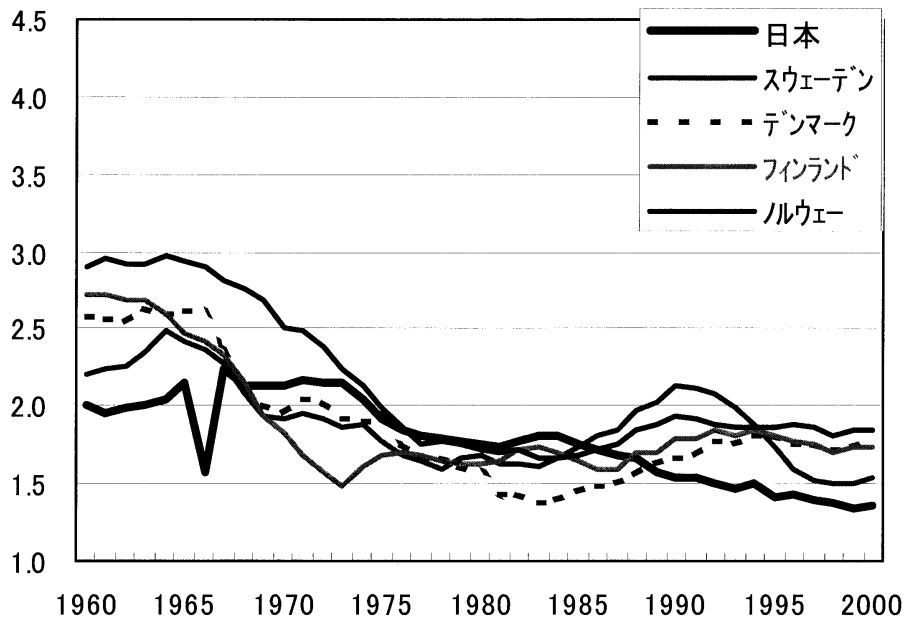
#### 1. 合計特殊出生率(TFR)の動向

- 先進諸国のTFRの多くは70年代に人口置換水準(TFR=2.08)を下回った。
- 北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国のTFRは80年代半ば以降にややもち直した。
- ドイツ語圏諸国のTFRは、70年代半ば以降低水準のまま推移。
- 南欧諸国のTFRは80年代に人口置換水準を下回って低下を続け、現在、最低水準にある。
- 80年代半ば以降、日本のTFR動向はドイツ語圏、南欧諸国と類似する。



図表3 2 合計特殊出生率の時系列変化

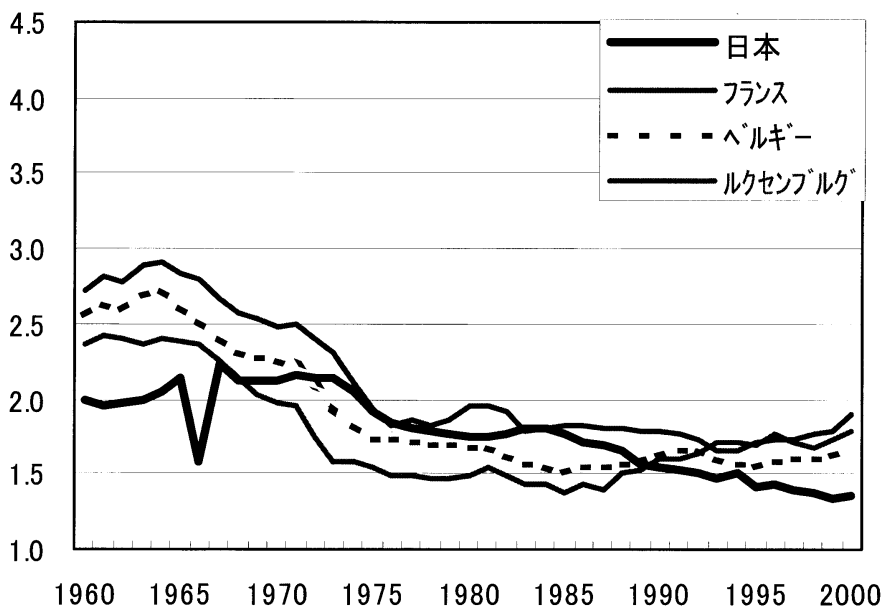
a. 北欧諸国



Source: Council of Europe 2001 Recent demographic development in Europe, United Nations Demographic Yearbook, Australian Bureau of Statistics, DEMOGRAPHIC trends 2000, Statistics Canada, 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2002.

図表3 3 合計特殊出生率の時系列変化

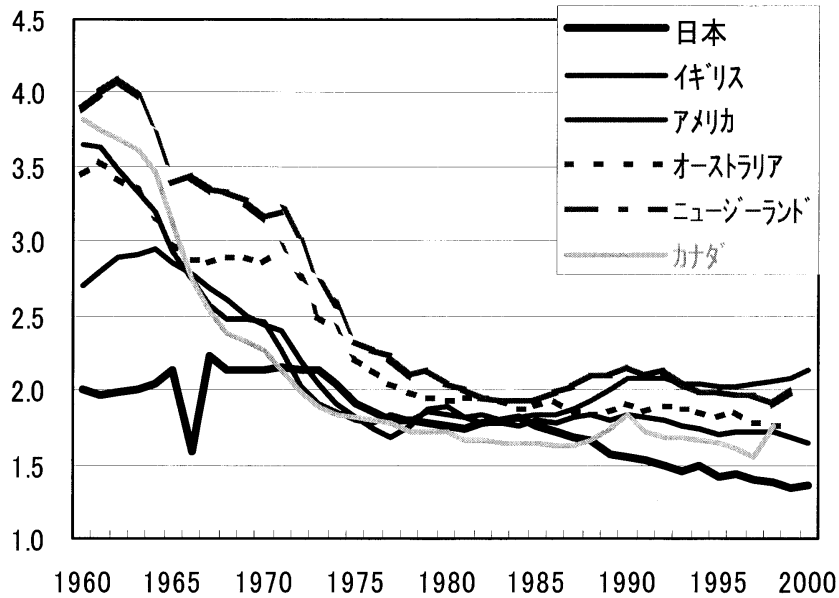
b. フランス語圏諸国



Source: Council of Europe 2001 Recent demographic development in Europe, United Nations Demographic Yearbook, Australian Bureau of Statistics, DEMOGRAPHIC trends 2000, Statistics Canada, 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2002.

図表3 4 合計特殊出生率の時系列変化

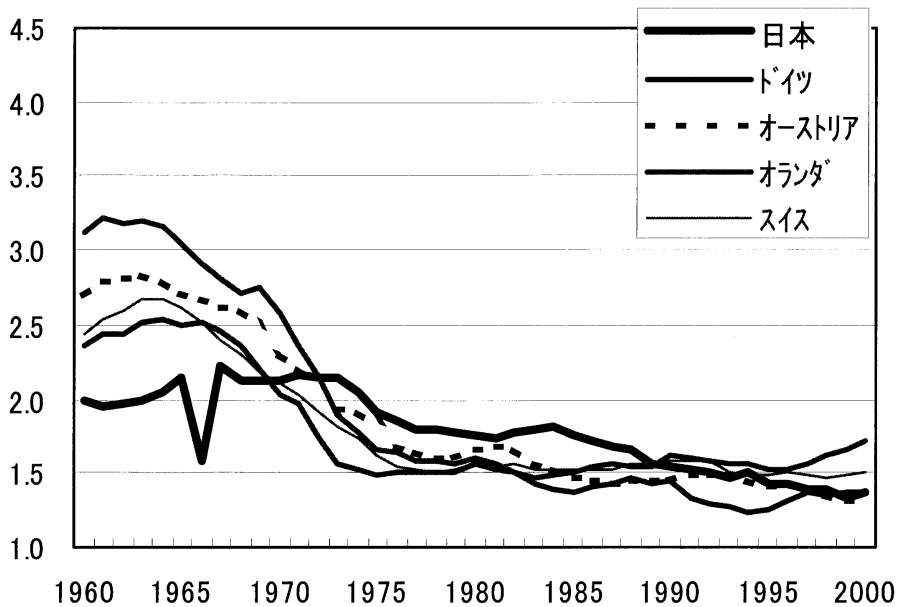
c. 英語圏諸国



Source: Council of Europe 2001 Recent demographic development in Europe, United Nations Demographic Yearbook, Australian Bureau of Statistics, DEMOGRAPHIC trends 2000, Statistics Canada, 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2002.

図表3 5 合計特殊出生率の時系列変化

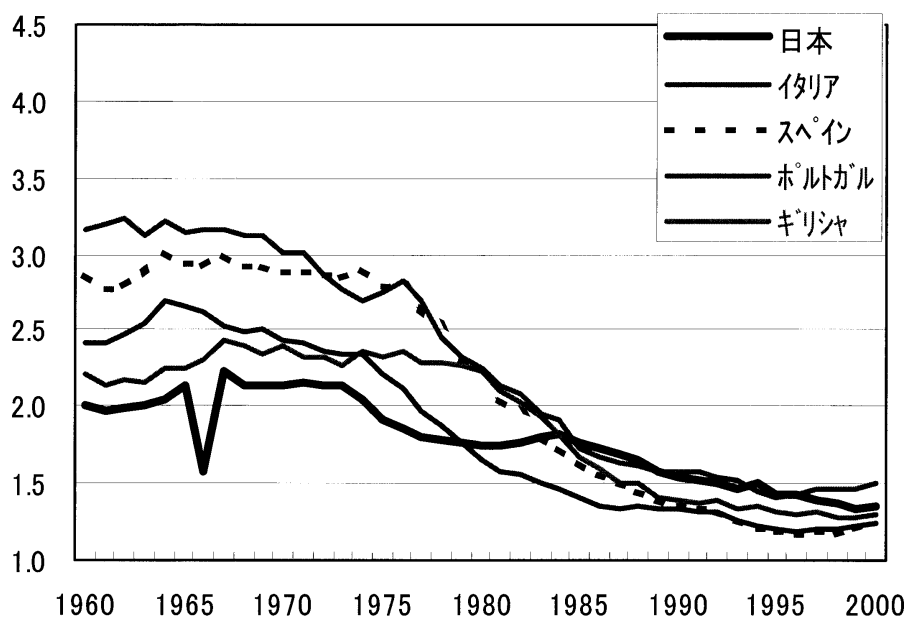
d. ドイツ語圏諸国



Source: Council of Europe 2001 Recent demographic development in Europe, United Nations Demographic Yearbook, Australian Bureau of Statistics, DEMOGRAPHIC trends 2000, Statistics Canada, 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2002.

図表 3 6 合計特殊出生率の時系列変化

e. 南欧諸国



Source: Council of Europe 2001 Recent demographic development in Europe, United Nations Demographic Yearbook, Australian Bureau of Statistics, DEMOGRAPHIC trends 2000, Statistics Canada, 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2002.

図表 3 7 2. 人口学的背景

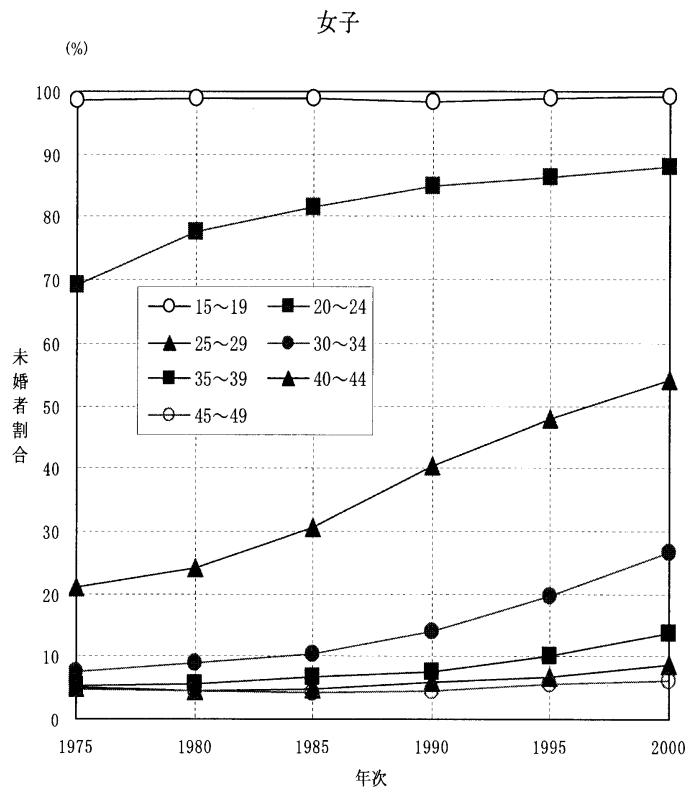
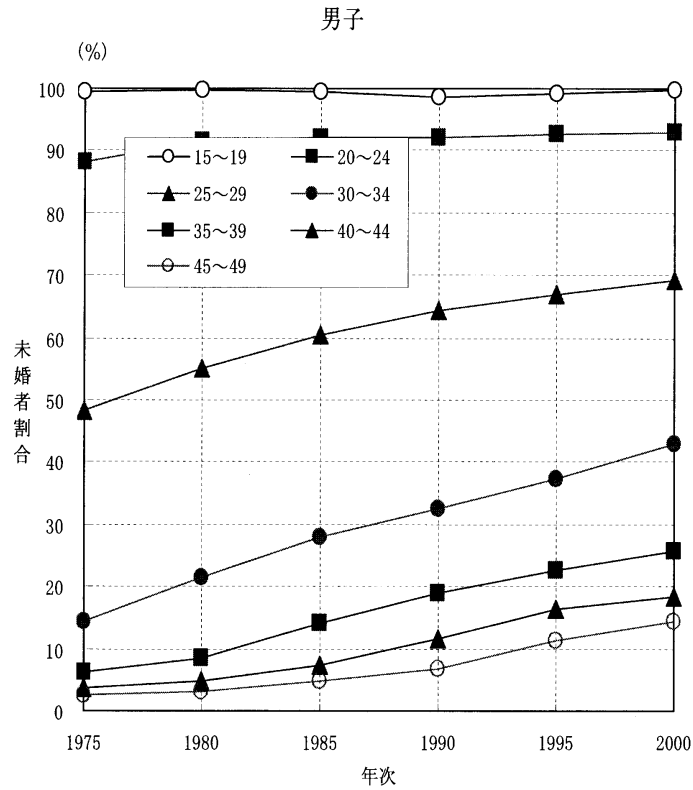
○先進諸国における70年代半ば以降の出生率低下(少子化)の大部分は出産の高年齢への先送り・先延ばし現象によって起こった。

○それは

未婚化(再生産年齢における未婚率の上昇)、  
晩婚化(平均初婚年齢の上昇)、  
晩産化(第1子平均出産年齢の上昇)  
となって表れた。

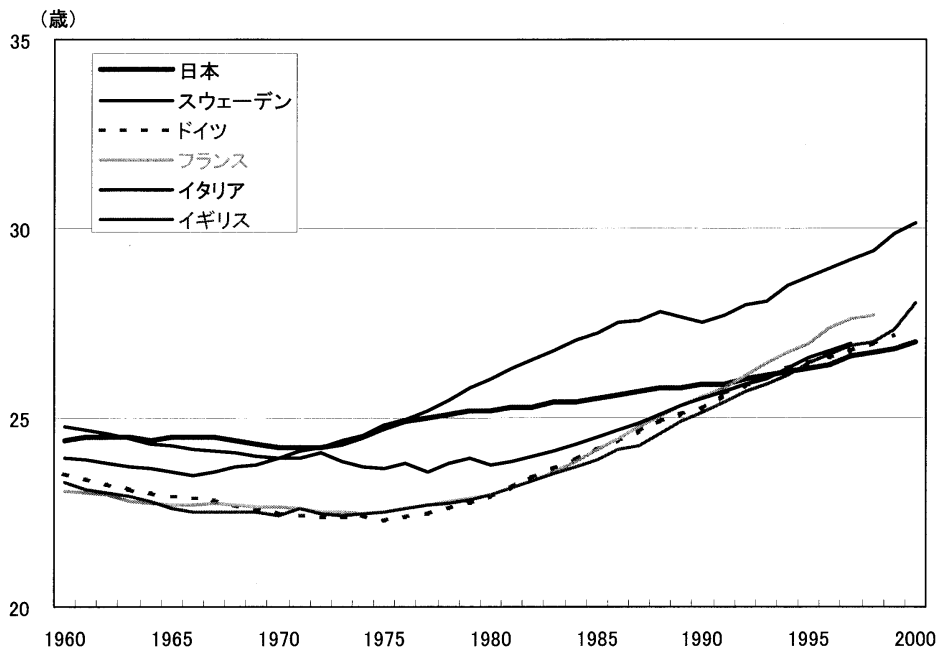
○今日、高出生率国グループでは、30歳代での出生率の上昇(キャッチ・アップ現象)が顕著に起こったが、日本を含む低出生率国グループではわずかであった。

図表3 8 年齢別にみた未婚率の推移：日本



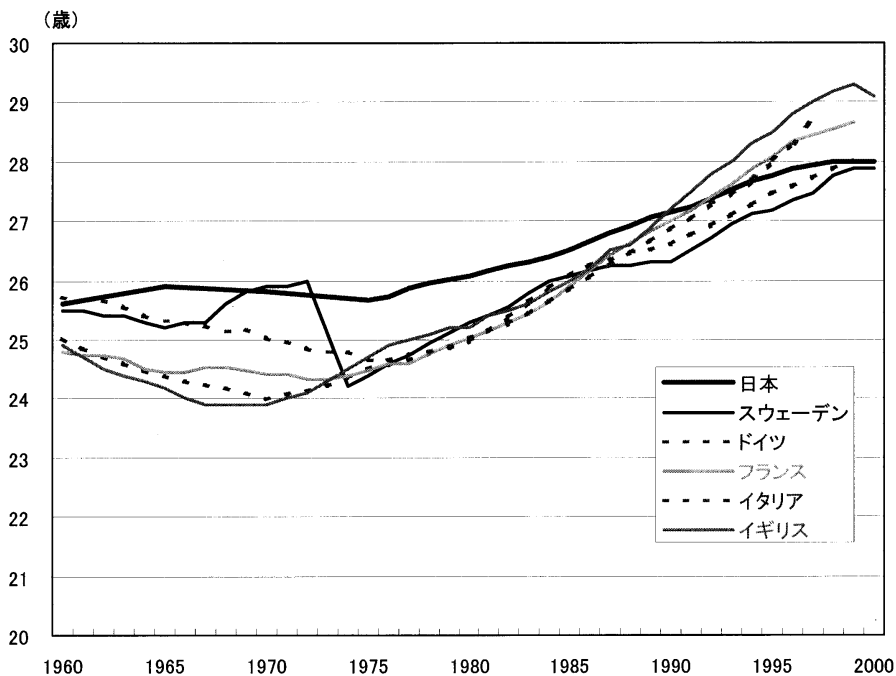
(資料) 総務省統計局 『国勢調査』

図表 3 9 平均初婚年齢



Source: Council of Europe 2001 Recent demographic development in Europe  
Office for National Statistics  
国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2002

図表 3 10 第1子平均出生年齢



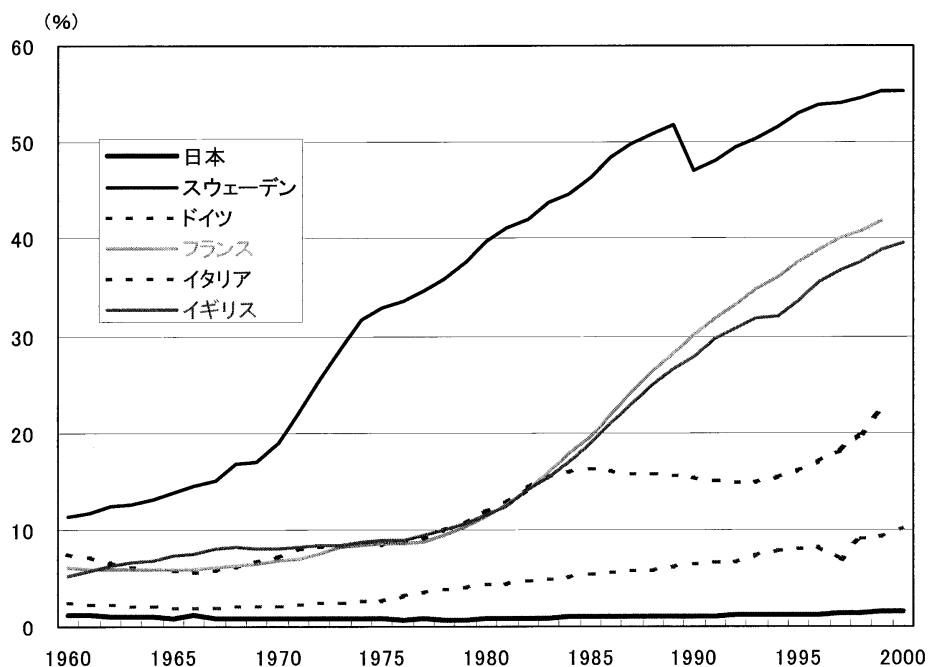
Source: Council of Europe 2001 Recent demographic development in Europe  
国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2002.

注釈: 第1子出生時の女性の平均年齢。但し、日本は国立社会保障人口問題研究所が年齢別出生率を基に算出した数値。

### 図表3 11

- 高出生率国グループでは、同棲・婚外子が拡がり晩婚・晩産の先送り現象を緩和した。  
低出生率国グループ、特に日本と南欧諸国では同棲・婚外子が拡がらなかった。
- 先進諸国間の比較では、婚外子割合が高い国ほどTFRが高い傾向が顕著である。
- 日本、南欧諸国、(ドイツ語圏諸国)における婚外子率の低さは、伝統的家族規範の強さ、換言すれば、ライフスタイル選択の自由度の低さを反映したものであろう。

### 図表3 12 婚外子割合

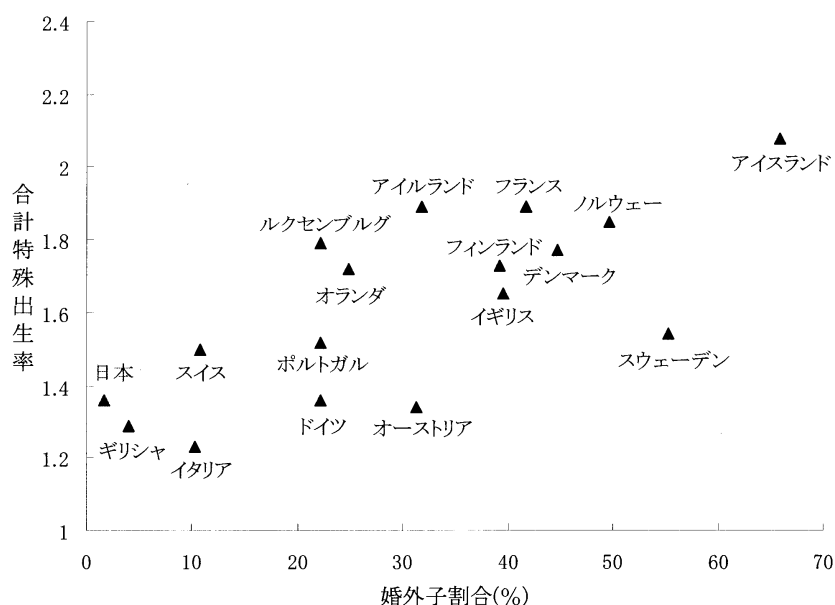


Source: Council of Europe 2001 Recent demographic development in Europe

国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2002.

注釈: 全出生に対する嫡出でない子の割合。

**図表 3 13 先進諸国における婚外子割合と出生率（2000年）**

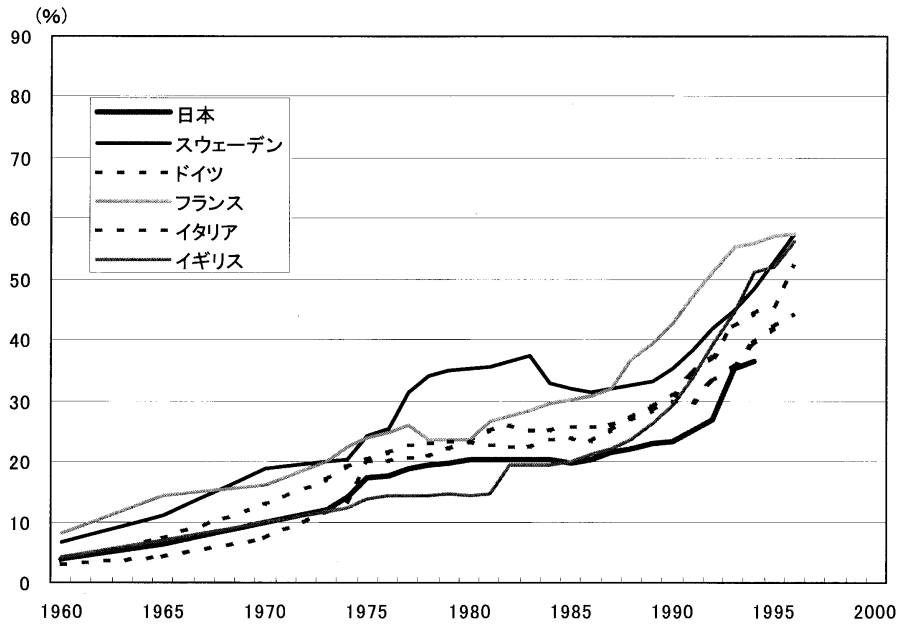


(資料) Council of Europe, Recent Developments in the Member States of the Council of Europe, 2001.

**図表 3 14 3.社会経済的背景**

- 先進諸国に共通する少子化の背景は、女性の社会進出にともなう「仕事と家庭(家事・育児・介護)の両立の難しさの増大」である。
- 先進諸国においては、60年代以降女性の高学歴化が続いてきたが、特に90年代に入り急激に進行した。  
高学歴化は賃金ポテンシャルの上昇をもたらす。
- 先進諸国においては、70年代以降、再生産年齢の女性の労働力率が上昇を続けた。  
女性の就業機会の拡大は育児の機会費用を高めた。

**図表 3 15 高等教育在学率**

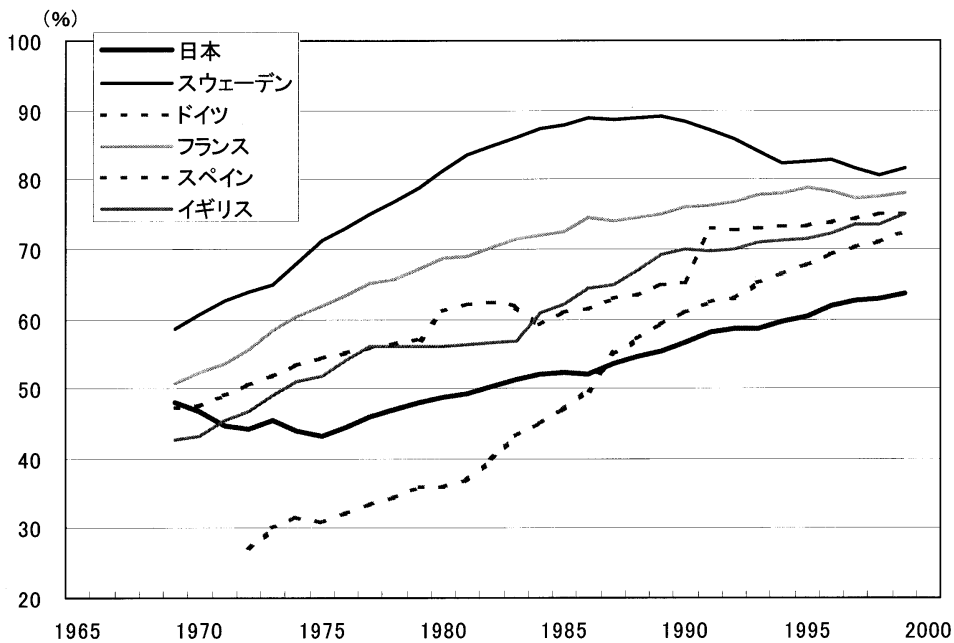


Source: UNESCO Statistical Yearbook

注釈: 女子の高等教育在学率。

グラフの数値は対象となる年齢人口に対する在学者の割合を女子について計算したもの。

**図表 3 16 女性の労働力率 (25-34歳)**



Source: OECD Labor Force Statistics

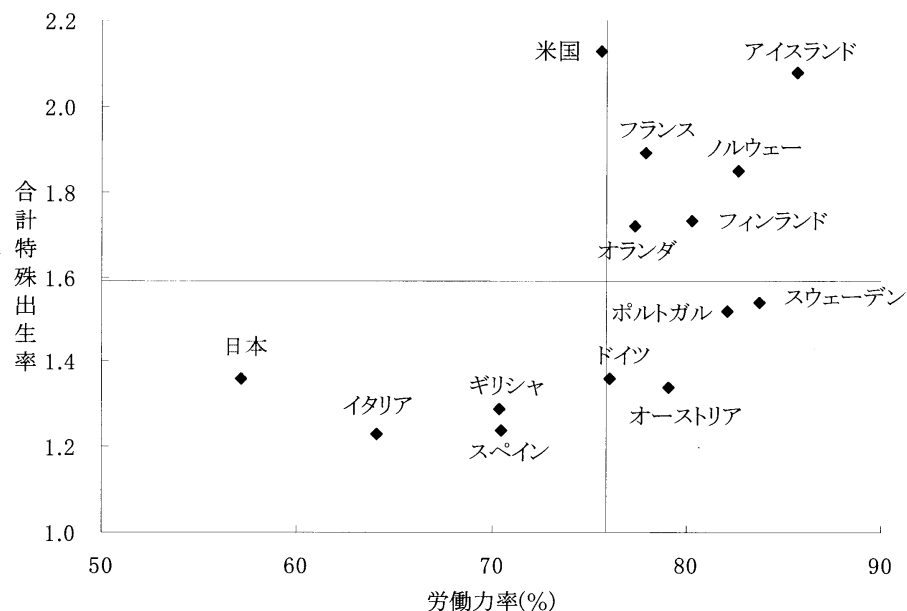
注釈: 女性の年齢別労働力率(25-34歳)。グラフの数値は、25-34歳人口に対する有業者の割合を女子について計算したもの。



### 図表 3 17

- 今日の時点で、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国は女性の労働力率も出生率も共に高い傾向があり、ドイツ語圏諸国は女性の労働力率のみ高い傾向があり、日本と南欧諸国は両方とも低い傾向がある。
- 高出生率国グループでは、子育ての機会費用を下げる社会的・政策的条件が働いているのに対し、低出生率国グループでは子育ての機会費用を高める社会的・政策的条件が働いているものと推測される。
- そのような社会的・政策的条件のひとつは、家庭内における伝統的性別役割分業意識（「男は仕事・女は家庭」）の強さである。

### 図表 3 18 女子(30-34歳)の労働力率と出生率の関係(2000年)

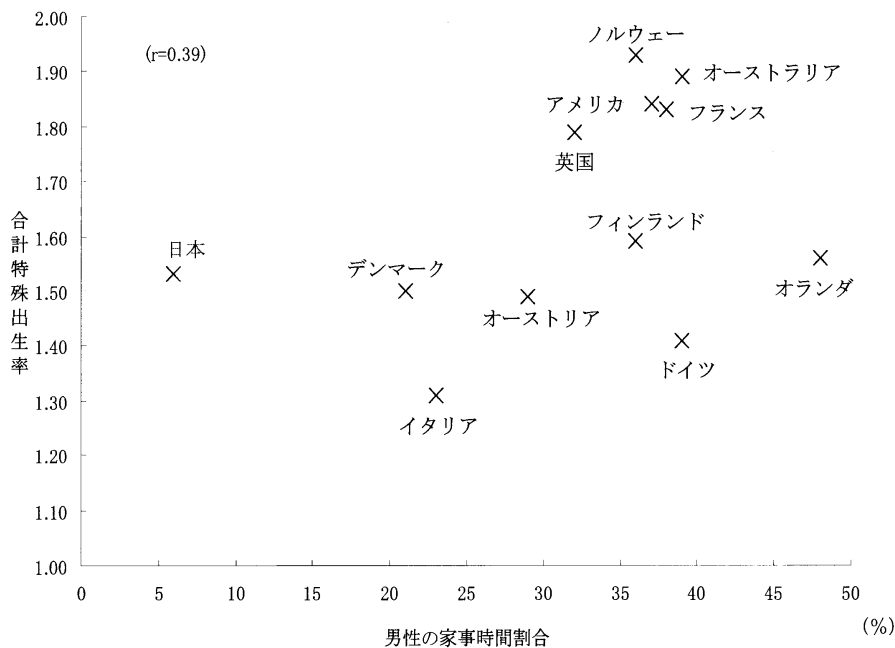


(資料) Council of Europe, Recent Demographic Developments in Europe 2001, 2001.

U.S.DHHS, National Vital Statistics Report, 50-5, 2002.

ILO, Year book of Labor Statistics, 2001.

**図表 3 19 先進諸国における男性の家事時間割合と出生率**



(資料) UNDP, Human Development Report 1995, 1995. 総務省統計局『平成3年社会生活基本調査報告書第1巻』1992.  
 (注) データ年次は各国の調査年次が異なるため1985-92年にまたがる。

**図表 3 20 家族政策の動向と地域差**

**1. 低出生率への政策的関心**

- 先進国のなかで、出生促進的政策目標を掲げる国は少ない(フランス語圏に限られる)。
- 低出生率国グループは、「出生率が低すぎる」との認識はもつが、出生促進的意図は否定している。
- 出生促進的政策目標が忌避される理由は何か？

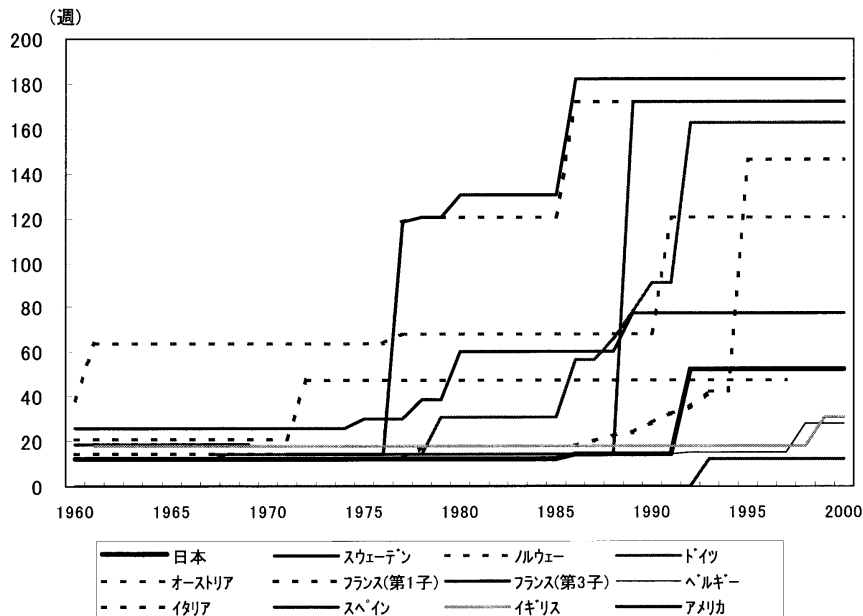
## 図表 3 21 2. 「仕事と家庭（育児）の両立支援策」

### (1) 出産・育児休業制度

- 出産休暇の期間と手当については各国間の差は小さい。
- 育児休業制度は、北欧諸国が所得補償型、フランス語圏・ドイツ語圏が一律手当型、南欧・英語圏諸国が無保障型の傾向あり。  
(ただし日本とイタリアは所得補償型)
- 最長休業期間は、3ヶ月～3年と多様。  
完全補償期間(休業中の給付の支給総額が休業前賃金の何週分に相当するかを計算したものは、北欧諸国とフランス(第3子以上)で40週を超え、日本も含めて他の国々は20週前後。

## 図表 3 22 出産・育児休暇期間の歴史的変遷（主要国）

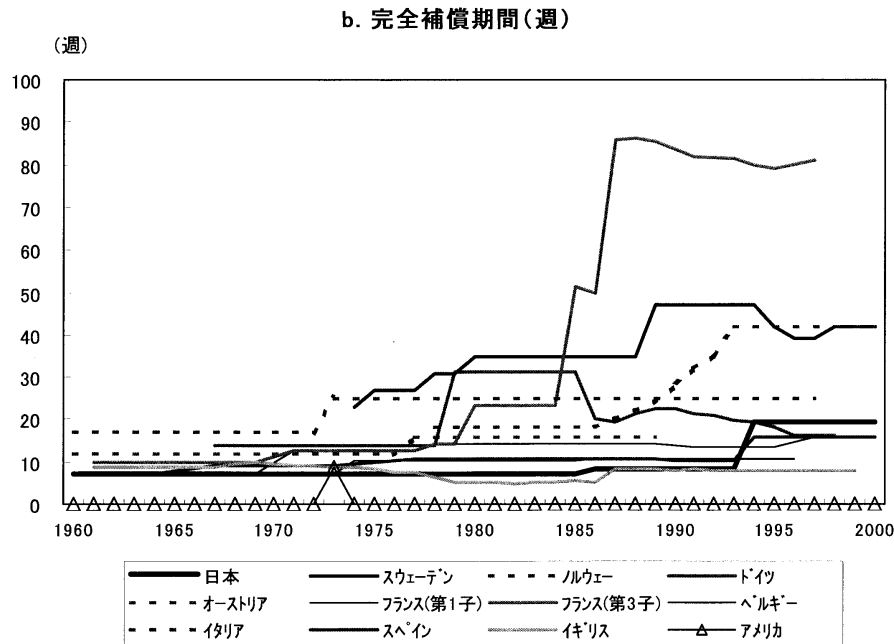
a. 最長期間（週）



Source: U.S. Department of Health, Education, and Welfare Social Security Programs Throughout the World Washington, DC: U.S. Government Printing Office.

注釈: 最長期間は、法律で定められた出産・育児休暇の最長期間(出産休暇と育児休暇の合計)。

図表3 23 出産・育児休暇期間の歴史的変遷（主要国）



Source: U.S. Department of Health, Education, and Welfare Social Security Programs Throughout the World Washington, DC: U.S. Government Printing Office.

注釈: 完全補償期間は、出産・育児休暇期間中に支払われる給付の合計が休業前賃金の何週分に相当するかを計算したもの(但し、所得に関係なく定額が支給される国については、製造業の平均賃金(女性)をベースに計算されている)。

図表3 24 (2) 保育サービス

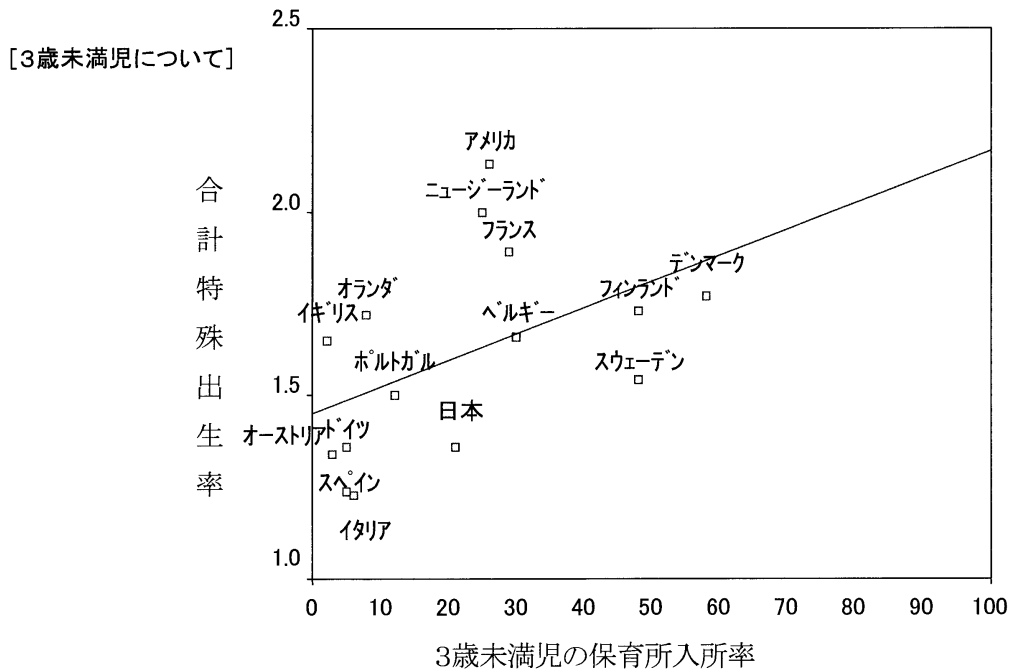
○保育施設入所率は、3歳以上6歳未満の子どもについては、ほとんどの国が70%以上と差がない。

ただし、日本は50%程度で低水準

○3歳未満児の保育施設入所率は、先進国の間で0~60%と大きな差がある。北欧諸国とフランス語圏諸国で高く、ドイツ語圏・南欧圏諸国で低い。日本は20%程度で中間的。

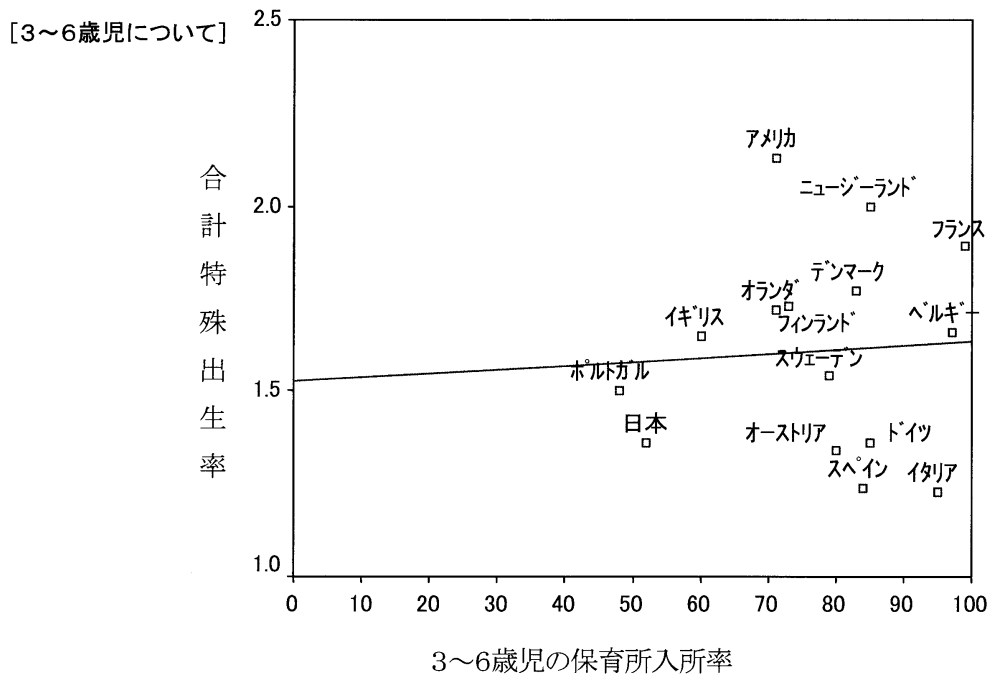
○3歳未満児の保育施設入所率と出生率の間には正の相関がみられる。

図表 3 25 保育施設入所率と出生率の関係



Source: Kamerman S.B. 2000 "Early childhood education and care: an overview of developments in the OECD countries" *International Journal of Educational Research* 33: 7-29.

図表 3 26 保育施設入所率と出生率の関係



Source: Kamerman S.B. 2000 "Early childhood education and care: an overview of developments in the OECD countries" *International Journal of Educational Research* 33: 7-29.

### 図表3 27

- 北欧諸国では、男性の育児への関わりを高める目的で、出産時に1~2週間の父親休暇、育児休暇中の1月を男性に限るパパ・クォーター制を導入している。
- 「仕事と家庭の両立施策」は全体として、まず北欧諸国、ついでフランス語圏諸国で手厚く、日本を含めて他の諸国は両グループに比べて低水準である。

### 図表3 28 3. 育児の経済的支援策

#### (1) 児童手当制度

- ヨーロッパ諸国の児童手当制度には支給率・適用年齢についてそれほど大きな差がみられず、歴史的変化も小さい。
- 一部英語圏諸国と日本の水準は低い。

#### (2) 所得税における控除

- 一部英語圏諸国と日本は税制における控除が経済的支援の中心。

#### (3) 経済的支援全体として

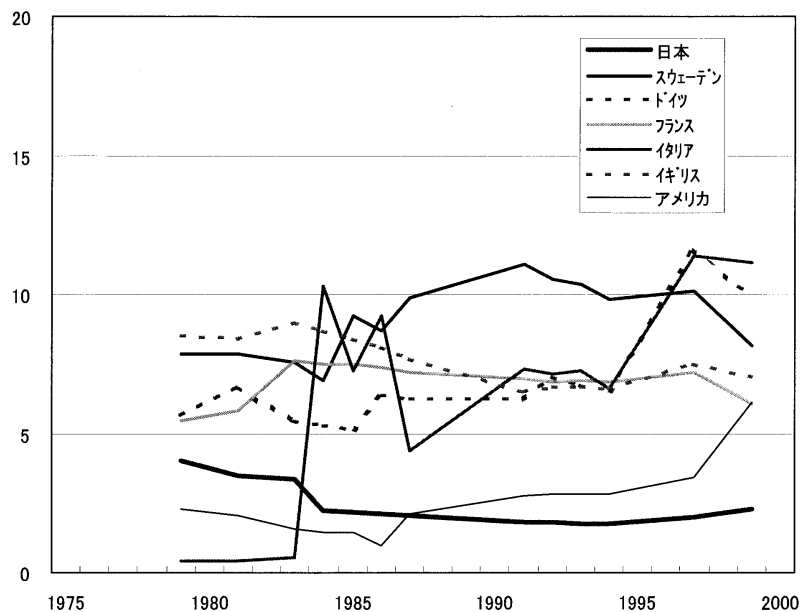
- 全体としてフランス語圏諸国が手厚く、北欧諸国・ドイツ語圏諸国がそれに続き、南欧圏・英語圏が最も低水準。
- 日本は先進国中、最も低水準の国のひとつ。

図表 3 29 平均的片働き世帯に対する経済的支援

	社会保障	税制		総給付
	児童手当	税額控除	扶養控除	
日本			2.28	2.28
スウェーデン	8.16			8.16
デンマーク	6.67			6.67
フィンランド	9.77			9.77
ノルウェー	8.36	1.37		9.73
ドイツ		9.86		9.86
オーストリア	12.92	4.34		17.26
オランダ	7.13			7.13
スイス	8.22		0.07	8.30
フランス	6.02			(6.02)
ベルギー	10.21	2.58		12.79
ルクセンブルグ	15.02	3.98		19.00
イタリア	9.44	1.73		11.17
スペイン			3.35	3.35
ポルトガル	5.05	2.71		7.76
ギリシャ				0
イギリス	7.02			7.02
アメリカ		3.34	2.75	6.09
オーストラリア	3.13			3.13
ニュージーランド				0
カナダ		6.32		6.32

Source: OECD The Tax/Benefit Position of Production Workers, OECD Taxing Wage 1999-2000  
 注: 平均的な子育て家庭(夫婦と子供2人、稼得者は1人)にとって、経済的支援(児童手当、税控除、総給付(両者の合計)の各々)が製造業の平均賃金に占める割合。

図表 3 30 平均的片働き世帯に対する経済的支援(総給付)の推移



Source: OECD The Tax/Benefit Position of Production Workers, OECD Taxing Wage 1999-2000  
 注: 平均的な子育て家庭(夫婦と子供2人、稼得者は1人で、収入は製造業の平均賃金)にとって、経済的支援(児童手当と税控除の合計金額)が所得に占める割合。

### 図表3 31

- 北欧諸国とフランス語圏諸国は、「仕事と家庭の両立支援」と「育児の経済的支援」の双方において最も手厚い政策を行っている。  
両グループの高出生率は、このような家族政策の手厚さによるものなのか。
- 日本と南欧諸国(ドイツ語圏諸国)は、全体として家族政策が弱い。両グループの低出生率は、このような家族政策の弱さによるものなのか。
- 英語圏の諸国は、全体として家族政策が最も弱い。それにもかかわらず、出生率が高いのはなぜなのか。



お 願 い

本報告書の内容を利用された場合，その掲載誌などを  
一部下記宛にご送付いただければ幸いです。

第7回厚生政策セミナー報告書  
**こども、家族、社会**  
- 少子社会の政策選択 -

---

2003年3月28日 発行

編集兼  
発行者

国立社会保障・人口問題研究所  
東京都千代田区内幸町2丁目2番3号  
日比谷国際ビル 6階

電話番号：(03)3595 - 2984

F A X：(03)3591 - 4816

郵便番号：100 - 0011

印刷者 統計印刷工業株式会社